

第37回岩手県食の安全安心委員会 次第

日時：令和8年1月29日（木）14：00～

場所：岩手県立県民生活センター 2階 大ホール

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議事

- (1) 委員長及び副委員長の選任について
- (2) 第4次岩手県食の安全安心推進計画（最終案）について
- (3) 第5次岩手県食育推進計画（答申案）について
- (4) 食の安全安心の確保に係る令和7年度の取組状況と次年度の取組方向について
 - ア 岩手県食の安全安心推進計画
 - イ 岩手県食育推進計画
- (5) 令和8年度岩手県食品衛生監視指導計画（素案）について
- (6) その他

5 答申

6 閉会

【資料】

次第	資料名	
4 (2)	資料 1	第 4 次岩手県食の安全安心推進計画（素案）に係るパブリック・コメント等の実施状況及び今後のスケジュールについて
	資料 1-1	第 4 次岩手県食の安全安心推進計画（最終案）概要
	資料 1-2	第 4 次岩手県食の安全安心推進計画（最終案）本文
4 (3)	資料 2	次期岩手県食育推進計画策定に向けた基本的方向についての審議状況及び今後のスケジュールについて
	資料 2-1	次期岩手県食育推進計画策定部会における主な委員意見一覧
	資料 2-2	第 5 次岩手県食育推進計画（答申案）概要
	資料 2-3	第 5 次岩手県食育推進計画（答申案）本文
4 (4) ア	資料 3	岩手県食の安全安心推進計画の令和 7 年度の実施状況と次年度の実施方向について
4 (4) イ	資料 4	岩手県食育推進計画の令和 7 年度の実施状況と次年度の実施方向について
4 (5)	資料 5	令和 8 年度岩手県食品衛生監視指導計画（素案）概要
	資料 5-1	令和 8 年度岩手県食品衛生監視指導計画（素案）本文
5	資料 6	次期岩手県食育推進計画（答申書）

第37回岩手県食の安全安心委員会 出席者名簿

【委員】

区分	氏名	所属	職	備考
消費者 を代表する者	佐々木 里美	岩手県社会福祉協議会・保育協議会	副会長	
	中村 靖子	岩手県消費者団体連絡協議会	常務理事	※新任
	菊地 セツ子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会	副会長	
	山口 真樹	一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	
	吉田 敏恵	岩手県生活協同組合連合会	専務理事	
食品関連事業者 を代表する者	吉田 良平	一般社団法人岩手県調理師会	常務理事	※新任
	田野 秀司	株式会社いわちく	専務取締役	
	小野寺 真由美	岩手県学校栄養士協議会	会長	
	佐藤 圭	一般社団法人岩手県食品衛生協会	専務理事	
	岸 伸年	岩手県漁業協同組合連合会	指導部長	※新任 (御欠席)
	信田 陽一	全国農業協同組合連合会岩手県本部	営農支援部長	
	近谷 裕司	丸モ盛岡中央青果株式会社	専務取締役	
	梁川 真一	一関まちづくり株式会社	代表取締役	
学識経験者	菊池 拓朗	株式会社岩手日報社	編集局報道センター報道部第二部長	
	佐藤 至	岩手大学獣医学部	教授	
	藤原 正俊	岩手大学獣医学部	准教授	※新任
	笹田 怜子	岩手県立大学盛岡短期大学部	講師	
	平澤 和樹	盛岡大学栄養科学部	講師	

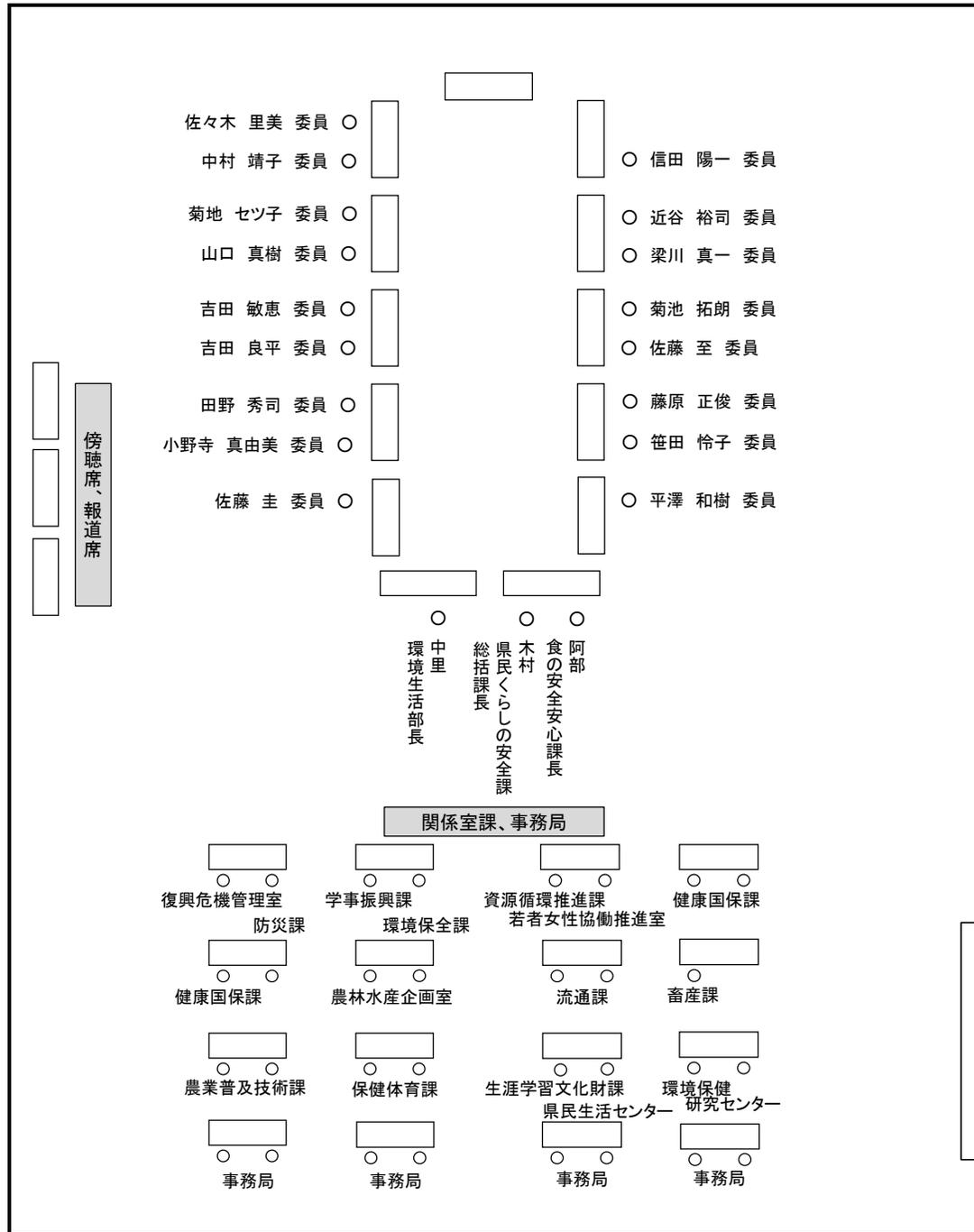
【関係室課等】

所属	職	氏名
復興防災部復興危機管理室	主任	高橋 昌平
復興防災部防災課	主査	櫻井 直之
ふるさと振興部学事振興課	主事	志和池 雄大
環境生活部環境保全課	主任主査	昆野 智恵子
環境生活部資源循環推進課	主任主査	川又 康明
環境生活部若者女性協働推進室	主任主査	浅沼 公紀
保健福祉部健康国保課	医務主幹	栃内 圭子
	主任	坂下 藤子
	主任主査	近藤 誠一
保健福祉部子ども子育て支援室		(※欠席)
商工労働観光部産業経済交流課		(※欠席)
農林水産部農林水産企画室	主任	田澤 英寿
農林水産部流通課	主任主査	小野寺 真希子
	主任	渡邊 紀之
農林水産部農業振興課		(※欠席)
農林水産部農業普及技術課	主任主査	阿部 敦
	上席農業普及員	内田 愛美
農林水産部農産園芸課		(※欠席)
農林水産部畜産課	主任主査	昆野 雄介
農林水産部水産振興課		(※欠席)
教育委員会事務局保健体育課	担当課長	粒來 幸次
	指導主事	菅原 史子
教育委員会事務局生涯学習文化財課	社会教育主事	熊谷 啓之
環境保健研究センター	首席専門研究員兼 衛生科学部長	千葉 和久
県民生活センター		(※欠席)

【事務局】

所属	職	氏名
環境生活部	部長	中里 裕美
環境生活部県民くらしの安全課	総括課長	木村 真智
	食の安全安心課長	阿部 嘉智
	主査	晴山 久美子
	主査	山口 真右
	主任	間澤 大地
	主事	金野 吉星
	主事	引屋敷 俊
	主事	齋藤 楓

第37回岩手県食の安全安心委員会 配席図



第 4 次岩手県食の安全安心推進計画（素案）に係るパブリック・コメント等の実施状況及び今後のスケジュールについて

1 経緯

第 36 回岩手県食の安全安心委員会（令和 7 年 9 月 26 日開催）において答申をいただいた素案について、県議会 12 月定例会での報告、パブリック・コメント、地域説明会（県内 3 カ所）等を行い、頂いた意見を踏まえ、今般、最終案としてとりまとめたため、報告するもの。

2 パブリック・コメント等の実施状況

- (1) **パブリック・コメント** 令和 7 年 11 月 18 日（火）～令和 7 年 12 月 17 日（水）
行政情報センター等への配架、県公式ホームページへの掲載による周知
郵送、FAX、電子メールにより受付
- 地域説明会** 【釜石会場】令和 7 年 11 月 20 日（木）、参加者数 30 名 【奥州会場】令和 7 年 11 月 21 日（金）、参加者数 26 名
【盛岡会場】令和 7 年 12 月 11 日（木）、参加者数 23 名 【久慈会場】※地震・津波により中止
- (2) **意見件数**
0 件

3 令和 7 年 12 月県議会定例会における意見

県議会 12 月定例会において、委員から頂いた意見を踏まえ、以下のとおり反映させたもの。

(1) 意見の反映状況

No.	区分	検討結果（県の考え方）	該当頁
1	【第 2 章】食の安全安心の確保のための施策（施策 1 生産段階における食品の安全性の確保への支援）	関連する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」との整合性を図り、併せて分かりやすい表現とするため、文面を改編のうえ、注釈を追記。	14

(2) 意見の概要

2 ページ目以降のとおり。

4 今後の策定スケジュール

時期	内容
令和 8 年 1 月 29 日	第 37 回岩手県食の安全安心委員会（最終案報告）
2 月	県議会 2 月定例会（承認議案提出）
3 月	次期計画策定・公表

5 第 4 次岩手県食の安全安心推進計画（最終案）

概要版は資料 1-1、本文は資料 1-2 のとおり。

令和7年12月県議会定例会における意見の概要

No.	区分	意見の内容	検討結果（県の考え方）	該当頁
1	【第2章】食の安全安心の確保のための施策 (施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援)	<p>農林水産部所管の計画では、「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」があり、食の安全安心推進計画に掲げる施策の1、4、7は農林水産部と関連がある。食の安全安心推進計画（本文）施策1の14ページには、安全安心な産地づくりに向けた継続的な取組みでJGAPとなっている一方、農林水産部所管の計画では国際GAPとなっているが、整合性はどうか伺う。</p> <p>環境負荷の少ない産地づくりについては、農林水産部の方では、財源だけでなく、人も限られてくる。それぞれがバラバラに違う方法に向いていると、結局、何も成し遂げられなくなるので、しっかり連携を密にして突き抜けていってほしい。食の安全安心は当たり前のことであり、地産地消に結び付けて、農業振興とも連動してやって行くということに本当の意味がある。</p> <p>JGAPと国際GAPの評価方法や取得方法は全く異なる。実際に現場ではどちらをやったらいいかとなるので、しっかり連携を図ってほしい。</p>	<p>関連する「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」との整合性を図り、併せて分かりやすい表現とするため、文面を改編のうえ、注釈を追記しました。</p>	14

【意見を踏まえた修正内容】

修正前	修正後
<p>(1) 安全・安心な産地づくりに向けた継続的なGAPの取組・活用の推進</p> <p>ア 農産物の生産段階におけるGAPの取組 生産者の継続的なGAPの取組を推進するため、JA等の関係機関・団体と連携し、指導者の理解促進や指導能力の向上に取り組むとともに、先進的な産地や生産者の取組を周知すること等により、GAPの取組の面的な拡大を図ります。</p> <p>イ 畜産物の生産段階におけるGAPの取組 GAPの普及に向けたセミナーや指導員養成研修等を活用し、県内の畜産経営体に対して制度を普及するとともに、指導体制を整備し、JGAP¹⁵認証の取得を誘導します。また、規模を拡大した畜産経営体に対し、GAP手法を活用した経営管理や労務管理等に関する指導を行うことにより、経営の安定化を図ります。</p> <p>¹⁵ JGAP (Japan Good Agricultural Practices) とは、「日本の良い農業の実践」を意味し、日本の農業における持続可能な実践を促進する認証制度のこと</p>	<p>(1) 安全・安心な産地づくりに向けた継続的なGAP¹⁴の取組・活用の推進</p> <p>ア 農産物の生産段階におけるGAPの取組 生産者の継続的なGAPの取組を推進するため、JA等の関係機関・団体と連携し、指導者の理解促進や指導能力の向上に取り組むとともに、先進的な産地や生産者の取組を周知すること等により、国際水準GAP¹⁵の取組を推進します。</p> <p>イ 畜産物の生産段階におけるGAPの取組 GAPの普及に向けたセミナーや指導員養成研修等を活用し、県内の畜産経営体に対して制度を普及するとともに、指導体制を整備し、JGAP畜産¹⁶認証の取得を誘導します。また、規模を拡大した畜産経営体に対し、GAP手法を活用した経営管理や労務管理等に関する指導を行うことにより、経営の安定化を図ります。</p> <p>¹⁴ GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) : 農業生産の各工程の実施、記録、点検・評価を行うことによる持続的な改善活動。</p> <p>¹⁵ 国際水準GAP : GAPのうち、農林水産省が食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含むGAPについて、ガイドラインを作成し普及を推進しているもの。このうち、農業者が実施するGAPの取組を第三者が審査し証明する認証GAPがあり、JGAP、GLOBALG. A. P. が該当する。</p> <p>¹⁶ JGAP畜産 (Japan Good Agricultural Practices) : JGAPのうち家畜や畜産物を対象とした基準。</p>

No.	区分	意見の内容	検討結果（県の考え方）	該当頁
2	【第2章】食の安全安心の確保のための施策（施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進）	施策4の20ページ、環境負荷の少ない産地づくりは農林水産部において策定をしている「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」で謳っているところであり、食の安全安心推進計画にもこれと連動してしっかりやっていくといった内容を記載すべきと考えるが見解を伺う。	施策4の20ページについては、環境負荷の少ない産地づくりの取組について、「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」をまとめて記載したものであり、連動した取組内容となっています。	20
3	【第3章】計画の推進・進管理	41ページから記載されている指標項目一覧について、施策1及び施策4の環境負荷低減GAPというのは農林水産部において策定をしている「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」におけるGAPの取組であり、生産者数や面積等の内容が目標として記載されているが、産地づくりということであれば、食の安全安心推進計画にも同じ目標を設定すべきだと考えるが、主要指標の見直しについて考え方を伺う。	「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」においては、環境負荷低減事業活動についての目標、具体的な取組を記載しているものであり、GAPの取組としては、国際水準GAP取組産地割合を目標としており、生産者数や面積については、有機農業に関する目標となっています。 一方で、「第4次岩手県食の安全安心推進計画」における指標は、これらの取組の他、環境負荷の少ない産地づくりの推進に関し、「産地の取組を消費者等に広く情報発信する」ことで、食の安全安心についての理解醸成を図ることを目的として設定しており、理解醸成に向けた研修会への受講者数としているものです。	41
4	【第3章】計画の推進・進管理	施策7では食の安全安心で学校給食や地産地消を推進していくと記載されているが、41ページの指標ではSNSの投稿閲覧数が設定されているが、43ページの参考指標として設定されている学校給食で県産食材をどれだけ使うか、県産食材の金額ベース・重量ベースというのを主要指標とするべきではないか。 地産地消を促していくべきだし、食の安全安心推進計画の筆頭にも、地域に根差した食育を進めますと明言していることから、主要指標の見直しについて考え方を伺う。	学校給食における県産食材の金額ベース・重量ベースについては、現在並行して策定を検討している「第5次岩手県食育推進計画」における主要指標として設定し、達成状況の評価を計っていきます。	41～43

いわて県民計画（2019～2028）

岩手県食の安全安心推進条例

岩手県食の安全安心推進計画（2026～2030）

- 政策項目29「食の安全安心を確保し、地域に根差した食育を進めます」
【食の信頼向上の推進】
- ・ 食品営業事業者に対するHACCPの普及と自主衛生管理の実施
- ・ 食の信頼確保向上に向けたリスクコミュニケーションや出前講座等の実施
- ・ 消費者に向けた食品の安全安心に関する情報の発信

- 岩手県食の安全安心推進条例の基本理念
- ・ 食品を摂取する県民の視点に立って必要な施策を講じる
- ・ 食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する措置を講じる必要
- ・ 事業者、県民、県等すべての関係者の相互理解と連携
- ・ 環境に及ぼす影響について配慮

- 計画の位置付け
- ・ 岩手県食の安全安心推進条例第7条の規定に基づき、本県が定める基本的な計画であり、条例に規定する基本的な施策項目を総合的かつ計画的に推進する計画であるもの。
- ・ 「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プランにおける政策項目29「食の安全安心を確保し、地域に根差した食育を進めます」の具体的な推進政策である実行計画であるもの。

現行計画の施策

条例第5条：食品関連事業者の責務

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

（条例第10条：食の安全安心の確保に関する自主的な活動への支援）

- 施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援
- 施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援（条例第12条：人材の育成）
- 施策3 食の安全安心に関わる人材の育成（条例第14条：環境に配慮した活動の促進）
- 施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

条例第6条：県民の役割

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

- （条例第11条：食品の適正な表示の推進）
- 施策5 食品の適正表示の推進
- （条例第13条：信頼関係構築のための相互理解の増進）
- 施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進（条例第19条：食品等の自主的な回収の報告）
- 施策7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供（条例第18条：食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発）
- 施策8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

条例第4条：県の責務

III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

- （条例第15条：指導、助言等）
- 施策9 生産段階における監視・指導
- 施策10 製造・加工、流通段階における監視・指導
- 施策11 輸入食品に対する監視・指導（条例第16条：危機管理体制の整備等）
- 施策12 危機管理体制の充実
- 施策13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進（条例第17条：情報の提供及び危害情報等の申出に対する措置）
- 施策14 情報の提供と相談体制の充実

現行計画の取組と課題

【取組】

- (1) 農産物や畜産物の生産段階におけるGAP認証の推進、農場HACCPの導入支援
- (2) 食品安全サポーターの巡回指導、研修会の開催によるHACCPに沿った衛生管理の普及
- (3) 農業管理使用アドバイザー養成研修の実施、食品衛生推進員講習会の開催、食品衛生責任者養成講習会の実施による食の安全安心に関わる人材育成
- (4) 環境負荷の少ない農業を促進する研修会の開催

【課題】

- 改正食品衛生法が施行され、HACCP制度の導入及び定着のため、事業者に対する衛生管理計画の作成の意味や記録の必要性の普及に向けた継続的な取組が必要。
- HACCP制度の導入率について、現状把握できる指標項目の設定。
- 食中毒や食品衛生法違反（残留農薬基準超過）などは依然として発生。

【取組】

- (1) 食品表示に関する店舗への指導、食品表示110番の設置と県民から相談等の対応・指導の実施、食品表示ウォッチャーの委嘱による監視
- (2) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施、食の安全安心に関する出前講座等の実施
- (3) 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供
- (4) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施、食品の安全性等に関する情報の提供、生産者と消費者の結び付きを深めた産地消費取組の支援

【課題】

- 県民が食品の安全性又は信頼性に不安を感じている割合は依然として高く推移。「食品購入にあたって不安を感じる人の割合」R1:49.3% → R6:44.5%
- 食を取り巻く環境が変化中、産地偽装、細菌やウイルス等による食中毒や健康食品による健康被害など、食に対する不安を増す事案が発生。
- 継続した広報媒体等を活用した普及啓発等の取組が必要。

【取組】

- (1) 農薬適正使用研修会の開催、動物用医薬品使用実態調査の実施、サーベイランスの実施、水産物の衛生管理に係る指導
- (2) 食品衛生監視員による県内流通食品の検査及び監査・指導
- (3) 輸入食品に対する収去検査と監視・指導
- (4) 危機管理訓練等の実施、危機管理に関するマニュアル等の整備
- (5) 食の安全安心を支えるために必要な試験検査に関する研究の実施
- (6) 放射性物質検査及び検査結果の公表

【課題】

- 食中毒や食品衛生法違反（残留農薬基準超過）などは依然として発生。
- 輸入食品に対する県民の不安感は依然として高く推移。
- 継続した輸入食品を含む県内流通食品の検査と結果公表等の取組が必要。

次期計画における3つの柱と13の施策

【基本目標】県民に信頼される食品が生産・供給され、安全で安心な食生活が営める社会

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

【目指す姿】食料を生産する上で良好な自然環境のもと、県内の食品関連事業者による安全な食品の生産・供給が行われています。

- 施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援
・ 継続的なGAPの取組・活用の推進等
- 施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援
・ HACCPに沿った衛生管理についての取組の支援
- 施策3 食の安全安心に関わる人材の育成
・ 農業管理使用アドバイザー、食品衛生推進員、食品適正表示推進者等の育成
- 施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進
・ 環境負荷の少ない農業技術の普及拡大

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

【目指す姿】食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程における食品の安全性及び信頼を確保するための取組が県民に理解されています。

- 施策5 食品の適正表示の推進
・ 食品表示に関する店舗への指導、食品表示ウォッチャーの委嘱、不当表示等に対する指導、品の虚偽又は誇大広告に関する指導等
- 施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進
・ 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進、食の安全安心に関する出前講座の実施、食品ロス削減のための普及啓発の実施、フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進等
- 施策7 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発
・ 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進、食育を通じた農林水産業に対する理解の増進

III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

【目指す姿】食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程など食品を供給する各段階において、安全で安心できる食品を供給するための食品の安全性や食品表示などに関する監視・指導が適切に行われるとともに、食に関する危機管理体制、試験研究体制及び相談体制等、県民の食の安全安心を支える体制が整備されています。

- 施策8 生産段階における監視・指導
・ 農薬適正使用の指導、家畜伝染性疾患の発生予防の検査・監視、水産物の衛生管理の指導、貝毒及びノロウイルスの監視の指導等
- 施策9 製造・加工、流通段階における監視・指導
・ 県内流通食品の検査及びHACCPに沿った衛生管理も踏まえた監視・指導、食品の残留農薬や添加物等の検査実施、「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導等
- 施策10 輸入食品に対する監視・指導
・ 輸入食品に対する収去検査と監視・指導等
- 施策11 危機管理体制の充実
・ 食中毒等発生時における被害の拡大防止等
- 施策12 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進
・ 残留農薬や動物用医薬品の分析体制の強化等
- 施策13 情報の提供と相談体制の充実
・ 食の安全安心に関する情報の発信、食品に関する相談の実施、県産食材等の放射性物質検査及び結果の公表、自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供等

現行計画における指標の状況

	主要指標	単位	R6 (目標値)	R6 (達成度)	
施策1	県産農産物における食品衛生法違反（残留農薬基準超過）及び自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合	%	100%	100%	達成
施策2	HACCPに沿った衛生管理に関する講習会の受講者数（累計）	人	1,800人 (7,200人)	4,056人 (17,197人)	達成
施策3	食品衛生推進員（食品安全サポーター）によるHACCPシステムの考え方に基づく衛生管理導入の現場指導立入施設数	施設	5,000施設	5,712施設	達成
施策4	環境負荷の少ない農業を促進する研修会の開催	回	3回	5回	達成
施策5	食品表示法違反による改善命令等件数	件	0件	0件	達成
施策6	食の安全安心に関する講座型リスクコミュニケーションの延べ受講者数	人	100人	132人	達成
施策7	県産農産物における自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合（再掲）	%	100%	100%	達成
施策8	食の安全安心に関する出前講座等の実施回数	回	160回	122回	未達成
施策9	本県産の貝毒食中毒発生件数	件	0件	0件	達成
施策10	流通食品検査等の基準適合率	%	99.2%	99.9%	達成
施策11	輸入食品に関する残留農薬基準超過等の食品衛生法違反件数	件	0件	0件	達成
施策12	食中毒対策緊急連絡訓練実施回数	回	2回	2回	達成
施策13	残留農薬の新たな分析法開発に関する研究等の共同実施回数（累計）	回	1回 (4回)	1回 (4回)	達成
施策14	食品衛生監視員の資質向上に係る外部研修等への派遣人数	人	7人	12人	達成

食の安全安心に関する国の状況

- ・ 国内においては、カンピロバクター、ノロウイルス、アニサキス等を中心に、大規模かつ広域的な食中毒、食品による健康影響等が継続的に発生している。
- ・ 機能性表示食品を起因とする健康被害が発生した。
- ・ 食品流通のグローバル化に伴い、食品の輸出入は増加傾向である。
- ・ 消費者の食に対する意識変化に伴う食の選択肢の多様化が見られる。
- ・ SNS等の普及に伴い、誤情報の拡散が社会的問題になっている。
- ・ 改正食品衛生法の完全施行により、HACCPに沿った衛生管理等が制度化された。
- ・ 食品表示基準の制度改正が続いている。

食中毒発生件数（総件数）の推移



営業施設における食中毒発生件数の推移



出典：厚生労働省「食中毒統計」を基に作成

食の安全安心に関する本県の状況

【本県の発生状況】

- ・ 食中毒の発生件数（うち営業施設数）
R1:8件(4件) → R6:9件(4件)
- ・ 不良食品の発生件数
R1:49件 → R6:74件
- ・ 食品衛生法に基づく回収命令事案
R1:0件 → R6:1件
- ・ 食品表示法違反による改善命令等件数
R1:0件 → R6:0件
- ・ 輸入食品に関する残留農薬基準超過等の食品衛生法違反件数
R1:0件 → R6:0件
- ・ 流通食品の放射性物質濃度の基準値超過件数
R1:0件 → R6:0件

【令和6年度食の安全安心に関する意識調査結果】

- 調査対象：希望郷いわてモニター 200人 調査期間：令和7年1月
回答者数：166人 回答率：83.0%
- 食品購入にあたって不安を感じる人の割合 44.5%
 - 県産食材の購入にあたって不安を感じる人の割合 8.5%
 - 食品に対して不安を感じる理由
 - ① 農薬や添加物等食品そのものの安全性 60.8%
 - ② 輸入食品の安全性 56.6%
 - ③ 産地偽装等の偽装表示 34.3%
 - 食の安全安心確保のための行政の取組に求めること
 - ① 食品関連事業者の意識改革、モラル向上 43.0%
 - ② 食品表示の監視・指導の強化 39.4%
 - ③ 農薬等の適正な使用に関する指導の強化 33.9%
 - 食の安全安心の確保のために消費者がなすべきこと
 - ① 食の安全安心への関心を高めること 64.8%
 - ② 環境に配慮した消費行動 47.9%
 - ③ 食の安全安心に取り組む生産者からの購入 47.3%

第4次岩手県食の安全安心推進計画 主要指標

条例	柱	施策	No.	指標項目	基準年度 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R9)	目標値 (R10)	目標値 (R11)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	条例	柱	施策	No.	指標項目	基準年度 (R6)	目標値 (R8)	目標値 (R9)	目標値 (R10)	目標値 (R11)	目標年度 (R12)	指標設定の考え方	
(第10条) 食の安全安心の確保に関する自主的な活動への支援	I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進	施策1	1	生産段階における食品の安全性の確保への支援	100% (※2)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	(第15条) 指導、助言等	III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実	施策8	9	生産段階における監視・指導	0件	0件	0件	0件	0件	0件	過去5年間と同等の適合率を維持します。	
		施策2	2	製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援	54.5%	60%	70%	80%	90%	100%	HACCPに沿った衛生管理の導入率(衛生管理計画の作成率)の割合(※3)			100%	99.9% (※8)	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%					
施策3		3	食の安全安心に関わる人材の育成	4,736 施設 (※4)	5,000 施設	5,000 施設	5,000 施設	5,000 施設	5,000 施設	5,000 施設	自主的な衛生管理の取組を進めるため、食品安全サポーターを委嘱・育成し、営業者への現場指導を行います。			11	施策10	11	輸入食品に対する監視・指導	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
施策4		4	環境負荷の少ない産地づくりの推進	619人	600人	600人	600人	600人	600人	600人	令和6年度の実績と同等の受講者数を維持します。													
(第12条) 人材の育成																								
(第14条) 環境に配慮した活動の促進																								
※1 事件発生の都度、対応状況を検証・評価し算出するもの。 ※2 令和6年度においては1件事案の発生があり、100%であったもの。 ※3 保健所における衛生管理計画の内容を確認した件数から算出するもの。 ※4 令和3年度から令和6年度までの平均立入施設数																								
(第11条) 食品の適正な表示の推進	II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進	施策5	5	食品の適正表示の推進	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	(第16条) 危機管理体制の整備等		施策11	12	危機管理体制の充実	12人	12人	12人	12人	12人	12人	12人	令和6年度の実績と同等の受講者数を維持します。
(第13条) 信頼関係構築のための相互理解の増進		施策6	6	食品の信頼向上のための相互理解の増進	96% (※5)	96%	96%	96%	96%	96%	96%			令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。	食品衛生監視員の資質向上に係る外部研修等への派遣人数									
(第18条) 食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発		施策7	7	食の安全安心に関するSNS(X)の投稿閲覧数	38,400 回 (年間) (※6)	40,000 回 (年間)			食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を食育とも連携して幅広く発信します。	施策12	13	食品の安全性確保等に関する調査研究の推進	1件	1件	1件	1件	1件	1件	1件					
	8		食の安全安心に関する出前講座等における受講者数	3,900人 (※7)	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	令和元年度の実績を上回ることを目指します。	施策13	14	情報の提供と相談体制の充実	100% (※10)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	農業取締法に基づき、迅速に対象農産物を特定し、卸売業者等と連携し、残留農薬基準値を超過した県産農産物を回収するなどの適切な対応を行います。
※5 令和6年度講座型及び劇場型リスクコミュニケーションにおけるアンケートの理解度の平均値 ※6 令和6年度における県のSNSを活用した食の安全安心に関する1回あたりの投稿閲覧数の平均値(3,200回)から算出したもの。 ※7 令和元年度における食の安全安心に関する出前講座の受講者数 ※8 令和2年度から令和6年度の平均値 ※9 事件発生の都度、対応状況を検証・評価し算出するもの。 ※10 令和6年度においては1件事案の発生があり、100%であったもの。																								

第4次岩手県食の安全安心推進計画 参考指標

条例	柱	施策	No.	指標項目	実績値 (R6)	条例	柱	施策	No.	指標項目	実績値 (R6)				
(第10条) 食の安全安心の確保に関する自主的な活動への支援	I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進	施策1	1	生産段階における食品の安全性の確保への支援	生乳検査における体細胞数50万/ml未満の農家割合※11	96.1%	(第15条) 指導、助言等	施策8	生産段階における監視・指導	12	水産物の高度衛生品質管理地域認定数	10地域			
			2	HACCPに沿った衛生管理に関する講習会の受講者数	4,056人	13				生食用カキのノロウイルス検査実施割合	100%				
		施策2	3	製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援	営業施設を原因とする食中毒の発生件数	3件				14	食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合(再掲)	137.5%			
			4	食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合	137.5%	15				監視指導計画に対する収去検査実施割合	101.1%				
(第12条) 人材の育成	II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進	施策3	5	食の安全安心に関わる人材の育成	食品衛生推進員の資質向上のための講習会の開催	1回		III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実	施策9	製造・加工、流通段階における監視・指導	16	いわゆる「健康食品」による健康被害に対する関係法令に基づく処分又は告発件数	0件		
(第14条) 環境に配慮した活動の促進			施策4	6	環境負荷の少ない産地づくりの推進	環境負荷の少ない農業を促進する研修会の開催					5回	17	残留農薬の基準超過や遺伝子組み換え食品による食品衛生法違反件数	0件	
(第11条) 食品の適正な表示の推進	II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進	施策5		7	健康増進法に基づく広告違反事例に対する是正、改善率	100% (0件)					(第16条) 危機管理体制の整備等	施策10	輸入食品に対する監視・指導	18	と畜場及び食鳥処理場における外部検証検査適合率
(第13条) 信頼関係構築のための相互理解の増進			施策6	8	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数	172人 (※12)								19	監視指導計画に対する収去検査実施割合(再掲)
(第18条) 食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発	II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進	施策7		10	給食施設での県産食材利用率(重量ベース)※13	59.9% (※14)		(第17条) 情報の提供及び危害情報等の申出に対する措置	施策11	危機管理体制の充実					
			11											学校給食における県産食材の利用割合(金額ベース)※15 国産食材の利用割合(金額ベース)※16	県産60.7% 国産90.2%
				22	流通食品の放射性物質収去検査における基準値以下の割合	100%									

※11 体細胞数は、生乳を生産する家畜の健康状態を示す数値で、衛生的乳質の指標の1つとされている。指定生乳生産団体が定める乳質格差制度において規制を受けない50万/ml未満の農家割合を指標としたもの。

※12 令和6年度講座型及び劇場型リスクコミュニケーションにおける受講者数の延べ人数

※13 県内の給食施設において、2年に1回(毎月の1週間)給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

※14 隔年調査のため、令和4年度の値。

※15 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回(各5日間)実施する調査。

※16 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回(各5日間)実施する調査。

第4次岩手県食の安全安心推進計画 (最終案)

令和8年2月

岩 手 県

目次

第1章 計画の基本的事項	2
第1節 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 関係者の責務と役割	
4 SDGsへの貢献	
5 計画の期間	
第2節 食の安全安心に関する現状と課題	4
1 食の安全安心を取り巻く現状	
2 これまでの食の安全安心に関する施策の成果及び課題	
3 今後の施策の方向性	
第3節 計画の基本目標等	11
1 計画の基本目標	
2 計画の施策体系	
第2章 食の安全安心の確保のための施策	14
I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進	14
施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援	
施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援	
施策3 食の安全安心に関わる人材の育成	
施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進	
II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進	21
施策5 食品の適正表示の推進	
施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進	
施策7 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	
III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実	28
施策8 生産段階における監視・指導	
施策9 製造・加工、流通段階における監視・指導	
施策10 輸入食品に対する監視・指導	
施策11 危機管理体制の充実	
施策12 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進	
施策13 情報の提供と相談体制の充実	
第3章 計画の推進・進行管理	40
1 計画の推進	
2 国や自治体との連携	
3 施策の評価、指標の設定及び施策の公表	
参考資料	45
1 食の安全安心に関するアンケート調査結果	
2 岩手県食の安全安心委員会委員名簿	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、平成15年8月に「岩手県食の安全・安心に関する基本方針」を策定するとともに、平成16年2月に、基本方針に基づく行動計画である「岩手県食の安全・安心アクションプラン」を策定し、食品等の安全性及び県民の食品等に対する信頼（以下「食の安全安心」という。）の確保を図ってきました。

平成22年7月には、食の安全安心の確保に関する基本理念や基本的な施策等を定めた「岩手県食の安全安心推進条例」（平成22年岩手県条例第37号。以下「条例」という。）を制定しました。条例に基づき、平成23年3月に「岩手県食の安全安心推進計画」（以下「計画」という。）を、平成28年3月には第2次の計画を策定し、食品関連事業者¹、県民及び行政の三者がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携、協力しながら、食の安全安心の確保のための施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

しかし、国内においては大規模かつ広域的な食中毒、不適正な食品表示、健康食品による健康影響など食の安全を脅かす事件が依然として発生しており、食品衛生法や食品表示法の改正など制度の変更が行われています。

県内においても、食中毒、食品偽装や農薬残留基準超過事案などが発生しており、県民の食の安全安心の確保に対する要請は高まっています。

令和7年度で、第3次の計画期間が終了することから、県民の健康の保護が最も重要であるという条例の基本理念のもと、条例に基づき、食の安全安心の確保のための施策を一層推進するため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする第4次の計画を策定するものです。

2 計画の性格

（1）条例に基づく計画

この計画は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第7条の規定に基づき県が定める基本的な計画です。

（2）県政の個別の政策課題に対する計画

この計画は、食の安全安心の確保という個別の政策課題に対し、条例の基本理念や責務を踏まえ、食品関連事業者、県民及び県の三者が、それぞれの役割を果たしつつ相互に連携、協力しながら、食の安全安心の確保を目指す計画です。

（3）「いわて県民計画（2019～2028）」を具体化する計画

この計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」²を実現するため、「食の安全安心」の確保に関する施策の基本的な方向を具体化する実行計画です。

¹ 食品関連事業者：食品衛生法第3条に掲げる「食品等事業者」よりも広い概念であり、生産資材（肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等）や食品等の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいい、農林漁家及び農協など生産者団体も含まれる。

² いわて県民計画（2019～2028）：県民一人ひとりがお互いに支えながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間として策定した県の総合計画

3 関係者の責務と役割

(1) 県の責務

県は、条例に規定する基本理念にのっとり、市町村、他の都道府県及び国との連携を図りつつ、食の安全安心の確保に関する基本的かつ総合的な施策を立案・実施します。

また、施策に県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じます。

(2) 食品関連事業者の責務

食品関連事業者は、関係法令を遵守するとともに、条例に規定する基本理念にのっとり、安全な農林水産物の生産又は安全な食品の提供に努めます。

また、自らが取り扱う食品により県民の健康に悪影響が及ぶ、又は及ぶおそれがある場合には、速やかにその原因を究明し、対策を講じること等により県民の信頼の向上に努めます。

(3) 県民の役割

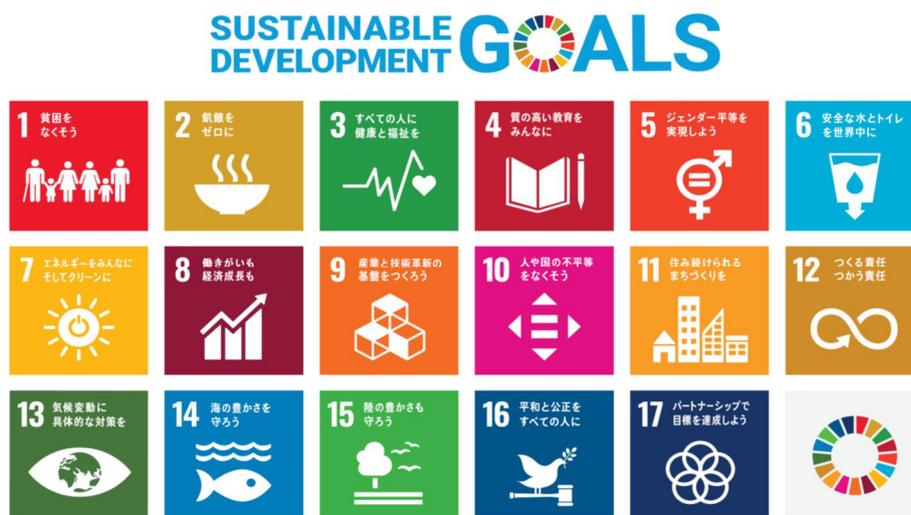
県民は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保について意見を表明すること等により、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとします。

4 SDGs への貢献

平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、2016 年から 2030 年までの間に、発展途上国のみならず先進国も取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が盛り込まれています。

この「持続可能な開発目標」は、「誰一人として取り残さない」の理念のもと、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指しており、17 の目標から構成されます。

本計画においても、食品の安全性の確保、環境負荷の少ない産地づくり、食に関する理解の増進や教育など関連する取組があり、SDGs の目標達成への貢献を見据えて取組を進めることとします。



5 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間の計画とします。

第2節 食の安全安心に関する現状と課題

1 食の安全安心を取り巻く現状

(1) 国内における食の安全安心に関する動向

食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応し食の安全を確保するため、平成30年に食品衛生法³が15年ぶりに改正されました。営業許可制度の見直しや営業許可制度の創設、自主回収情報の行政報告の義務化のほか、HACCP⁴に沿った衛生管理の制度化などが盛り込まれ、大きな改正となりました。

特に、HACCPに沿った衛生管理の制度化については、国際標準との整合性や食の安全性のさらなる向上、事業者の自主的な衛生管理の推進を目指して導入され、令和3年6月以降、原則、全ての食品等事業者は取り組まなければいけないこととされています。

近年は、物流網の発達や電子商取引の活発化により、旧来であれば製造した地域のみで販売されていた短期間で消費が必要な食品が全国各地で手に入るようになり、食の広域化が進んでいます。その一方で、令和5年度には全国各地で行われていた駅弁フェアに納品された駅弁を原因とする食中毒が発生するなど、衛生上の危害の発生の広域化も進んでいます。

令和2年から令和5年にかけては新型コロナウイルス感染症の流行により、社会全体で「人との非接触」「公衆衛生」が意識される中で、食中毒発生件数も一時減少傾向がみられましたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類相当に移行して以降、食中毒発生件数は増加に転じ、令和6年にはコロナ禍前の水準となっています。

令和6年には、紅麹を含む機能性表示食品⁵による健康被害が全国規模で発生し、製造における原料の品質担保体制や消費者への周知の遅れなどが指摘されたことを受け、食品衛生法、食品表示法⁶ともに制度が見直され、健康被害情報の収集体制の強化や製造加工におけるGMP⁷基準の適用、監視体制の強化などが行われています。

³ 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）：食品の安全性の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律

⁴ HACCP：Hazard Analysis Critical Control Pointの略で、食品の製造・加工工程において発生する可能性のある危害を予め分析し、この結果を基に衛生管理するとともに、その中で特に重点的に監視する必要がある重要管理点（Critical Control Point）を定め、その工程を連続的に管理することにより製品の安全性を保証する方法のこと。食品衛生法改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理については、17ページを参照のこと。

⁵ 機能性表示食品：事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品のことを指し、販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたもの。

⁶ 食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）：食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として制定された法律

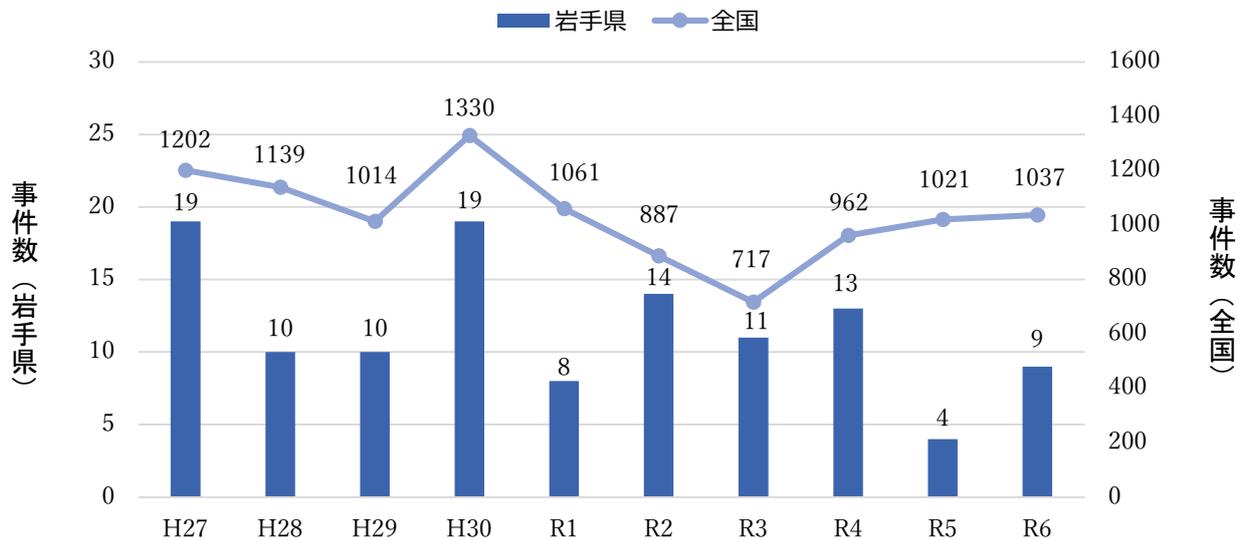
⁷ GMP：Good Manufacturing Practice（適正製造規範）の略で、原材料の受け入れから製造、出荷まで全ての過程において、製品が「安全」に作られ、「一定の品質」が保たれるようにするための製造工程管理基準のこと。

(2) 岩手県における食の安全安心に関する現状

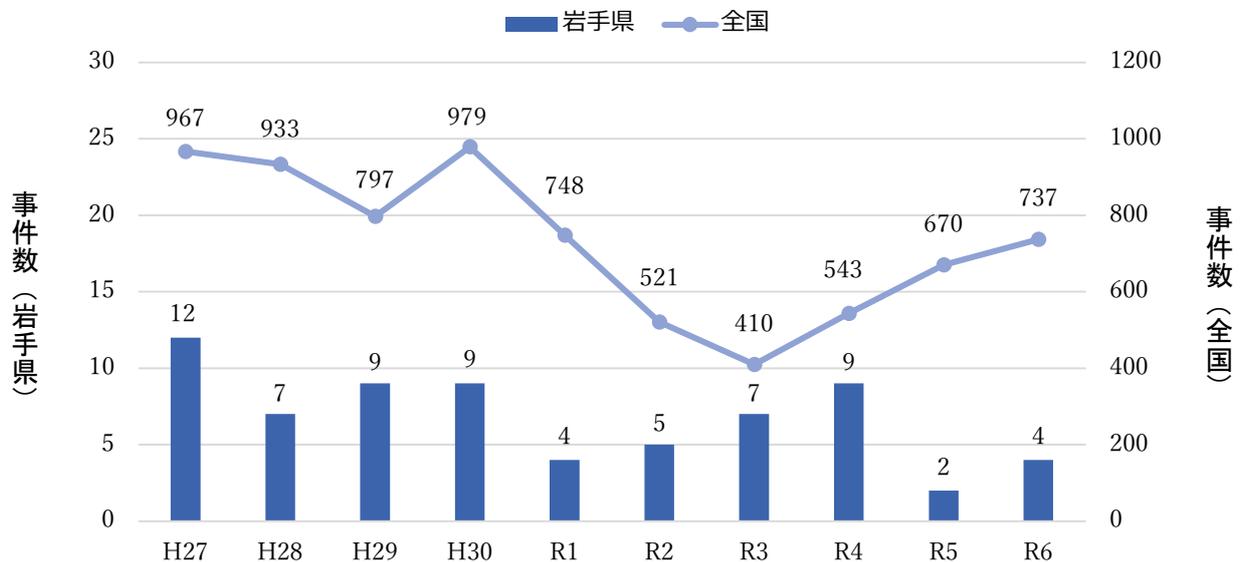
ア 食中毒事件の状況

本県の食中毒事件数は、従前から取り組んできた岩手版HACCP⁸、令和3年6月より完全施行された食品衛生法改正以降取り組んでいるHACCPに沿った衛生管理の普及・定着や岩手県食品衛生協会による巡回指導により、営業施設では近年は10件未満で推移しています。

【食中毒事件数（総件数）の推移】



【営業施設における食中毒事件数の推移】



※ 営業施設の件数は、総件数から家庭及び原因施設不明分を除いた件数であること。

⁸ 岩手版HACCP：食中毒等の食品に起因する事故の発生を未然に防止するため、HACCP本来の手法の導入が難しい小規模施設等であっても、HACCPの考え方にに基づく衛生管理に取り組んでもらえるよう、それぞれの業態にあった、温度管理を中心とする重要管理点を県があらかじめ示し、定期的な温度等の確認と結果の記録を行うなどの衛生管理を実践することにより、HACCPの考え方の普及を図るもの。食品衛生法の改正により、HACCPに沿った衛生管理へ移行することになる。

イ HACCPの導入状況

県では、食品を取り扱う施設の衛生管理水準の向上により食中毒等の事件・事故を低減させるため、国に先駆けて「岩手版HACCP」をはじめとするHACCPの考え方に基づく衛生管理の普及に取り組んで来ました。営業許可の中から食中毒が発生した時の影響が特に大きい業種である重点対象業種*における岩手版HACCPの導入施設の割合は、令和2年度末で61.9%となりました。

令和3年度からは食品衛生法改正により、原則全ての事業者でHACCPに沿った衛生管理が必須となったことから、従前から取り組んでいた施設に対する順次移行の指導や営業届出施設等新たに取組が必要となった施設への実践・定着の支援に取り組んでいます。

令和6年度末時点での営業許可事業者における導入割合は54.5%となっていますが、今後も更なる実践の支援や確実な定着に向けた監視指導を行っていく必要があります。

※ 重点対象業種とは、食品衛生法上の事業者のうち、以下の業種を指します。

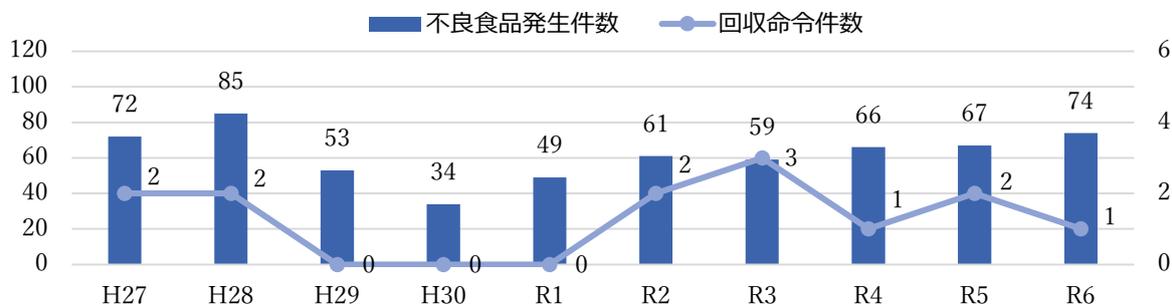
製 造：乳製品製造業、魚肉ねり製品製造業、かん詰又はびん瓶詰製品製造業、あん類製造業、アイス
 クリーム製造業、食肉製品製造業、乳酸菌飲料製造業、添加物製造業、清涼飲料水製造業
 加 工：乳処理業、集乳業、食肉処理業
 飲食店：仕出し・弁当屋、旅館

ウ 不良食品の発生及び食品衛生法に基づく回収命令の状況

品質不良や規格基準違反、表示違反などいわゆる不良食品については年間60件前後探知していますが、軽微な案件については口頭指導等により改善を求めています。

県や他自治体で実施している収去検査において、基準超過等の事実が認められた場合には、回収命令により違反食品の速やか回収を指示し、健康被害防止を図っています。

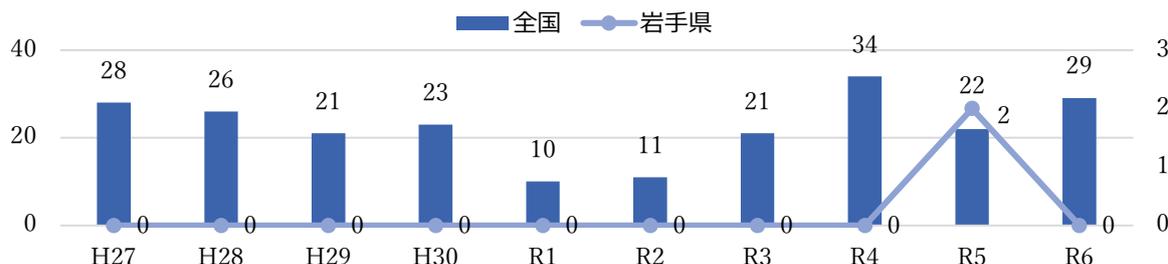
【本県における食品衛生法に関する不良食品発生件数と回収命令の状況】



エ 食品表示に関する処分状況

平成25年度以降改善指示を要する事案は発生していなかったところですが、令和5年度においては、産地等の表示誤り及び賞味期限の延長の事実が確認されたことから、食品表示法に基づき改善指導を行いました。

【本県事業者における食品表示法（旧JAS法）第6条第1項による改善指示件数】



※ 件数は農林水産省所管分及び都道府県所管分の合計であること。

【食品表示法第6条第1項】

食品表示基準に定められた第4条第1項第1号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第1項第2号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

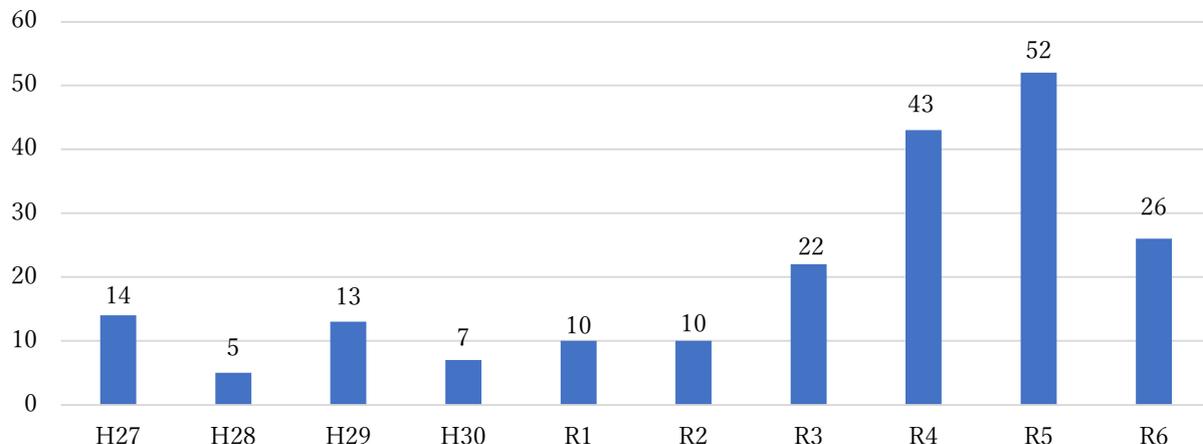
オ 食品関連事業者による自主的な回収の状況

食品に関する問題が発生した場合の食品関連事業者による迅速な回収と健康被害の未然防止を図るため、本県においては、条例に基づく自主回収報告制度を平成23年4月1日から施行し、運用してきました。

その後、国では多くの自治体が自主回収を行った際の報告制度を導入していることを踏まえ、平成30年度の食品衛生法改正により、「食品等の自主的な回収の報告」が制度化され、令和3年6月から運用が開始されました。

HACCPに沿った衛生管理の普及の取組や、食品表示110番の設置、食品表示ウォッチャーの活動などによる適切な食品表示の普及に取り組んできたところですが、本県事業者による自主回収報告件数は、自主回収届出の制度化に伴う制度周知の影響もあり、増加傾向にあります。

【本県事業者による自主回収報告件数】



※ 令和3年度以降に自主回収件数が増加しているのは、自主回収届出の法制化及びそのことに関する制度周知によるものであり、違反食品等が増加したものではないと考えられるもの。

カ 県産食材等の放射性物質濃度の検査状況

本県では、「県産食材等の安全確保方針」を定め、県産食材等を対象とした放射性物質濃度の検査の実施や検査結果の速やかな公表など、県産食材等の安全性に係る情報を提供することにより、食の安全安心の確保を図っています。

県産農林水産物では平成29年度以降、流通食品では平成26年度以降、基準値が超過した例はありません。また、県立学校における学校給食食材等では、基準値を超過した例はありません。

【県産農林水産物等の放射性物質濃度の検査状況】

(単位：件)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
穀類 (米等)	161	124	128	126	46	61	50	34	33	42
野菜類	40	40	19	—	—	—	—	—	—	—
果実類	24	19	12	—	—	—	—	—	—	—
特用林産物 (しいたけ等)	604	518	295	292	327	313	280	202	60	129
畜産物	12,624	11,377	12,044	10,028	11,101	4,191	4,984	4,053	4,766	4,967
水産物	1,793	1,602	1,672	1,603	1,693	1,489	1,961	1,808	1,742	1,810
その他 (茶等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	15,246	13,680	14,170	12,049	13,223	6,410	7,314	6,628	6,618	8,852
基準超過件数	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
基準超過割合	0.01%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

【流通食品の放射性物質濃度の検査状況】

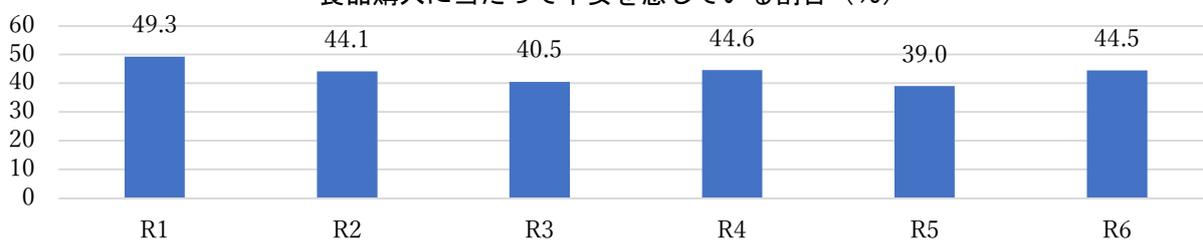
(単位：件)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
穀類 (米等)	20	20	21	18	20	20	20	20	20	20
野菜類	49	53	56	56	56	59	60	60	58	53
果実類	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
特用林産物 (しいたけ等)	4	2	3	4	2	1	0	0	2	9
畜産物	26	23	25	25	23	18	23	23	20	21
水産物	38	40	40	40	36	31	40	40	40	40
牛乳・ 乳児用食品	13	19	10	18	20	8	11	12	10	7
飲料水	8	8	15	6	7	9	15	12	9	15
その他	22	15	10	13	16	24	11	13	21	18
合計	200	200	200	200	200	190	200	200	200	200
基準超過件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準超過割合	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

キ 食の安全安心に対する県民の意識

アンケート調査 (希望郷いわてモニターアンケート) では、「食品の購入に当たって不安を感じる人」の割合は、第3次計画の基準年度である令和元年度では49.3%でしたが、令和6年度は44.5%と減少しています。(アンケートの詳細については45ページ参照)

食品購入に当たって不安を感じている割合 (%)



2 これまでの食の安全安心に関する施策の成果及び課題

(1) 第3次の計画の取組

ア 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

継続的なGAPの取組・活用の推進、HACCPに沿った衛生管理の普及などにより、食品の生産、製造・加工、流通段階における安全性の確保を図るとともに、環境負荷の少ない環境保全型農業⁹による農産物の生産を推進しました。

令和5年度における営業施設における食中毒は、過去10年間で最少の2件になりました。しかし、食中毒事案や不良食品の発生は続いており、残量農薬基準超過などの食品衛生法違反も発生していることから、今後も安全で環境負荷の少ない食品の生産、製造についての取組を進める必要があります。

イ 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

食品表示法の周知等による食品表示の適正化、リスクコミュニケーション¹⁰や出前講座、食に関する活動の「見える化」等による県民と食品関連事業者の相互理解の増進、自主回収報告制度の適正運用などにより、県民の食品に対する信頼向上と理解の促進に努めました。

また、県民運動として展開してきた地産地消の推進は、県民の参画による自発的な取組として展開されています。

「食品の購入に当たって不安を感じる人」の割合は、令和元年度の49.3%から令和6年度では44.5%に減少しました。しかし、依然として約半数の県民が不安感を抱いている状況のため、今後も、食の安全安心を確保する取組を行う必要があります。

ウ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

生産、製造・加工、輸入、流通過程など食品を供給する各段階における安全性の確保のため、関係機関と連携を図り、食品の安全性や食品表示などに関する監視・指導を適切に実施するとともに、「第73回全国植樹祭いわて2023」などの大規模イベントの開催に向けた監視指導等の強化を図りました。

また、危機管理体制の整備・訓練、農薬等の分析法開発等に関する研究、県産食材等の放射性物質検査及び結果の公表など、食の安全安心に関する情報の発信などを実施しました。

計画は概ね達成しましたが、営業施設での食中毒発生は続いており、残量農薬基準超過などの食品衛生法違反が発生しています。また、食品衛生法違反が0件である一方で、5割以上の県民が輸入食品の安全性を不安に感じています¹¹。今後も、食品の監視・指導と情報提供の取組を行う必要があります。

⁹ 環境保全型農業：農業が持つ自然循環機能を維持増進し、生産性の向上を図りながら、堆肥等による土づくり並びに化学的に合成された農薬及び肥料の使用の低減により、環境への負荷の低減に配慮した持続的な農業のこと。

¹⁰ リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

¹¹ 輸入食品の安全性に不安を感じる人の割合：令和6年度希望郷いわてモニターアンケートにおける「食品の購入に当たって不安を感じる人」の割合44.5%の内訳として不安を感じる対象を複数回答にて調査した結果、輸入食品の安全性に不安を感じると回答した割合が56.6%であったもの。

3 今後の施策の方向性

第3次の計画における成果や課題、方向性を踏まえ、食品の安全性の維持、向上を図りながら、県民の食品に対する信頼を高めるため、以下の3つの項目を柱に、食の安全安心の確保を図るための施策を展開することとします。

(1) 「安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進」

継続的なGAPの取組・活用の推進、HACCPに沿った衛生管理についての取組の支援、食の安全安心に関わる人材の育成などにより、食品の生産、製造・加工、流通段階における安全性の確保を図るとともに、環境負荷の少ない環境保全型農業による農産物の生産を推進します。

(2) 「食品に関する信頼の向上と県民理解の増進」

食品表示法の周知等による食品表示の適正化や、リスクコミュニケーション、出前講座等の実施、食品ロス削減のための普及啓発の実施、食の安全安心についての情報発信などにより、県民の食品に対する信頼向上と県民理解の増進を図ります。

(3) 「監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実」

生産、製造・加工、輸入、流通過程など食品を供給する各段階における安全性の確保を図るため、関係機関と連携を図り、食品の安全性や食品表示などに関する監視・指導の確実な実施に努めます。

また、危機管理体制の整備、残留農薬等の分析体制の強化、県産食材等の放射性物質検査結果の情報発信、食の安全安心に関する情報発信手段の多様化により、食の安全安心を支える体制の充実を図ります。

第3節 計画の基本目標等

1 計画の基本目標

計画の基本目標は、条例の目的及び基本理念を踏まえ、次のとおりとします。

【基本目標】

県民に信頼される食品が生産・供給され、
安全で安心な食生活が営める社会

- 食品関連事業者は、生産から消費に至る一連の行程の各段階において、食品を摂取する県民の視点に立って、健康への悪影響を未然に防止するための措置を講じた上で、安全な食品を生産・供給します。
- 県民は、食品関連事業者の食の安全安心を確保するための取組の理解に努めます。
- 上記の取組により、全ての関係者の相互理解、県民の食品に対する信頼が醸成され、安心して食生活を営める社会の実現を目指します。

【岩手県食の安全安心推進条例】

(目的)

第1条 この条例は、食の安全安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民に信頼される食品等の生産及び供給を確保し、もって県民の現在及び将来にわたる健康の保護に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 食の安全安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品を摂取する県民の視点に立って必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

3 食の安全安心の確保に関する取組は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階に関わる食品関連事業者、県民、県等すべての関係者の相互理解及び連携の下に、行われなければならない。

4 食の安全安心の確保に関する取組は、環境に及ぼす影響について配慮して、行われなければならない。

2 計画の施策体系

この計画では、前述した、食の安全安心の確保に関する施策の方向性に基づき、①安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進、②食品に関する信頼の向上と県民理解の増進、③監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実の3つの柱に分け、以下の13の施策により進行管理します。

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進



施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援

- ・継続的なGAPの取組・活用の推進等

施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援

- ・HACCPに沿った衛生管理についての取組の支援

施策3 食の安全安心に関わる人材の育成

- ・農薬管理使用アドバイザー、食品衛生推進員、食品適正表示推進者等の育成

施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

- ・環境負荷の少ない農業技術の普及拡大

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進



施策5 食品の適正表示の推進

- ・食品表示法に基づく点検指導、食品表示ウォッチャーの委嘱、不当表示等に対する指導、食品の虚偽又は誇大広告に関する指導等

施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進

- ・食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進、食の安全安心に関する出前講座の実施、食品ロス削減のための普及啓発の実施、フード・コミュニケーション・プロジェクトの推進等

施策7 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

- ・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進、食育を通じた農林水産業に対する理解の増進

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実



施策 8 生産段階における監視・指導

- ・ 農薬適正使用の指導、飼料及び動物用医薬品¹²の適正な管理・適正な使用の指導、家畜伝染性疾病の発生予防の検査・監視、水産物の衛生管理の指導、貝毒及びノロウイルスの監視の指導等

施策 9 製造・加工、流通段階における監視・指導

- ・ 県内流通食品の検査及びHACCPに沿った衛生管理も踏まえた監視・指導、食品の残留農薬や添加物等の検査実施、「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導等

施策 10 輸入食品に対する監視・指導

- ・ 輸入食品に対する収去検査¹³と監視・指導等

施策 11 危機管理体制の充実

- ・ 食中毒等発生時における被害の拡大防止等

施策 12 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

- ・ 残留農薬や動物用医薬品の分析体制の強化等

施策 13 情報の提供と相談体制の充実

- ・ 食の安全安心に関する情報の発信、食品に関する相談の実施、県産食材等の放射性物質検査及び結果の公表、自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供等

¹² 動物用医薬品：もっぱら動物の疾病の診断、治療又は予防のために使用されることが目的とされる医薬品で、薬事法に基づき、品質、有効性及び安全性を確保するため諸規制が設けられているもの。畜産物、水産物等を介して人の健康を損なうおそれがあるものについては、使用対象動物、使用時期及び方法など使用段階での規制が定められている。また、食品衛生法でも、食品中の残留基準値を定め、安全の確保を図っている。

¹³ 収去検査：食品の安全性を確認するため、食品衛生法に基づき食品衛生監視員が関係施設に立ち入り、必要最小量の食品や添加物等を無償で持ち帰り検査すること。実施内容は「岩手県食品衛生監視指導計画」により毎年度定めている。

第2章 食の安全安心の確保のための施策

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

【目指す姿】

食料を生産する上で良好な自然環境のもと、県内の食品関連事業者による安全な食品の生産・供給が行われています。

施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援

現状と課題

- 農産物の安全性確保や環境保全を図るためのGAPの取組が、県内の各産地にて進められています。
今後、GAPの推進に当たっては、生産者が確実にGAPの取組を継続できるようにする観点から、関係機関・団体と連携して改善指導するなど、取組を進める必要があります。
- 安全な畜産物を供給するため、畜産経営体は、家畜やその生産物の衛生的な管理を行う必要があります。このため、県は、畜産経営体における衛生的な管理技術及び動物用医薬品等生産に係る資材の適正使用について啓発・指導、支援を行う必要があります。

県の取組

(1) 安全・安心な産地づくりに向けた継続的なGAP¹⁴の取組・活用の推進

ア 農産物の生産段階におけるGAPの取組

生産者の継続的なGAPの取組を推進するため、JA等の関係機関・団体と連携し、指導者の理解促進や指導能力の向上に取り組むとともに、先進的な産地や生産者の取組を周知すること等により、国際水準GAP¹⁵の取組を推進します。

イ 畜産物の生産段階におけるGAPの取組

GAPの普及に向けたセミナーや指導員養成研修等を活用し、県内の畜産経営体に対して制度を普及するとともに、指導体制を整備し、JGAP畜産¹⁶認証の取得を誘導します。また、規模を拡大した畜産経営体に対し、GAP手法を活用した経営管理や労務管理等に関する指導を行うことにより、経営の安定化を図ります。

¹⁴ GAP (Good Agricultural Practice : 農業生産工程管理) : 農業生産の各工程の実施、記録、点検・評価を行うことによる持続的な改善活動。

¹⁵ 国際水準GAP : GAPのうち、農林水産省が食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を含むGAPについて、ガイドラインを作成し普及を推進しているもの。このうち、農業者が実施するGAPの取組を第三者が審査し証明する認証GAPがあり、JGAP、GLOBALG. A. P. が該当する。

¹⁶ JGAP畜産 (Japan Good Agricultural Practices) : JGAPのうち家畜や畜産物を対象とした基準。

(2) 家畜及び生産物の衛生的管理技術の支援

ア 農場HACCPの導入支援

農場HACCP¹⁷（HACCPの考え方を取り入れた飼養衛生管理）の普及や、導入希望経営体への支援を継続するとともに、導入経営体における、農場HACCP運用の維持や、公的認証の取得を支援します。

イ 高品質生乳出荷の推進

県内酪農経営体で生産された生乳サンプルの検査（細菌数、体細胞数、乳成分等）を実施するとともに、生乳生産管理チェックシート確認巡回等により、酪農経営体への衛生的管理技術の指導を行います。

ウ 安全な鶏卵出荷の推進

養鶏経営体における衛生的管理の実施状況や、自主検査成績等を把握し、必要な指導を行います。

食品関連事業者の役割

- 農産物の生産者は、GAPの取組を進め、農産物の安全性の確保に努めます。
- 畜産経営体は、衛生的管理の実施に努めるとともに、農場HACCPなど、より高度な衛生的管理技術の導入に努めます。
- 酪農経営体は、生産した生乳の乳質・搾乳手技のチェックと、チェック内容の記録による衛生的管理の確認、改善を行い、より一層の乳質の向上に努めます。
- 養鶏経営体は、自主検査の実施等により、食中毒起因菌の汚染防止に努めます。

県民の役割

- 生産者による食品の安全性確保の取組を理解し、県内生産者により生産された農林水産物を選択するなど、食品の安全性に関する情報等を自らの消費行動に活用するように努めます。
- 生肉や魚介類など、生鮮食品の保存方法や調理方法に注意し、食中毒の発生防止に努めます。

¹⁷ 農場HACCP：農場でのHACCPを活用した管理方式のこと。家畜を飼養するに当たっての正しい飼養衛生管理は、伝染病の予防による生産性の向上の観点だけではなく最終生産物である食品の安全性の観点からも重要であることから農林水産省が定めた認証制度であり、家畜飼養者の基本的な遵守事項である飼養衛生管理基準の規程の遵守及び生産工程の安全性の確保のための衛生管理ガイドラインの遵守に加え、重要管理点の設定による高度な衛生管理を行うもの。

施策 2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援

現状と課題

- 食品の安全性の更なる向上や我が国の食品衛生管理の水準が国際的にも遜色がないものであると国内外に示すため、平成 30 年度に食品衛生法の改正が行われ、原則、全ての食品を取り扱う事業者には H A C C P に沿った衛生管理が制度化されました。
- 制度化に際しては、基本的な衛生管理である一般的衛生管理に加え、H A C C P に沿った衛生管理のための計画を策定し実施することとされていますが、小規模な事業者や一部の業種については、各業界団体が作成した手引書を参考としながら、H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理を行うこととされています。
- 県では、H A C C P に沿った衛生管理が完全施行された令和 3 年 6 月以前から、説明会や講習会の開催により、普及啓発や導入支援を実施しているところであり、令和 6 年度末時点での営業許可事業者における導入割合は 54.5% となっていますが、今後も更なる実践の支援や確実な定着に向けた監視指導を行っていく必要があります。
- 刺身などの生食用魚介類は、安全性を確保する上で、鮮度の維持が極めて重要であることから、水産物の製造・加工業者等は、食品衛生に関する法令や規格基準等の遵守に加えて、自主衛生管理の一層の徹底が求められています。

県の取組

(1) H A C C P に沿った衛生管理についての取組の支援

H A C C P に沿った衛生管理の実践・定着のため、H A C C P に関する講習会やワークショップを開催し、事業者による衛生管理計画の作成と実践を支援します。

また、食中毒等の事件・事故を低減させるため、食品衛生推進員への活動支援を通じて、事業者に対して H A C C P に沿った衛生管理の定着確認や指導・助言を行うことなどにより、衛生的な食品の製造・加工、調理、販売を促進します。

食品関連事業者の役割

- 食品や高度な衛生管理に関する知識を習得するとともに、H A C C P に沿った衛生管理の実践に努めます。

県民の役割

- H A C C P に沿った衛生管理について理解を深め、食品の安全性に関する情報等を自らの消費行動に活用するように努めます。

【参考資料】HACCPに沿った衛生管理の概要

食品衛生法が改正され、令和3年6月から、食品の製造、加工、調理、販売などを行う事業者に対し、手洗いや清掃等の一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理が義務化されました。

HACCPとは Hazard Analysis Critical Control Point のそれぞれの頭文字をとった略称で、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を食品衛生上問題の無いレベルにまで除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法です。

HACCPに沿った衛生管理

食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組
(**HACCPに基づく衛生管理**)

○対象事業者

- ・大規模事業者、と畜場、食肉処理場

○取組内容

コーデックス*のHACCP 7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成し、管理を行う。

HACCPの7原則 12手順
(手順6から12がコーデックス7原則)

- 手順1：HACCPチームを編成
- 手順2：製品の仕様、使用法について確認
- 手順3：食べ方、使用法について確認
- 手順4：製造工程一覧図及び標準作業書を作成
- 手順5：製造工程一覧図を現場で確認
- 手順6：危害要因を分析（原則1）
- 手順7：重要管理点を設定（原則2）
- 手順8：管理基準を設定（原則3）
- 手順9：モニタリング方法を設定（原則4）
- 手順10：改善措置を設定（原則5）
- 手順11：検証手順を設定（原則6）
- 手順12：記録管理方法を設定（原則7）

取り扱う食品の特性等に応じた取組
(**HACCPの考え方を取り入れた衛生管理**)

○対象事業者

- ・小規模事業者等

○取組内容

各業界団体が作成する**手引書**を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。

手引書
衛生管理計画の解説、見本、様式などが掲載されており、業態毎に様々な手引書が準備されています

※ コーデックス (Codex) : 食品の安全性と品質を確保し、国際貿易を円滑に進めるための国際的な食品規格のこと。

〈従来方式〉



〈HACCP方式〉

温度や時間の管理

異物の検出

継続的な監視・記録

※製造工程を継続的に監視し、記録を残すことで問題のある製品の出荷を未然に防ぐことができます。また、もし事故が起きて、速やかに原因を特定して対応することができます。

厚生労働省リーフレット「HACCPを理解いただくために」より引用

施策3 食の安全安心に関わる人材の育成

現状と課題

- 農産物への農薬残留や農薬の飛散等による環境被害を防止するため、農薬の使用者は、農薬取締法に基づき定められた農薬の使用方法を遵守する義務があります。このため、生産現場や農薬販売所において、農薬使用者に指導・助言を行うことができる一定の知識を有する者を養成していく必要があります。
- 食品衛生上の危害の発生を防止するためには、HACCPに沿った衛生管理や一般的衛生管理について事業者にきめ細かに指導、定着の確認を行っていくことが重要であることから、食品衛生監視員との協働により、地域の自主衛生管理の啓発を行う人材を育成していく必要があります。
- 食品衛生上の危害の発生を防止するため、各営業施設においてHACCPに沿った衛生管理など衛生管理推進の担い手として、食品衛生責任者を選任する必要があります。
- 食品表示法に基づく表示方法は、随時改正が行われているため、食品表示違反の多くが、その表示に関する知識又は理解の不足によることが要因として考えられます。そのため、食品関連事業者は、当該事業所内において、食品表示の十分な知識を有した者を養成し、食品表示の適正化を図る必要があります。

県の取組

(1) 農薬の適正販売、安全使用を推進する農薬管理使用アドバイザーの育成

J A 営農指導員、産直組合のリーダー、農薬の販売者等を対象に、農薬使用者に農薬の適正販売や安全使用について指導・助言を行う農薬管理使用アドバイザーの資格取得を誘導します。また、農薬管理使用アドバイザーへの定期的な研修を実施し、専門知識の習得及び指導力の向上を図ります。

(2) 食品の衛生管理を啓発する食品衛生推進員の育成

食品衛生法上の営業者へ食品の衛生管理について指導・助言を行うため、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者に対し、食品衛生法に基づく食品衛生推進員を委嘱します。

また、HACCPに沿った衛生管理や食品関連の法改正などの最新の情報に対応できるよう、講習会の開催などにより食品衛生推進員の資質向上に努めます。

(3) 営業施設における食品衛生責任者の養成

食品衛生責任者養成講習会の開催により、施設の衛生管理を担う人材育成を行うとともに、事業者の食品衛生法への理解と遵守を図ります。

(4) 食品の適正表示を推進する者の養成

食品関連事業者による食品表示の適正化に関する自主的な取組を支援するため、食品の適正表示を推進する者の養成講習会に講師を派遣し、食品表示に関する知識の普及を図ります。

食品関連事業者の役割

- 農薬管理使用アドバイザーの指導・助言等により、農薬の適正使用に努めます。
- 食品衛生上の危害の発生防止のため、食品衛生責任者を設置した衛生管理体制の構築を図り、安全な食品の提供に努めます。
- 適正な食品表示を推進するため、自らが積極的に情報収集を行うとともに、食品表示に関する知識の習得と適正表示の実践に努めます。

県民の役割

- 適正な農薬の販売、使用を推進する取組や講習会等に参加して食品に関する制度について、理解に努めます。

施策 4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

現状と課題

- 安全・安心な産地づくりによる消費者の信頼や評価の向上に向けて、環境負荷低減に配慮した環境保全型農業の普及拡大を図る必要があります。

県の取組

(1) 環境負荷の少ない農業技術の普及拡大

環境保全型農業の実践を支援するため、農業生産活動の基盤となる土づくり技術や、効果的・効率的で適正な防除技術に加えて、地球温暖化防止や生物多様性に貢献する生産技術の導入を促進します。

また、このような取組について、消費者等にわかりやすく情報発信し、安全で安心な産地としての認知度向上を図ります。

食品関連事業者の役割

- 農産物の生産者は、豊富な有機物を利用した土づくりや、適切な化学肥料・化学合成農薬の使用等による環境負荷低減に配慮した環境保全型農業に取り組みます。

県民の役割

- 環境保全型農業の取組について理解を深め、環境保全型農業に取り組む農業者の応援者となり、自らの消費行動に活用するよう努めます。

Ⅱ 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

【目指す姿】

食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程における食品の安全性及び信頼を確保するための取組が県民に理解されています。

施策5 食品の適正表示の推進

現状と課題

- 食品表示は、食品の安全性の確保や消費者の食品選択の重要な情報の一つであり、食品表示法に基づく適正な表示が求められますが、認識不足等から適正な表示を行っていない食品関連事業者も見受けられます。令和2年の食品表示法完全施行後も加工食品に対する原料原産地の表示や遺伝子組換え食品など表示方法の改正が続いていることも踏まえて、食品関連事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。
- 食品等の表示について、実際のものよりも著しく優良であるかのように示すなど、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）に違反するおそれのある表示等が見受けられます。このため、景品表示法違反のおそれのある表示等を行った事業者に対して、指導等を徹底する必要があります。
- 食品に関して、効果を期待させるような虚偽又は誇大と思われる広告が見受けられます。このため、事業者に対して、健康増進法、食品衛生法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：医薬品医療機器等法）等の食品関係法令に違反する広告に対する是正等の指導を徹底する必要があります。

県の取組

（1）食品表示に関する店舗への指導

食品表示の適正化を推進するため、店舗に対して食品表示の指導等を行うとともに、食品表示法に基づく重点的な監視・指導に併せて最新の食品表示制度の普及・定着を図ります。

（2）食品表示に関する相談の実施

食品表示の適正化を推進するため、食品表示110番¹⁸の設置や食品表示専門員の配置により、県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づき、制度改正等を踏まえて店舗点検などの監視・指導を実施します。

（3）食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実

食品表示の適正化を図るため、県内の消費者を食品表示ウォッチャーとして委嘱するとともに、研修会の開催等により食品表示制度の理解向上と、モニタリング活動の充実を図ります。

¹⁸ 食品表示110番：食品表示についての相談と不適正表示に関する情報提供に対応する窓口として、県庁内に設置しているダイヤル。

(4) 食品の適正表示を推進する者の養成（再掲 18 ページ）

食品関連事業者による食品表示の適正化に関する自主的な取組を支援するため、食品の適正表示を推進する者の養成講習会に講師を派遣し、食品表示に関する知識の普及を図ります。

(5) 不当な表示や過大な景品類の提供に対する指導

景品表示法に違反する表示等を是正・改善させるため、同法に違反するおそれのある表示等を行った事業者に対して、指導等を行います。

また、地域における消費生活に関する出前講座等の機会を活用して、景品表示法についての理解を促進し、消費者に誤解を与えるような表示等を見つけた場合には、県に情報提供するよう呼びかけます。

(6) 食品の虚偽又は誇大広告に関する指導

食品の虚偽又は誇大広告に関する違反を防止するため、健康増進法、食品衛生法及び医薬品医療機器等法等の食品関係法令に基づき、事業者に対して、食品の虚偽又は誇大広告に関する指導等を行います。

また、県民の健康被害の発生が懸念される場合は、広報媒体等により県民への注意喚起に努めます。

食品関連事業者の役割

- 食品の表示に関する関係法令を遵守するとともに、消費者に対して、誤解を与えるような表示及び過大な景品類の提供や、虚偽又は誇大な広告をしないように努めます。

県民の役割

- 食品の購入や保存、消費に当たっては、食品表示を理解し有効に活用するとともに、消費者に誤解を与えるような表示や虚偽又は誇大な広告等を見つけた場合には、県への情報提供に努めます。

施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進

現状と課題

- 食品の信頼向上のためには、県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図る必要があります。そのため、消費者、事業者、行政など関係者間で意見交換等を行うリスクコミュニケーションの開催などにより、食品の安全性等に対する県民の理解を深める必要があります。
- 食に関する情報が社会に氾濫していることから、県民が食品に関する情報を適正に選択できるよう、また、食品表示やHACCPに沿った衛生管理などの制度について県民の理解が深まるよう、食の安全安心に関する出前講座などの学習の機会を提供していく必要があります。
- 食品ロス削減推進のため、飲食店の食べ残し持ち帰りへの対応、消費者の自己責任による持ち帰りに関する理解の促進を図る必要があります。
- 平成15年から開始された牛肉トレーサビリティ制度¹⁹は、本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより普及していますが、平成22年10月から開始された米トレーサビリティ制度²⁰は、米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての事業者及び生産者を対象とするため、今後も一層の普及・定着を図る必要があります。
- 食品関連事業者が主体的に行う「安全・安心」の活動を“見える化”することにより、食に対する消費者の信頼向上や企業業績の向上につなげる「フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）²¹」の取組を推進するため、産学官及び金融機関が連携する岩手ランチを設立し活動しています。

本県ならではの地域資源を活用し「食の安全・安心」を基本としながら、事業者間連携を促進するとともに、事業活動に取り組む事業者等を支援し、付加価値と生産性の高い総合産業として育成するため、岩手ランチの活動を充実強化する必要があります。

¹⁹ 牛肉トレーサビリティ制度：「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号）以下「牛肉トレーサビリティ法」という。）により、牛肉の生産・流通情報の届出、記録、個体識別番号の表示等を義務付ける制度

²⁰ 米トレーサビリティ制度：「米穀等の取引等にかかる情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号）（以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米穀及び米穀を原材料とする飲食物品（米穀等）を取り扱う事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録（H22.10～）及び産地情報の伝達を義務（H23.7～）付ける制度

²¹ フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）：食品の偽装表示等を背景とする消費者の食の安全安心に対する意識が高まっている現状を好機と捉え、食品企業や金融機関等と連携し、食品関連企業が企業理念、企業活動等を積極的に発信するとともに、衛生管理の向上、農商工連携、商品開発等を活性化し、市場や消費者との相互理解を深めることにより、食品に対する信頼の向上による食産業の活性化を目指す取組。なお、本県の取組は、「FCP岩手ランチ」として活動を展開している。

県の取組

(1) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進

県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図るため、食の安全安心の確保に関する意見交換の場として、リスクコミュニケーションを開催します。

(2) 食の安全安心に関する出前講座等の実施

生産から販売に至る各段階における県民の食品の安全性の確保に資するため、食の安全安心に関する講座（出前講座）の開催や講習会等への講師の派遣を実施し、農薬の安全性や食品表示、HACCPに沿った衛生管理などの理解の促進と、食品に関する適正な判断力の養成等を図ります。

(3) 食品ロス削減のための普及啓発の実施

飲食店等における食べ残し料理の持ち帰りについて、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき食中毒のリスクを十分理解したうえで自己責任の範囲内で行うよう、飲食店及び消費者へ普及啓発を行うなど、理解の促進を図ります。

(4) 食品に関するトレーサビリティ制度の普及

本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより情報を開示するとともに、米トレーサビリティ法の普及・定着に向け、国と連携し、食品関連事業者を対象に指導を行います。

(5) フード・コミュニケーション・プロジェクト（FCP）の推進

商談会等の機会を通じたFCPの普及啓発や、情報共有ネットワークへの参加企業を募集するなど、引き続きFCP岩手 brunchの加入促進に努めるとともに、食品事業者に向けた事業活動の「見える化」への支援を行います。

食品関連事業者の役割

- 食品関連事業者自らがリスクコミュニケーションを開催し、食品の安全の確保に関する取組などの情報を県民に提供するよう努めるとともに、食品衛生に関する講習会への参加等により食品の衛生的な取扱い等に関する知識を習得し、安全な食品の提供に努めます。
- 関係法令を遵守し、トレーサビリティに必要な取組（牛肉・米穀等の取扱情報の記録・保存及び産地情報の伝達）や活動の“見える化”により、消費者の信頼向上に努めます。

県民の役割

- リスクコミュニケーションへの参加や講習会の受講等により、食品の安全性等に対する関心、理解を高めるよう努めます。
- 食品の信頼向上に取り組む食品関連事業者の活動の理解に努めるとともに、食品表示制度や牛肉・米トレーサビリティ制度の情報を参考に食品を選択するなど、食品の安全性に関する情報等を自らの消費行動に活用するように努めます。

施策 7 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

現状と課題

- 令和6年度の希望郷いわてモニターアンケートにおいては、食の安全安心確保のために消費者自身が関心を高めることが必要と回答した県民が約6割と、前回計画策定時(R1)とほとんど変わらず、県民の食品に対する関心は高い状況が続いています。また、前回計画策定時よりは減少しているものの、県民が食品の購入に当たって不安を感じている割合は約4割と、依然として高く推移しています。食に関する情報が社会に氾濫していることから、リスクコミュニケーションの開催などにより食品の安全性等に対する県民の理解を深める必要がある他、県民が本県の農林水産物をはじめとする食品の安全性の確保の取組に理解を深め、食の安全安心に関する正しい知識を養うことができるよう、食育の取組を推進していく必要があります。
- 県内において、小中学校等の農林漁業体験学習へのインストラクターの派遣等が実施されていますが、今後もこうした取組の更なる促進により、食料の生産等に関する理解を深める必要があります。
- 県民運動として展開してきた「地産地消」の推進は、「いわて食財の日」や学校給食、食品産業関係者による一体的な取組に加え、民間団体による地産地消運動の活発化など、県民の参画による自発的な取組として展開されていますが、今後も県産食材の利用拡大に向け、生産者と消費者の結び付きを更に強化するなど、地産地消の取組を支援していく必要があります。
- 学校給食における令和6年度の県産食材使用割合（金額ベース）は60.7%と、全国平均（56.4%）を上回っています。各学校においては、県産食材を取り入れた学校給食を教材として活用した「食に関する指導」²²（学校における食育）に取り組んでおり、今後も、安全で安心な信頼できる県産食材の活用が更に促進されるよう、産直施設等から給食事業者に対する円滑な供給体制の構築を支援するとともに、児童生徒の安全安心に関する理解を深めていく必要があります。

²² 食に関する指導：学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指すもの。文部科学省は、食に関する指導の目標を次のように設定している。

（知識・技能）食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。（思考力・判断力・表現力等）食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。（学びに向かう力・人間性等）主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

(1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

ア 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進（再掲 24 ページ）

県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図るため、食の安全安心の確保に関する意見交換の場として、リスクコミュニケーションを開催します。

イ 食の安全安心に関する出前講座等の実施（再掲 24 ページ）

生産から販売に至る各段階における県民の食品の安全性の確保に資するため、食の安全安心に関する講座（出前講座）の開催や講習会等への講師の派遣を実施し、農薬の安全性や食品表示、HACCPに沿った衛生管理などの理解の促進と、食品に関する適正な判断力の養成等を図ります。

ウ 食品ロス削減のための普及啓発の実施（再掲 24 ページ）

飲食店等における食べ残し料理の持ち帰りについて、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づき食中毒のリスクを十分理解したうえで自己責任の範囲内で行うよう、飲食店及び消費者へ普及啓発を行うなど、理解の促進を図ります。

エ 食品の安全性等に関する情報の発信

家庭、学校、地域の各場面で食品の安全性等に関する理解の増進を図るため、食品の安全性等に関する食品関連事業者や県の取組のほか、他県で発生した事案等に関する情報を、ホームページやSNSなどの広報媒体を通じて発信します。

オ 学校における食育の推進

学校教育活動全体を通じて、食に関する指導を計画的・組織的に推進するため、食育担当者や栄養教諭等を対象とした研修会を開催し、食に関する指導の充実を図ります。

(2) 食育などを通じた農林水産業に対する理解の増進

ア 学校等における農林漁業体験学習の支援

農林水産業への理解を促進するため、小中学校等において取り組んでいる農林漁業体験学習に対し、体験インストラクター等の派遣・紹介や、関係施設の見学等の受入れなどを支援します。

イ 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援

市町村の地産地消促進計画の実践を支援し、産直による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給などによる域内消費拡大に取り組みます。

また、消費者に県産農林水産物の品質やおいしさなどを発信しながら、「いわて食財の日」等の取組を一層推進し、社員食堂や飲食店、家庭等での県産食材の利用拡大を進めます。

食品関連事業者の役割

- 食品の生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に関する情報について、県民へのわかりやすく、適切な提供に努めます。
- 農林漁業体験の機会の提供に努めます。
- 酪農への理解と関心を深めるため、小学生を対象にした「酪農出前教室」の開催を支援します。
- 県産食材の円滑な供給や利用拡大に努めます。

県民の役割

- 県産食材やそれらを利用した加工食品を活かした食事を心がけます。
- 農林漁業の体験活動を通じて、生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に向けた取組など、県産食材に対する理解を深めます。

市町村の役割

- 地域に密着した食育を展開することにより、家庭や地域の食育推進活動を支援します。

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

【目指す姿】

食品の生産、製造・加工、輸入、流通過程など食品を供給する各段階において、安全で安心できる食品を供給するための食品の安全性や食品表示などに関する監視・指導が適切に行われるとともに、食に関する危機管理体制、試験研究体制及び相談体制等、県民の食の安全安心を支える体制が整備されています。

施策 8 生産段階における監視・指導

現状と課題

【農産物関係】

- 農産物への農薬残留や農薬の飛散等による危害を防止するため、農薬使用者は、農薬取締法に基づき定められた使用方法を遵守する義務があります。

【畜産物関係】

- 安全な畜産物を生産・供給するため、その生産資材である飼料や動物用医薬品には、その成分の規格、製造・表示の方法、使用・保存の方法等の基準がそれぞれ定められており、これらを取り扱い、又は使用する者は、基準を遵守する必要があります。このため、県は、流通飼料の安全性を確認するとともに、畜産経営体等における飼料及び動物用医薬品の適正使用状況の確認・指導を行う必要があります。
- 安全な畜産物を安定的に生産・供給するためには、家畜伝染性疾患の発生予防及び発生時のまん延防止対策が重要であり、畜産経営体は、飼養衛生管理基準を遵守し、家畜伝染病の侵入防止等発生予防対策に努める必要があります。このため、県は、主要疾患の侵入状況を監視・早期摘発し、侵入が確認された場合には、他の家畜にまん延しないよう対策を講じるとともに、畜産経営体における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認、指導する必要があります。

【水産物関係】

- 県では、平成 25 年度から、水産物の漁獲から流通、加工までの一貫した岩手県高度衛生品質管理基準に基づき、産地魚市場を核とした水産物の高度衛生品質管理地域づくりに取り組んでいます。平成 30 年 6 月 13 日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律による HACCP に沿った衛生管理の制度化などにより、本県の水産物に対する消費者や実需者の安全安心への関心が高まっており、食品の安全性の確保に関する指導を強化していく必要があります。
- 貝毒については、本県沿岸の 12 生産海域において、岩手県漁業協同組合連合会によるホタテガイを中心とした二枚貝の貝毒監視が行われており、毒化した二枚貝等が流通しないよう、継続的な貝毒監視を実施していく必要があります。
- ノロウイルスについては、全ての生食用カキ生産海域において、出荷期間中の毎週、岩手県漁業協同組合連合会による出荷前自主検査が行われていますが、本県産生食用カキが原因となる食中毒が発生しないよう、出荷前自主検査を継続して実施していく必要があります。

県の取組

(1) 農薬使用者、販売者に対する農薬適正使用の指導

農薬による危被害防止を図るため、農薬使用に関する研修会や現地指導を実施し、農薬取締法に基づき定められた使用方法の遵守や農薬による危被害防止対策等を啓発・指導します。

(2) 飼料、動物用医薬品の適切な管理・適正な使用の指導

流通飼料の安全性試験（動物性たん白質等の含有検査）を実施するとともに、畜産経営体における動物用医薬品の使用実態調査を行い、適切な管理・適正な使用を指導します。

(3) 家畜伝染性疾病の発生予防、まん延防止のための各種疾病の検査・監視

食品を通じ人への影響が大きい疾病（BSE）について、サーベイランス²³（監視検査）を実施します。また、畜産経営体に対し、計画的な巡回指導を実施し、飼養衛生管理基準の遵守を指導します。

(4) 水産物の衛生管理に係る指導

水産物の安全性を確保するため、水産物の高度衛生品質管理基準等に基づく衛生管理講習会の開催や、漁船・魚市場・水産加工施設等を対象とした衛生指導を行います。

(5) 貝毒の監視等に係る指導

貝毒の規制値を超えた二枚貝等の流通を未然に防止するため、岩手県漁業協同組合連合会と連携して、出荷前自主検査の徹底及び規制値を超えた場合の出荷自主規制について指導するとともに、貝毒原因プランクトンの発生状況についてモニタリングを行います。

(6) ノロウイルスの監視等に係る指導

安全な県産の生食用カキを供給するため、岩手県漁業協同組合連合会と連携して、計画的な出荷前自主検査の徹底及びノロウイルスが検出された場合の出荷自粛について指導します。

食品関連事業者の役割

- 農産物の生産者は、指導会等に参加し、生産活動の中で農薬の適正かつ安全な使用に努めます。
- 家畜飼料や動物用医薬品を取り扱う業者は、飼料及び動物用医薬品の定められた基準の遵守に努めます。
- 畜産関係団体は、畜産経営体に対し、飼養衛生管理技術に関する情報提供、指導を行うとともに、疾病発生時には、畜産経営体及び県が実施するまん延防止対策に協力します。
- 畜産経営体は、飼養衛生管理基準、飼料及び動物用医薬品に定められた基準の遵守に努めます。
- 衛生管理講習会への参加や専門家による現場指導を通じて、衛生管理に関する知識を習得し、自主衛生管理の向上を図ります。
- 二枚貝等の出荷責任者は、安全性を確保するため、継続的な貝毒検査の徹底に努めます。
- 岩手県漁業協同組合連合会等は、生食用カキの安全性を確保するため、ノロウイルスの出荷前自主検査の徹底に努めます。

²³ サーベイランス：疾病の発生状況やその推移などを継続的に調査し、疾病対策に必要な情報を得るとともに結果を迅速かつ定期的に活用すること。

県民の役割

- 農薬の安全使用に関する取組への理解を深め、食品の安全性に関する正しい知識に基づいた消費行動に活用するよう努めます。
- 生産段階における農林水産物の安全性の確保に関する取組への理解を深め、自らの消費行動に活用するよう努めます。
- 畜産農場、畜舎等に立ち入る者は、消毒、衣服・長靴の交換を適切に実施し、疾病の侵入防止対策に協力します。

施策 9 製造・加工、流通段階における監視・指導

現状と課題

- 県では、食品衛生法に基づき、毎年度、食品衛生監視指導計画を定め、県内に流通する食品について重点的、効率的かつ効果的な監視・指導を実施しています。

食品衛生法の改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理など、新しい制度による事業者の取組が確実に実施されるよう、食品の安全性の確保に関する指導を充実・強化していく必要があります。
- 食品表示は、食品の安全性の確保や消費者の食品選択の際の重要な情報の一つであり、食品表示法により基準が示されていますが、適正な表示を行っていない食品関連事業者も見受けられます。食品関連事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。
- いわゆる「健康食品」については、ダイエット用健康食品による死亡例もあるなど健康被害事例が報告されていることから、より積極的な監視・指導を実施する必要があります。
- 多数の来県者が想定され、県内複数地域を会場として開催される全国規模のイベント等において食中毒が発生した場合、その影響は甚大なものとなります。イベントが開催される際には、食中毒等の発生を未然に防止するため、監視・指導を強化する必要があります。
- 病気にかかった家畜・家きんの食肉や、動物用医薬品の残留基準値を超えた食肉の流通を防止するため、と畜検査や食鳥検査を実施しています。今後も、食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場や食鳥処理場における食肉の取扱いについて検査を実施するとともに、HACCPに沿った衛生管理の導入、運用等について積極的に指導助言を行う必要があります。
- 野生鳥獣による農林水産業等の被害対策として、国では「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、捕獲の推進により鳥獣の管理を強化するとともに、捕獲した鳥獣を地域資源（ジビエ等）として活用する取組を推進しています。

県内においては、シカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、その全域において国から出荷制限の指示を受けていますが、ジビエの利活用が全国的に注目されており、県内でもシカ肉を中心に全頭検査を条件に出荷制限指示の一部解除を目指す動きがあります。県外で捕獲された野生鳥獣肉も含め、食中毒発生防止等のため、適切なと畜処理や衛生管理を徹底する必要があります。

(1) 県内流通食品に対する検査及び監視・指導

食品の安全性を確認するため、食品衛生監視指導計画に基づき、保健所の食品衛生監視員が食品の製造・加工、調理、販売を行う施設の監視・指導を行うとともに、講習会を実施し、HACCPに沿った衛生管理の制度化など食品衛生法改正等も踏まえ、衛生的な食品の製造、加工等について指導を徹底します。

また、流通食品の製造・販売等を行う食品衛生法上の食品等事業者に対して、保健所の食品衛生監視員が食品表示に係る監視・指導を行います。

(2) 食品における残留農薬や添加物等の検査の実施

残留農薬や添加物による食品の安全性を確認するため、食品衛生監視指導計画に基づき、保健所において流通食品の収去検査を実施します。

(3) 食品表示に関する店舗への指導（再掲 21 ページ）

食品表示の適正化を推進するため、店舗に対して食品表示の指導等を行うとともに、食品表示法に基づく重点的な監視・指導に併せて最新の食品表示制度の普及・定着を図ります。

(4) 「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導等

いわゆる「健康食品」による健康被害の防止のため、健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領に基づき、市販品に対する計画的な監視・指導を行います。

また、健康食品の正しい利用方法などについて県民に普及啓発することにより、健康被害の未然防止を図ります。

(5) と畜検査・食鳥検査等の適正実施及びと畜場、食鳥処理場に対する衛生的な処理の指導

病気にかかった家畜・家きんの食肉や、動物用医薬品の残留基準値を超えた家畜・家きんの食肉の流通を防止するため、食肉衛生検査所において、と畜検査を適正に実施するとともに、食肉の残留有害物質の検査等を実施します。

さらに、食肉に起因する食中毒を防止するため、と畜場及び食鳥処理場に対して立入検査・衛生指導を行い、食肉の衛生管理など食肉の衛生的な処理の指導を行うとともに、HACCPを用いた衛生管理の導入、運用等について積極的に指導助言を行います。

(6) 大規模イベントにおける監視指導等の強化

大規模なイベントにおける食中毒を防止するため、事前に開催情報・対象施設の把握に努め、監視・指導を強化します。

また、対象施設における衛生管理体制の確立と食品の衛生的な取扱いの徹底を図るため、開催までの間に食品衛生講習を実施するとともに、自主的な衛生管理を推進するため、HACCPに沿った衛生管理の運用等について指導助言を行います。

(7) 野生鳥獣肉に係る衛生管理の監視・指導

県内の出荷制限が指示されている地域で捕獲された野生鳥獣肉は、出荷制限指示が解除されるまで出荷を制限するとともに、出荷制限指示の解除後に流通する野生鳥獣肉及び県外で捕獲された野生鳥獣肉については、食中毒発生防止のため、国の「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、関係事業者に対する監視・指導を実施します。

食品関連事業者の役割

- 食品衛生監視員による監視・指導及び各種講習会等における食品の衛生管理や食品表示に関する知識の習得により、自主衛生管理の向上や食品表示の適正化に努めます。
- 健康食品に関係する食品衛生法や医薬品医療機器等法の内容を理解するとともに、違反事例などを認識し、健康被害の未然防止に努めます。
- 県内の出荷制限区域が指示されている地域で捕獲された野生鳥獣肉は、出荷制限指示が解除されるまで使用しないととも、出荷制限の一部解除となった野生鳥獣肉等を使用する場合には、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に従い衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止します。
- 狩猟者は、県内の出荷制限が指示されている地域で捕獲した野生鳥獣肉を出荷しないととも、出荷制限指示が解除された場合や他県で野生鳥獣を捕獲する場合には、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」による狩猟方法の遵守や異常確認等を行います。

県民の役割

- 製造・加工、調理、販売等における食品の安全性の確保に関する取組への理解を深め、自らの消費行動に活用するように努めます。

施策 10 輸入食品に対する監視・指導

現状と課題

- 国では、検疫所において食品の輸入についての審査とモニタリング検査等を実施していますが、食品衛生法の改正により、食肉等の食品のHACCPに基づく衛生管理や、乳製品・水産食品の衛生証明書の添付を輸入条件にするなど、輸入食品の安全性確保の取組を強化しています。
- 県では、食品衛生法に基づき、毎年度、食品衛生監視指導計画を定め、輸入食品を含む県内に流通する食品について重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施しています。
- 輸入食肉について、令和2年6月から、HACCPに基づく衛生管理が講じられている国、地域、施設において製造された食肉等でなければ輸入してはならないこととなりました。輸入食品の安全性等について県民の関心が高まっているため、県内に流通する輸入食品の安全性等を確保する必要があります。

県の取組

(1) 輸入食品に対する収去検査と監視・指導

輸入食品の安全性を確保するため、消費者の関心の高い輸入食品について、県内に流通する輸入食品の収去検査を引き続き実施します。

また、国のモニタリング検査等の状況を注視しながら、県内の輸入事業者の事務所への立入等を通じた監視・指導により、自主管理やコンプライアンスの徹底を促進します。

(2) 国との連携による輸入食品に関する検査等の情報の提供

輸入食品に関する信頼を向上させるため、消費者の関心の高い輸入食品について検疫所等における検査等の実施状況等の情報を収集し、県民に提供します。

食品関連事業者の役割

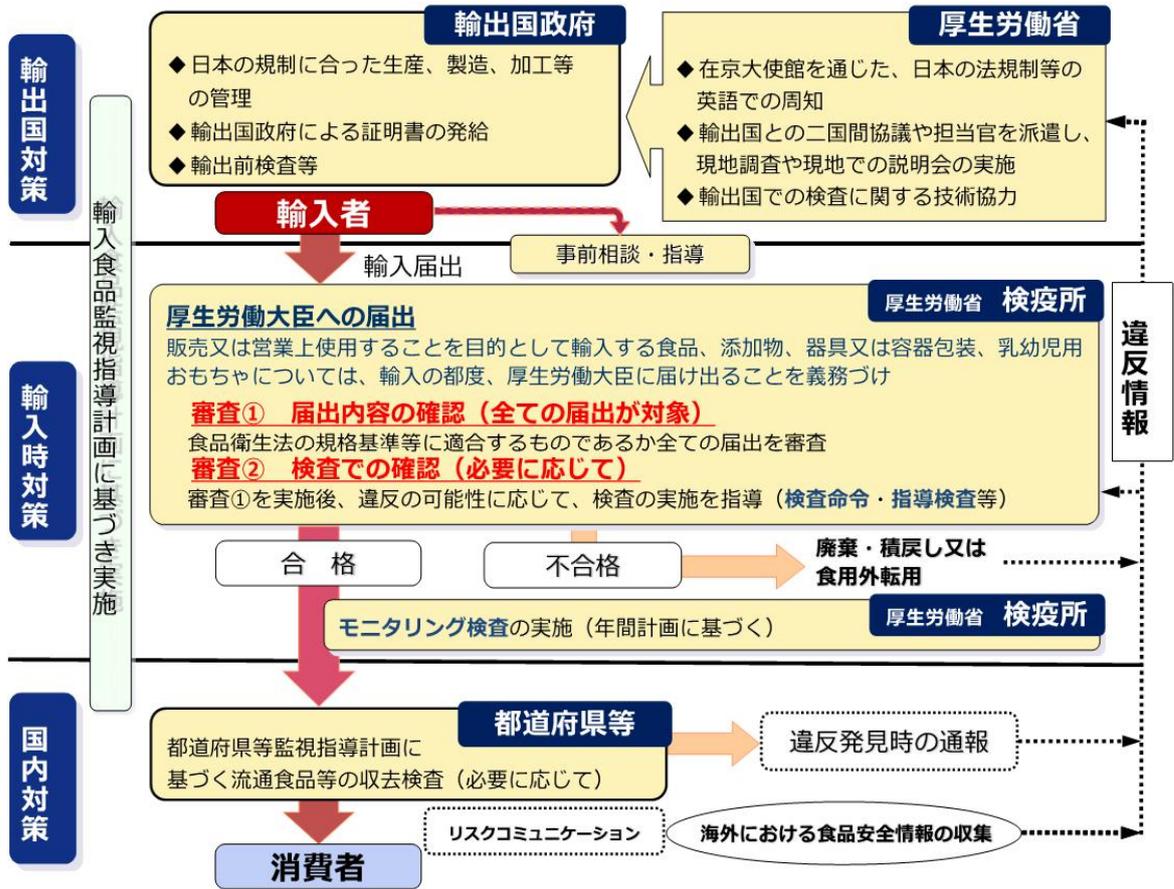
- 食品衛生監視員による監視・指導や講習会の受講等により、食品や衛生管理に関する知識を習得し、輸入食品の自主衛生管理の推進や安全性の向上を図ります。

県民の役割

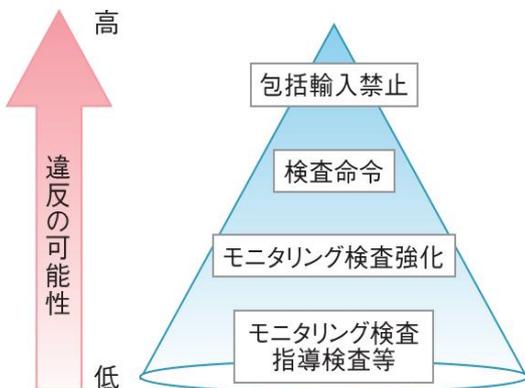
- 輸入食品に関する安全性等について理解を深め、自らの消費行動に活用するように努めます。

【参考資料】輸入食品の監視体制の概要

- ・販売等を目的に食品を輸入する場合には、国の検疫所に届出を行い、食品衛生法に適合しているか審査を受ける必要があり、審査に不合格の場合は廃棄などの措置が取られます。
- ・審査に合格した場合も、輸入食品監視指導計画に基づいて検疫所がモニタリング検査を行います。
- ・検疫所で輸入が認められた食品は、国内に流通します。
- ・国内で流通する食品については、都道府県が監視指導計画に基づいて収去検査を行い、食品衛生法等の違反がないか確認します。



輸入時の検査体制の概要



検査命令	法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し輸入の都度の検査を命ずるもの。検査結果が法に適合しなければ輸入が認められない。
モニタリング検査	多種多様な食品等について、食品安全の状況を幅広く監視することおよび法違反が発見された場合に輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に国が実施する検査
指導検査	初めて輸入される食品や継続的に輸入される食品等について、輸入者に対して検査の実施を指導するもの。

厚生労働省パンフレット「食品の安全確保に向けた取組」より引用

施策 11 危機管理体制の充実

現状と課題

- 国では、近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県にまたがる大規模食中毒事件の発生にも迅速に対応できるよう、国と関係自治体との連携、協議の場として「広域連携協議会」を設置しています。
- 県では、食中毒等が発生した場合には、被害の拡大防止等の措置を講じるとともに、食品衛生法など関係法令の規定に基づき、迅速かつ適切に原因究明や健康危機管理対策を実施する必要があります。
- 近年、豪雨等による自然災害が各地で発生しており、避難所における炊き出しなど食料の提供が行われる場合があります。県では、このような状況に備え、災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを策定し、災害時の食中毒防止等の体制を整備しています。災害発生時は同マニュアルに基づき、避難所の状況に応じた食中毒予防について速やかに徹底する必要があります。また、県では岩手県災害備蓄指針を策定し、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるために必要な備蓄の目安などを定めています。岩手県地域防災計画では、3日分程度の食料の備蓄を県民の役割としているところであり、県や市町村に限らず、家庭や事業所においても食料の備蓄を行う必要があります。

県の取組

(1) 食中毒等発生時における被害の拡大防止

食中毒等の健康被害が発生した場合には、岩手県食中毒対策要綱に基づき、迅速な原因究明調査に基づく行政上の適切な措置の実施や、必要な情報の迅速な公表等により被害の拡大防止を図ります。また、広域連携協議会の活用等により、食中毒事案に関する情報共有の徹底など、国や他自治体との連携により拡大防止を図ります。

(2) 災害発生時の食の安全安心の確保

災害が発生した場合は、食中毒の防止や被害拡大等の対策に取り組むとともに、必要に応じて災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを見直します。

また、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、食料の計画的な備蓄を行うとともに、県民や事業所の備蓄を促進します。

食品関連事業者の役割

- 食中毒等が発生した場合には、迅速に保健所に相談し、保健所の調査に協力するとともに、原因の究明や消費者への相談等に対応します。

県民の役割

- 食中毒等の健康被害が生じたときは、最寄りの保健所に通報又は相談します。
- 災害に備え、各家庭において、家族の3日分の食料を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うように努めます。

施策 12 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進

現状と課題

- 残留農薬等に関するポジティブリスト制度²⁴が導入されて以降、食品中に残留する多くの農薬等について検査を実施することが求められています。残留農薬基準値は、食品安全委員会の健康影響評価の結果を踏まえて改正されることから、当該改正内容や農薬の使用実態等を踏まえながら、農薬に係る分析体制を強化していく必要があります。
- 県民の食の安全安心の確保を目的として、県が策定した「食品衛生監視指導計画」に基づく食品収去検査や野生山菜、野生きのこの放射性物質検査等を行っていますが、検査分析手法の充実強化を図るため、食の安全安心に関する試験研究を実施していく必要があります。

県の取組

(1) 残留農薬や動物用医薬品の分析体制の強化

ポジティブリスト制度における残留農薬基準の改正等に対応するため、農薬や動物用医薬品等の検査について、高感度かつ効率的な分析法の導入に取り組み、分析体制を強化していきます。

また、新たな農薬等の検査にも対応できるよう、国が実施する分析法開発に関する研究等に参加していきます。

(2) 食の安全安心に関する試験研究の実施

検査分析手法の充実強化を図るため、食の安全安心に関する試験研究を実施します。

食品関連事業者の役割

- 農産物の生産者は、農薬の適正使用などにより農産物の安全性の確保に努めます。

県民の役割

- 食品の安全性確保に関する県、食品関連事業者が行う取組への理解に努めます。

²⁴ ポジティブリスト制度：食品衛生法の改正により、原則禁止の中で、禁止していないものを例外的に一覧表に示す制度。食品添加物については、平成 18 年 5 月からは、食品中に残留する農薬、飼料添加物や動物用医薬品についてもポジティブリスト制度が導入されており、リストの基準値を超えて農薬等が残留する場合は、その食品の販売が禁止されている。

施策 13 情報の提供と相談体制の充実

現状と課題

- 食の安全安心に関する情報については、リーフレット、報道機関、ホームページ等を通じて県民に情報提供していますが、今後においても、安全で安心できる県産食品について県内外に情報を発信していく必要があります。
- 国では、多くの自治体が自主回収を行った際の報告制度を導入していることを踏まえ、平成30年度の食品衛生法改正により、「食品等の自主的な回収の報告」を制度化しており、令和3年6月1日から運用が開始されました。消費者庁のホームページで、全国の自主回収情報が一元管理されることにより、消費者がより情報を入手しやすくなっています。また、令和6年に全国規模で発生した紅麹を含む機能性表示食品による健康被害を受けて、機能性表示食品等に係る都道府県知事等への健康被害の情報提供が義務化されました。
- 県では、県内の自主回収情報のうち、CLASS 1²⁵に分類される健康被害発生のおそれが高いものについて、ホームページやSNSを活用して広く周知を行い、健康被害発生防止に努めているところです。今後も、事業者の食品の自主回収に関する特に重要な情報について県民に情報提供することにより、県民の健康被害の未然防止や拡大防止を図り、食品関連事業者と県民との信頼関係の構築を支援する必要があります。
- 食品に関する事件・事故の発生又は拡大の防止を図るため、県民からの食品に関する相談や情報提供に対して、市町村等と連携して、迅速に対応できる体制を構築する必要があります。
- 食の安全安心に関わる新たな課題に適切に対応するため、県においても、食の安全安心に関する知識を持った人材を育成するなど、多岐にわたる法令の理解や、技術の伝達と教育、訓練の充実が求められています。
- 原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響や国の動向を踏まえ、消費者の安全・安心を確保する取組が求められています。

²⁵ CLASS 1：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合（主に食品衛生法第6条に違反する食品等）ex. 腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品、ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品

県の取組

(1) 食の安全安心に関する情報の発信

県ホームページやSNS、リーフレット等の広報媒体等の活用や出前講座などにより、食の安全安心に関する取組事例、食中毒情報、食品の自主回収情報など、本県の食の安全安心に関する情報を適時適切に県民に提供する体制を構築するとともに、食品関連事業者による、安全が確保され、かつ安心できる本県の食品に関する情報を県内外に発信します。

(2) 食品に関する相談の実施（一部再掲 21 ページ）

食品表示の適正化を推進するため、食品表示 110 番の設置や食品表示専門員の配置により、食品表示専門員等が県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づいて店舗点検などの監視・指導を実施します。

また、食品に関する相談に迅速かつ適切に対応するため、市町村等との連携を図ります。

(3) 県産食材等の放射性物質検査及び検査結果の公表

「県産食材等の安全確保方針」に基づき、県産食材等を対象とした放射性物質濃度の検査の実施や検査結果の速やかな公表など、県産食材等の安全性に係る情報を提供することにより、食の安全安心の確保を図ります。

(4) 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供

食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図るため、自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収を指導するとともに、緊急性を要するものや重篤なものについては、他の都道府県で実施されたものも含め、自主回収情報をSNSなどの広報媒体により速やかに県民に提供します。

(5) 食品の適正表示を推進する者の養成（再掲 18 ページ）

食品関連事業者による食品表示の適正化に関する自主的な取組を支援するため、食品の適正表示を推進する者の養成講習会に講師を派遣し、食品表示に関する知識の普及を図ります。

食品関連事業者の役割

- 食品衛生監視員からの指導や県ホームページ等の情報など、HACCPに沿った衛生管理などの適切な衛生管理や食品表示に関する知識の収集に努めます。
- 食品の生産から販売に至る各段階における食の安全安心の確保に関する情報について、県民へのわかりやすく積極的な発信に努めます。

県民の役割

- 食の安全安心に関して県が発信する情報を自らの消費行動に活用するよう努めるとともに、法令等の違反が疑われる食品を発見した場合には、保健所又は食品表示 110 番を通じた通報又は相談を行います。

第3章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進

計画の円滑な推進を図るためには、県民、食品関連事業者、市町村などの各主体が計画の内容に関する理解を深め、食の安全安心の確保における責務と役割を果たすとともに、相互に連携、協働していく必要があります。

このため、県は、広く計画の周知と本県の食の安全安心の確保の取組に関する情報提供を行うとともに、食品関連事業者の自主的な活動の支援や県民・食品関連事業者との情報共有に努めることにより、連携・協働の促進を図ります。

2 国や自治体との連携

計画の推進に当たっては、厚生労働省をはじめ、内閣府食品安全委員会、農林水産省、消費者庁などの国の機関や、他都道府県及び市町村との連携を図ります。

また、県だけで対応できない施策などについては、必要に応じて、国に要請していきます。

3 施策の評価、指標の設定及び施策の公表

計画の達成状況をPDCAサイクル²⁶によって評価するため、指標を設定し、適切に進行管理を行います。

また、計画に基づく施策の評価に当たっては、岩手県食の安全安心委員会における評価を受け、その内容を県民に公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

²⁶ PDCAサイクル: Plan (計画)、Do (実施・実行)、Check (点検・評価)、Act (処置・改善) のサイクルを構成する次の4段階の頭文字をつなげたもの。この4段階を順次行い1周し、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上(スパイラルアップ)させて継続的に業務改善する。

主要指標項目一覧

※「目標の考え方」欄は、0件や100%を目指す指標については、記載を省略しているものであること。

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進（施策1～施策4）

番号	項目	基準年度 (R 6)	目標年度 (R 12)	目標の考え方	関連 施策
1	県産農産物における食品衛生法違反（残留農薬基準超過）及び自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合（※1）	100% （※2）	100%	農薬取締法に基づき、迅速に対象農産物を特定し、卸売業者等と連携し、残留農薬基準値を超過した県産農産物を回収するなどの適切な対応を行います。	施策1
2	営業許可事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入率（衛生管理計画の作成率）の割合（※3）	54.5%	100%	HACCPに沿った衛生管理が必須であり100%に近づくようHACCPの導入率向上を目指します。	施策2
3	食品衛生推進員（食品安全サポーター）によるHACCPシステムの考え方に基づく衛生管理導入の現場指導立入施設数	4,736 施設 （※4）	5,000 施設	自主的な衛生管理の取組を進めるため、食品安全サポーターを委嘱・育成し、営業者への現場指導を行います。	施策3
4	環境負荷の少ない農業を促進する研修会における受講者数	619人	600人	令和6年度の実績と同等の受講者数を維持します。	施策4

※1 事件発生の都度、対応状況を検証・評価し算出するもの。

※2 令和6年度においては1件事案の発生があり、100%であったもの。

※3 保健所における衛生管理計画の内容を確認した件数から算出するもの。

※4 令和3年度から令和6年度までの平均立入施設数

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進（施策5～施策7）

番号	項目	基準年度 (R 6)	目標年度 (R 12)	目標の考え方	関連 施策
1	食品表示法違反による改善命令等件数	0件	0件		施策5
2	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの理解度	96% （※5）	96%	令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。	施策6
3	食の安全安心に関するSNS（X）の投稿閲覧数	38,400回 （年間） （※6）	40,000回 （年間）	食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を食育とも連携して幅広く発信します。	施策7
4	食の安全安心に関する出前講座等における受講者数	3,900人 （※7）	4,000人	令和元年度の実績を上回ることを目指します。	

※5 令和6年度講座型及び劇場型リスクコミュニケーションにおけるアンケートの理解度の平均値

※6 令和6年度における県のSNSを活用した食の安全安心に関する1回あたりの投稿閲覧数の平均値（3,200回）から算出したもの。

※7 令和元年度における食の安全安心に関する出前講座の受講者数

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実（施策 8～施策 13）

番号	項目	基準年度 (R 6)	目標年度 (R 12)	目標の考え方	関連 施策
1	本県産の貝毒食中毒発生件数	0 件	0 件		施策 8
2	流通食品検査等の基準適合率	99.9% (※ 8)	99.9%	過去 5 年間と同等の適合率を維持します。	施策 9
3	輸入食品に関する残留農薬基準超過等の食品衛生法違反件数	0 件	0 件		施策 10
4	食品衛生監視員の資質向上に係る外部研修等への派遣人数	12 人	12 人	令和 6 年度の実績と同等の受講者数を維持します。	施策 11
5	残留農薬の新たな分析法開発に関する研究等の共同実施件数	1 件	1 件	国が実施する分析法開発に関する研究等に毎年度参加するなど、最新知見と技術の習得に努めます。	施策 12
6	県産農産物における自主回収事案に対する適切かつ迅速に対応した割合（再掲）※ 9	100% (※10)	100%	農薬取締法に基づき、迅速に対象農産物を特定し、卸売業者等と連携し、残留農薬基準値を超過した県産農産物を回収するなどの適切な対応を行います。	施策 13

※ 8 令和元年度から令和 6 年度の平均値

※ 9 事件発生の都度、対応状況を検証・評価し算出するもの。

※10 令和 6 年度においては 1 件事案の発生があり、100%であったもの。

参考指標項目一覧

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進（施策1～施策4）

番号	項目	現状値 (R6)	関連施策
1	生乳検査における体細胞数 50 万/ml 未満の農家割合 (※11)	96.1%	施策1
2	HACCPに沿った衛生管理に関する講習会の受講者数	4,056 人	施策2
3	営業施設を原因とする食中毒の発生件数	3 件	
4	食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合	137.5%	施策3
5	食品衛生推進員の資質向上のための講習会の開催	1 回	施策4

※11 体細胞数は、生乳を生産する家畜の健康状態を示す数値で、衛生的乳質の指標の1つとされている。指定生乳生産団体が定める乳質格差制度において規制を受けない 50 万/ml 未満の農家割合を指標としたもの。

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進（施策5～施策7）

番号	項目	現状値 (R6)	関連施策
1	健康増進法に基づく広告違反事例に対する是正、改善率	100% (0 件)	施策5
2	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数	172 人 (※12)	施策6
3	牛肉、米トレサビリティ法の違反事例	0 件	
4	給食施設での県産食材利用率（重量ベース）※13	59.9% (※14)	施策7
5	学校給食における 県産食材の利用割合（金額ベース）※15 国産食材の利用割合（金額ベース）※16	県産 60.7% 国産 90.2%	

※12 令和6年度講座型及び劇場型リスクコミュニケーションにおける受講者数の延べ人数

※13 県内の給食施設において、2年に1回（毎月1週間）給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

※14 隔年調査のため、令和4年度の値。

※15 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回（各5日間）実施する調査。

※16 県内の学校をランダムに7施設抽出し、年2回（各5日間）実施する調査。

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実（施策 8～施策 13）

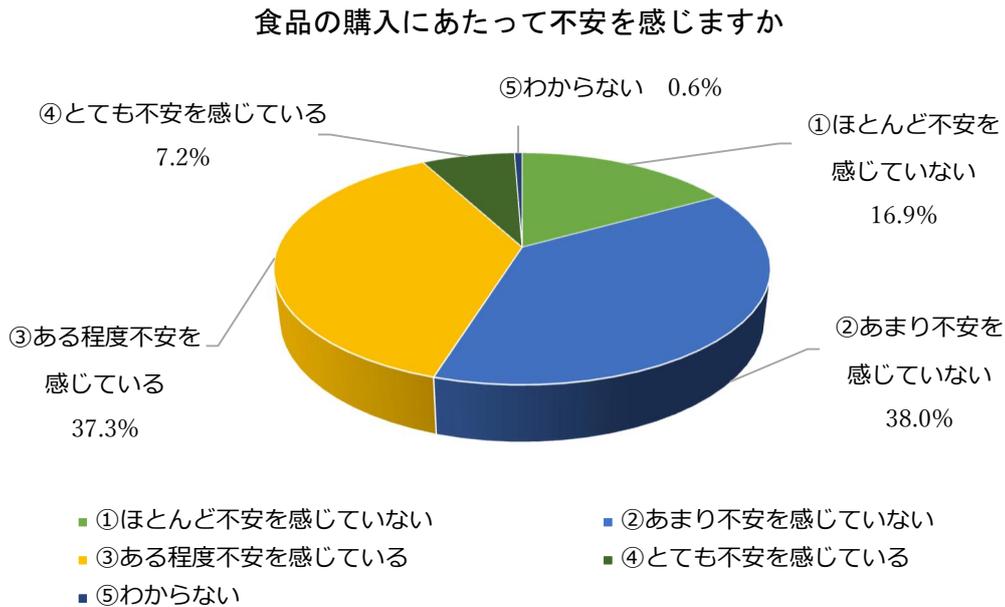
番号	項目	現状値 (R 6)	関連施策
1	水産物の高度衛生品質管理地域認定数	10 地域	施策 8
2	生食用カキのノロウイルス検査実施割合	100%	
3	食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合（再掲）	137.5%	施策 9
4	監視指導計画に対する収去検査実施割合	101.1%	
5	いわゆる「健康食品」による健康被害に対する関係法令に基づく処分又は告発件数	0 件	
6	残留農薬の基準超過や遺伝子組み換え食品による食品衛生法違反件数	0 件	
7	と畜場及び食鳥処理場における外部検証検査適合率	100%	
8	監視指導計画に対する収去検査実施割合（再掲）	101.1%	施策 10
9	食中毒対策緊急連絡訓練実施回数	2 回	施策 11
10	食の安全安心に関する調査研究の実施件数	1 件	施策 12
11	流通食品の放射性物質収去検査における基準値以下の割合	100%	施策 13

1 食の安全安心に関するアンケート調査結果

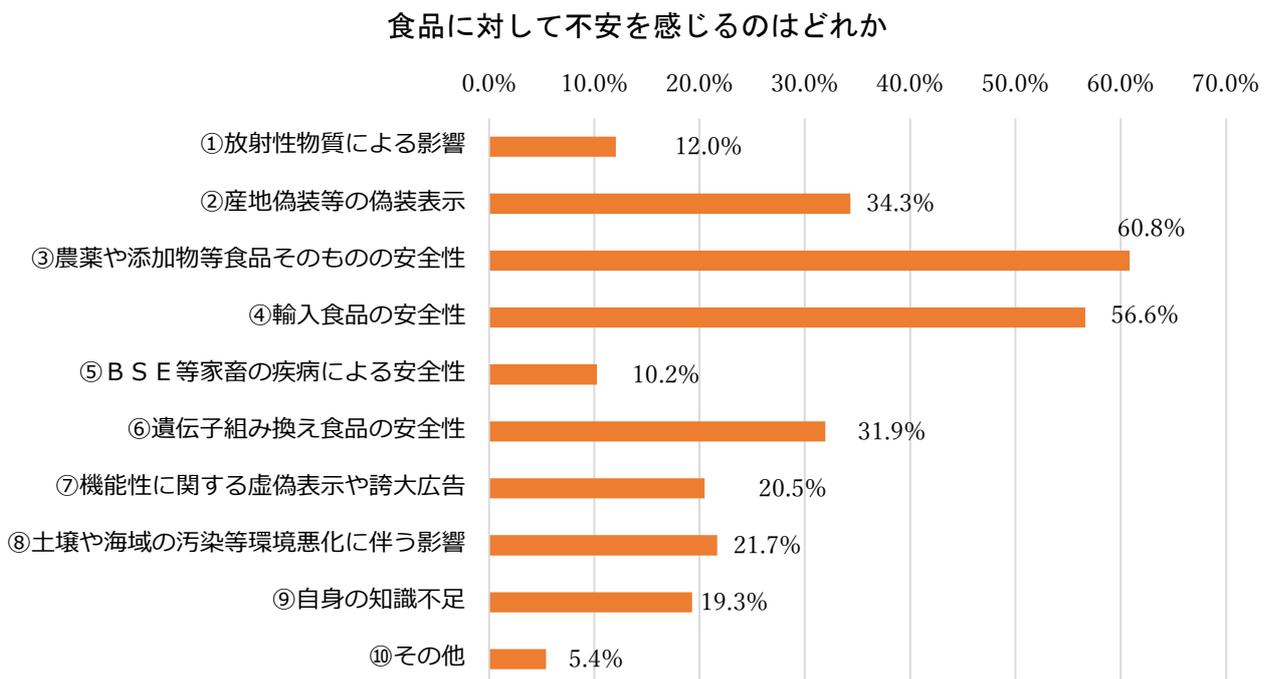
食の安全安心に関する県民の意識を把握するため、令和7年2月に食の安全安心に関する県政モニターアンケート（希望郷いわてモニターアンケート）を実施しました。（回答数 166 名）

ア 食品に対する不安について

食品購入に当たって不安を感じる人の割合は 44.5%であり、不安を感じない人の 55.5%を下回っています。



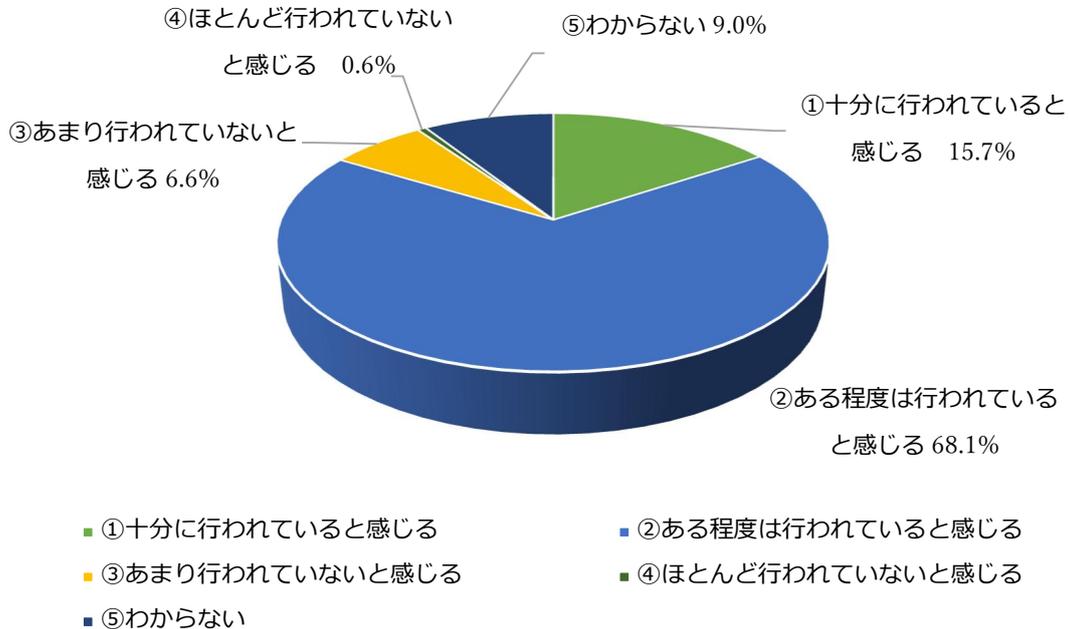
また、不安を感じる理由は、「③農薬や添加物等食品そのものの安全性（60.8%）」が最も多く、次いで「④輸入食品の安全性（56.6%）」、「②産地偽装等の偽装表示（34.3%）」の順になっています。



イ 食の安全性確保の取組への評価

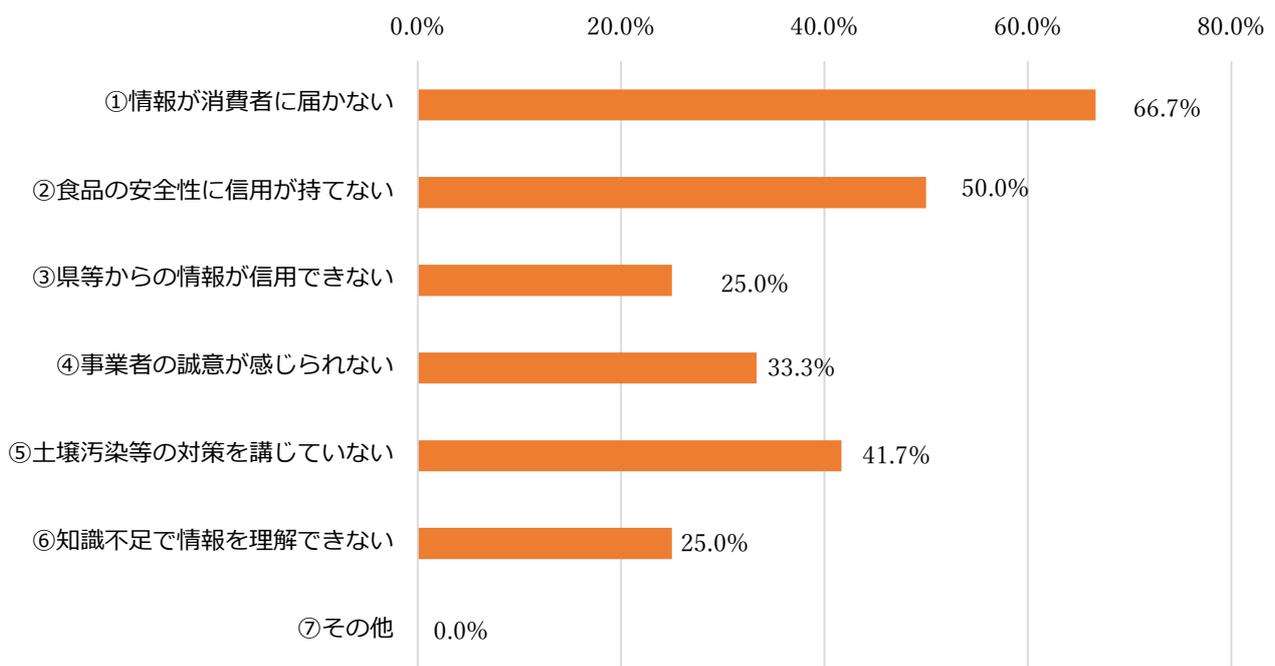
県内の食品関連事業者による食の安全性確保の取組が行われていると感じる人が全体の8割(83.7%)と取組については概ね理解されています。

食の安全性確保の取組は十分だと感じるか



また、安全性確保の取組が十分ではない理由については、「①情報が消費者に届かない(66.7%)」が最も多く、次いで「②食品の安全性に信用が持てない(50.0%)」、「⑤土壌汚染等の対策を講じていない(41.7%)」の順になっています。事業者には、安全な食品を生産、製造するだけでなく、その食品に関する情報の発信などさらなる信頼向上の取組が必要であると考えられます。

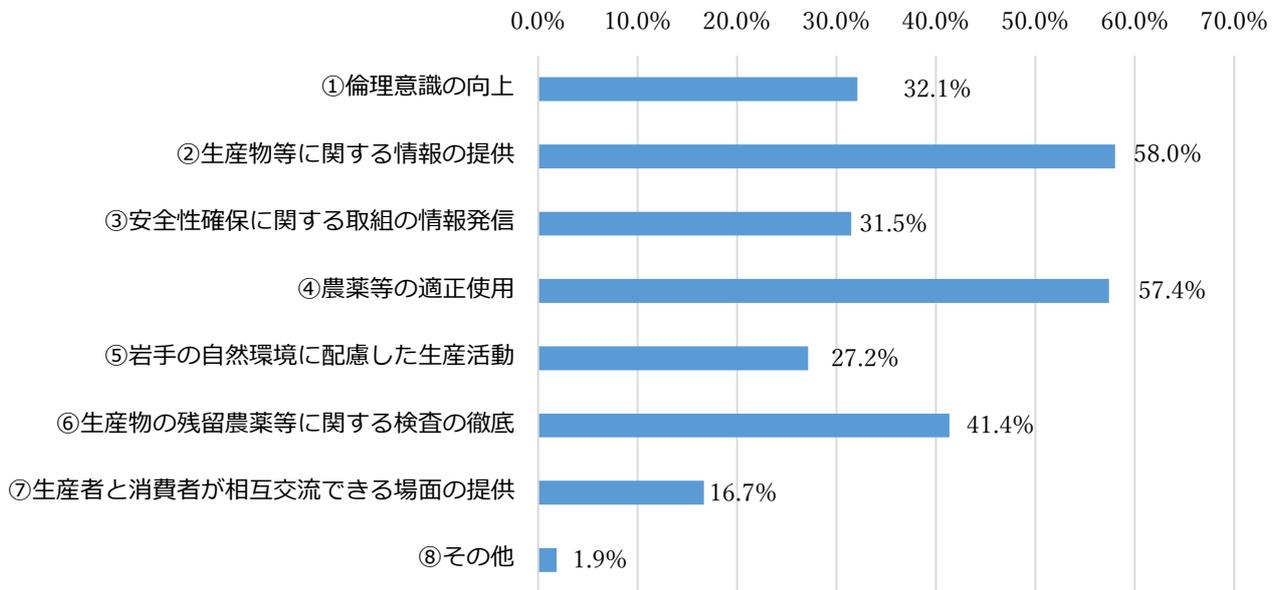
食品関連業者の取組が十分に行われていないと感じる理由はどれか



ウ 関係者の責務と役割について

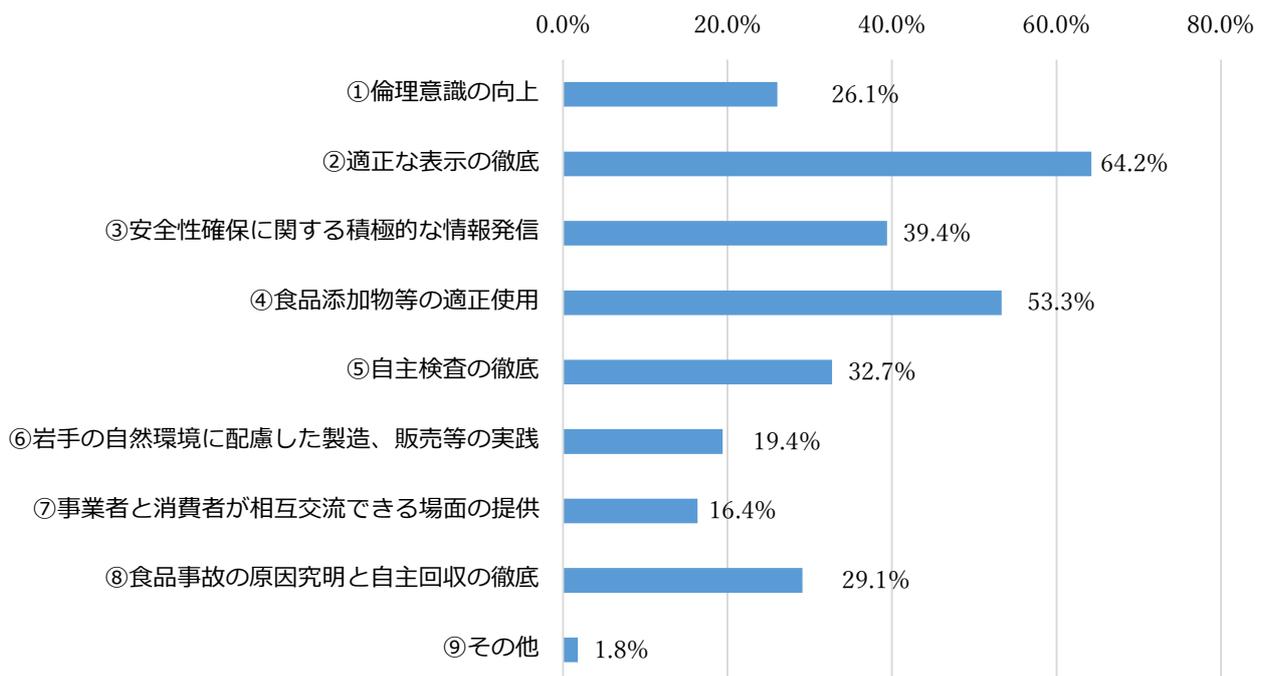
生産者に対する県民が求める取組として最も多かったのは、「②生産物等に関する情報の提供 (58.0%)」が最も多く、次いで「④農薬等の適正使用 (57.4%)」、「⑥生産物の残留農薬等に関する検査の徹底 (41.4%)」という結果となりました。

食の安全性確保のため生産者が取り組むべきことはどれか



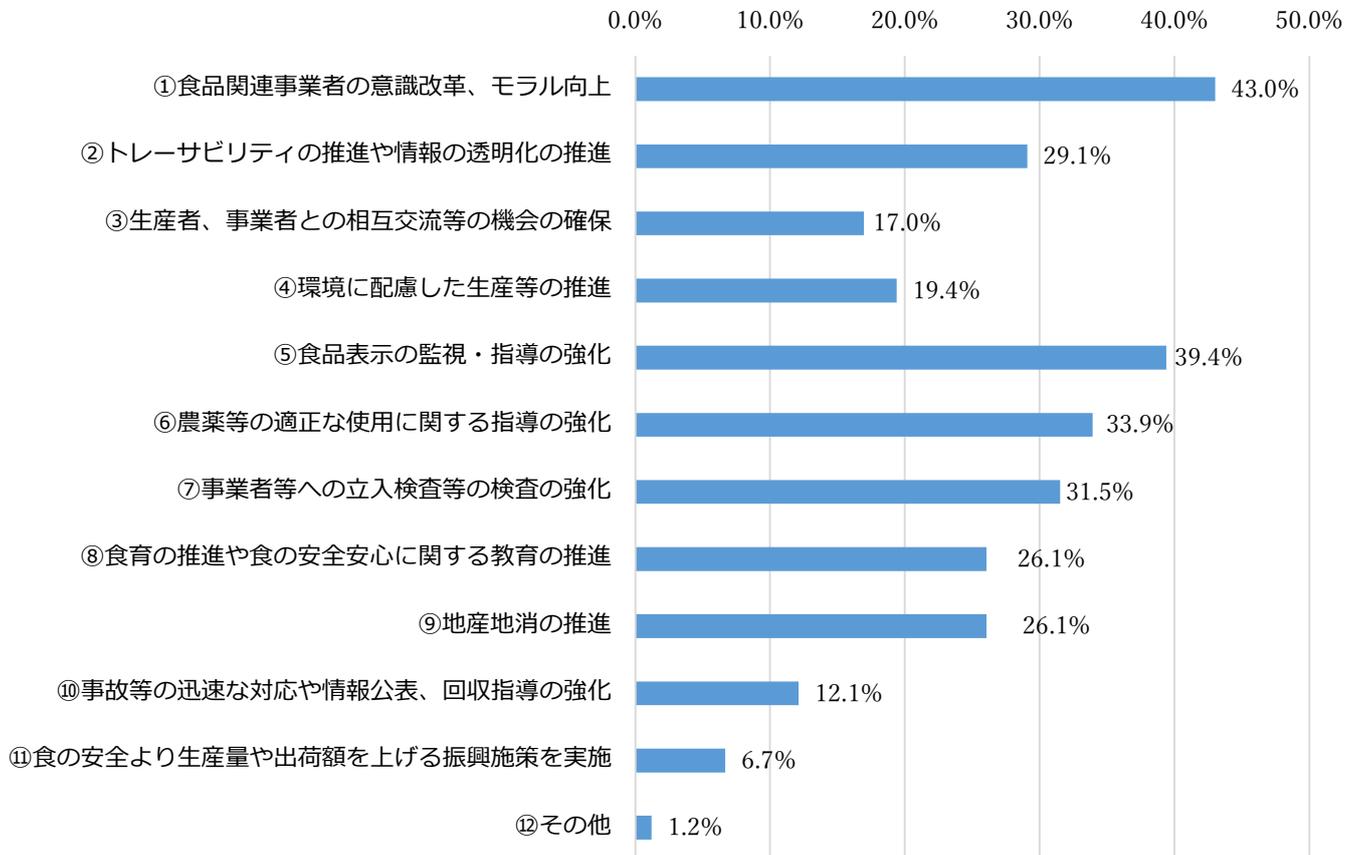
また、県民が求める事業者の取組として最も多かったのが、「②適正な表示の徹底 (64.2%)」が最も多く、次いで「④食品添加物等の適正使用 (53.3%)」、「③安全性確保に関する積極的な情報発信 (39.4%)」という結果になりました。

食の安全性確保のため事業者が取り組むべきことはどれか



さらに、行政に求めることとして最も多かったのは、「①食品関連事業者の意識改革、モラル向上（43.0%）」が最も多く、次いで、「⑤食品表示の監視・指導の強化（39.4%）」、「⑥農薬等の適正な使用に関する指導の強化（33.9%）」という結果になりました。

食の安全安心確保のため行政の取組に求めることは何か



2 岩手県食の安全安心委員会委員名簿（令和7年度）※計画検討期間中

分野	氏名	選出団体等
消費者を代表する者	佐々木 里美	岩手県社会福祉協議会・保育協議会 副会長
	小山田 緑	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事
	菊地 セツ子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 副会長
	山口 真樹	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
	吉田 敏恵	岩手県生活協同組合連合会 専務理事
食品関連事業者を代表する者	井口 一三	一般社団法人岩手県調理師会 会長
	田野 秀司	株式会社いわちく 社長付
	小野寺 真由美	岩手県学校栄養士協議会 会長
	佐藤 圭	一般社団法人岩手県食品衛生協会 専務理事
	佐藤 浩文	岩手県漁業協同組合連合会 参事
	信田 陽一	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農支援部長
	近谷 裕司	丸モ盛岡中央青果株式会社 専務取締役
	梁川 真一	一関まちづくり株式会社 専務取締役
学識経験者	菊池 拓朗	株式会社岩手日報社 編集局報道センター報道部第二部長
	笹田 怜子	岩手県立大学盛岡短期大学部 講師
	佐藤 至	岩手大学獣医学部 教授
	平澤 和樹	盛岡大学栄養科学部 講師

次期岩手県食育推進計画策定に向けた基本的方向についての審議状況及び今後のスケジュールについて

1 次期岩手県食育推進計画策定部会の設置及び部会委員の指名について

本県では、令和3年3月に令和7年度を目標年次とする「岩手県食育推進計画」を策定し、食育の推進を図ってきたが、令和8年度以降における食育の総合的な推進を図るため、次期岩手県食育推進計画を策定することとし、岩手県食の安全安心推進条例第21条第1項第3号の規定に基づき、第35回岩手県食の安全安心委員会（令和7年6月12日開催）に「次期岩手県食育推進計画策定に向けた基本的方向」について、岩手県知事から諮問された。

このことについて、専門的な見地から集中的・効率的に審議するため、同審議会に「次期岩手県食育推進計画策定部会」が設置され、岩手県食の安全安心委員会委員長から、同策定部会の委員として次の委員が指名された。

【次期岩手県食育推進計画策定部会委員】

所属・職	氏名	備考
岩手県社会福祉協議会・保育協議会 副会長	佐々木 里美	
岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 副会長	菊地 セツ子	
一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長	山口 真樹	
岩手県学校栄養士協議会 会長	小野寺 真由美	
丸モ盛岡中央青果株式会社 専務取締役	近谷 裕司	
一関まちづくり株式会社 代表取締役	梁川 真一	
岩手県立大学盛岡短期大学部 講師	笹田 怜子	部会長
盛岡大学栄養科学部 講師	平澤 和樹	副部会長

2 次期岩手県食育推進計画策定部会における審議状況について

令和7年6月以降、次のとおり食の安全安心委員会を1回、本策定部会を計3回開催し、審議を行った。

時期	審議会	審議内容
令和7年6月12日(木)	第35回岩手県食の安全安心委員会	<ul style="list-style-type: none"> 次期岩手県食育推進計画策定に向けた基本的方向について（諮問） 次期岩手県食育推進計画策定部会の設置と部会員の指名について
7月30日(水)	第1回次期岩手県食育推進計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> 部会長と副部会長の選任について 次期岩手県食育推進計画策定に向けた基本的方向（方向性案）について
9月26日(金)	第2回次期岩手県食育推進計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> 次期岩手県食育推進計画策定に向けた基本的方向（骨子案）について
12月19日(金)	第3回次期岩手県食育推進計画策定部会	<ul style="list-style-type: none"> 次期岩手県食育推進計画策定に向けた基本的方向（答申素案）について

3 今後のスケジュールについて

時期	内容	【参考】国の基本計画策定スケジュール
令和8年1月29日	第37回岩手県食の安全安心委員会（次期計画（答申案）審議、答申）	令和8年1月 パブリックコメント
3月	県議会2月定例会（報告）	2月 基本計画（案）
3月～4月	パブリックコメント・地域説明会	3月 基本計画策定
6月	第38回岩手県食の安全安心委員会（次期計画（最終案）報告）	
〃	県議会6月定例会（報告）	
7月	次期計画策定	

【備考】

- ・ 計画策定に当たって、岩手県食の安全安心委員会の答申に基づき、県議会への報告の手続きを経るものとします。
- ・ 計画策定に当たっては、パブリックコメント等を実施する等、広く県民の意見聴取に努めるものとします。

○ 次期岩手県食育推進計画策定部会における主な委員意見一覧（骨子案）

資料 2-1

No.	委員	意見	対応
1	佐々木 里美 委員	第5次岩手県食育推進計画の骨子案の現行の取組と課題に主な論点として食品ロス削減について記載がありますが、骨子案の具体的取組内容を見たときに、どこに記載があるのかと思ってしまう。ただご説明の中に、ローマ数字のⅢの施策4に「環境に配慮した食生活の推進」と項目の記載があり、その中に、食品ロス削減対策を含むということでお話があったので、納得はしたんですけども、骨子案を拝見しただけだと分かりづらかった。	食品ロス削減に関する記載の項目が分かるよう、項目名を修正します。【県民くらしの安全課】
2	小野寺 真由美 委員	「第5次岩手県食育推進計画における主要指標の実績状況及び指標の見直し案について、 学校給食における県産食材の利用割合、国産食材の利用割合について目標値が定められたということ で、とても厳しいなと思いつながりながら聞いておりました。 岩手県内の課題を挙げますと、県北の方は県産品を使おうと思っても、例えば野菜は、八戸とか青森だと市場からくるため、県産の野菜を使いたくてもなかなか使えないということもあって、ちょっと全体の利用率を上げたいなと思いついてもなかなか難しいところがあったり、あとは村にある給食センターと、村の方針として地元の業者さんを使いましょうといっても、地元の業者さんも小さい商店なので、その方々が県産食材を集めて、給食センターに下ろすというのがすごく大変で、取引やめたいんだよなって言われたりして、もう持ってきてもらえるだけでありがたいですっていうような状況もあったりして、できるだけ使いたくなっている考えたりもするんですけど、だんだん給食センターも大規模センター化といいますか、今私が勤めているところは、単独校で学校に給食室があって700人ぐらいの給食を作るので、地元の業者さんを使えるんですけど、だんだん統合して何千食っていうセンターになると、取引してくれる業者さんも限られたりして、数を集められないという課題が出てくる。なので、私たちだけではなく、 供給体制の部分も一緒に整備していかないと、この問題はうまくいかないかな と思っていますので、そういうところも含めて、整備していきような取組をしていただきたいなと思っております。	学校給食の地場産物活用した食育の充実に向け、関係研修会等で取組の推進を図ります。地場産物の供給体制については、流通課との連携が不可欠と考えます。【保健体育課】 学校給食の県産食材の利用に関しては、安定供給や価格等の課題であると認識しています。今後の施策の参考とさせていただきます。【流通課】
3	平澤 和樹 委員 (副部会長)	上記に関連して、担当課のところは現在は流通課と書いていて、新しい計画では保健体育課に変更になるということだが、今の指摘を聞くと、やはり流通課も関わっていくべきではないかと思う。	同上【流通課】

No.	委員	意見	対応
4	山口 真樹 委員	<p>食育に関して、大人の食育という項目が挙げられているんですけども、多分20代男性という、高校卒業して大学入って、就業した子供たちが大きく占めてくる世代なのかなと思うんですけど、女の子と男の子で分けるつもりはないのですが、女の子の方は、小学校、中学校、高校と自炊だったり、家のお手伝いをしてると思うのですが、男の子に対していきなり自炊を下さいよと言われても、それは少し厳しいのかなと思うので、やっぱりそこで高校生に対しての食育の重要性が出てくるのかなと思います。</p> <p>小学校とか中学校は、親のほうから指導が入るのですが、高校生くらいだと自分の意志が強くなってきて、大人になってから子供を育てるという意識を持っての食育はかなり重要だと思いますので、ぜひ、高校生に対しても、そしてこれからの未来に対しての食育をしていただければと思います。</p>	<p>高校生への食育の重要性についてはご指摘のとおりですので、今後の施策の推進において参考とさせていただきます。【県民くらしの安全課、保健体育課】</p>
5	菊地 セツ子 委員	<p>上記に関連して、私の地元の高校学校では、フレッシュサークルとか高校生に郷土料理と一緒に実習して覚えていただくとか、あとは逆に高校生の方から企画をして、食改協の方に、郷土料理を教えてほしいというような企画も最近は増えてきている。20～30代の世代もちょっと手薄だなと現場では思う。</p> <p>情報としては、国民に向けているのはものすごくあるはずだが、一緒に直に顔を見てお話しながら実習なり、何かを行うというのはなかなか難しいことだと思う。金曜日に食改協も入って食育をやりたいんだっていうことは昔からモーションをかけてきているけれども、企業側は、働くことの方が精一杯で、そこには至っていなかった。でも最近は、企業側も、応援団みたいな感じで、職員の健康管理をしましょうというところが少しずつ増えてきている。</p> <p>宮城県の方では、社長さんから知ってる社長さんへ口コミで伝えていくという感じで、数百から数千とか増やしたっていう経緯があるので、岩手もそれに準じてどんどんやっていけばいいのかなということを会議に提案したりしている。最近になってその流れがちょっと見えてきたかなと思う。だからそこは私たちの活動としても評価していきたいと思う。</p>	<p>県では、食生活に課題が多い働き盛り世代を対象に、食生活改善の実践に向けた具体的な健康教育を行い、県の健康課題である循環器病の予防を推進しています。</p> <p>地域で食生活改善に取り組む食生活改善推進員と連携のもと、働き盛り世代の健康づくりを進めていきたいと考えております。【健康国保課】</p>

No.	委員	意見	対応
6	梁川 真一 委員	<p>施策2の(2)「都市と農山漁村の交流人口の拡大」の項目において、グリーンツーリズムに関して記載がありましたけれども、農家さん自体、今なかなか受け入れが難しい環境が出てきているので、そういう受け入れをしたいという農家さんもいることはいるんですが、受け入れしやすい環境づくりといった部分のフォローをしていただけるとありがたいなというふうに思っている。</p>	<p>県では、多様なニーズに対応できる人材の確保・育成に向けた講座を開講しているほか、令和7年度から、教育旅行等の受入体制を強化するため、アドバイザー派遣による各地域協議会等の受入体制強化プランの策定支援や、広域連携取組モデル地区(R7:奥州・一関地域)における広域連携計画の策定支援等を実施しています。今後もこうした支援を継続し、受け入れしやすい環境づくりを進めていきます。【農業振興課】</p>
7	梁川 真一 委員	<p>施策4の(1)「環境負荷の少ない農業技術の普及拡大」の項目で、普及センターとかが絡んでくると思いますが、農家さん自体、お父さんお母さん世代で引退する方が多くなっているので、あまりこういった部分で農家さんのハードルを上げてしまって取り残されてしまって、そんなに大変だったらやめてしまうよという農家さんが結構増えてきているので、そういったところのフォローアップをしていただければと思う。</p>	<p>農家を対象とした研修会の開催や技術の実施に向けた普及センターによる指導を行っていきます。【農業普及技術課】</p>
8	平澤 和樹 委員 (副部会長)	<p>骨子案のローマ数字のⅢ「食料供給県としての特性を活かした食育の推進」の項目が拡充されていて、すぐには食育に直結するものではないのかなと思ったが、ただ、ここがきちんとつくられることによって、農林漁業体験の場とかが整備されていくと、それがいずれ県民に還元されるのかなと思ったので、この項目の拡充というのは非常に意義のあるものなのではないかと思っている。</p> <p>加えて担当課の部分について、これまで名称が上がっていなかった担当課にも入っていただけるといったような記載になっているので、一体となって食育の推進に取り組んでいただけるのかなと期待を抱いているところ。</p>	<p>引き続き庁内連携の上、食育の推進に取り組んでいきます。【県民くらしの安全課】</p>

No.	委員	意見	対応
9	平澤 和樹 委員 (副部会長)	<p>骨子案のローマ数字のⅠの「望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進」のところで、やはり現行計画の達成状況というのを見たときに、改善傾向にない状況が4年間、少なくとも4年間続いている、いわゆるPDCAのチェックがなされた状況で、次のアクションの改善、見直しというところが、次期計画の見直しのところだとなないように見える。ここが要因分析のところで、もちろん肥満というのは多くの要因が関係しているので、食育の事業が変わったから、そこが変わるというわけではないということは認識しているが、とはいえ、食育の観点から何ができるかというのは、見直しとして1つ欲しいのではないのかなというのが率直な意見。</p> <p>食の安全安心推進計画のところでは、主要な指標が複数働いているような印象を受けたんですけども、こちらの食育推進計画に関しては、特にローマ数字のⅠ「望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進」は、結果のアウトカムだけを指標に設定している。国の参考資料のところでは、結果に至るまでに関係する行動目標なども様々掲げられていると思うので、ここをもう少し複数の指標を掲げられないのかなと思っている。そうすると結果を見たときに、知識はついてけれども態度が変わらなくて、結果行動まで働かなかったから肥満が改善されなかったというような分析がしやすくなるのかなと思う。</p> <p>もし、指標の項目数に制限がないのであれば、ある程度、アウトプット指標を意義ある形で回収できる項目をもう少し設定してもいいのではないかと思っている。</p>	<p>主要指標の内容を補完する指標（アウトプット指標）を、参考指標として追加します。【県民くらしの安全課】</p>

○ 次期岩手県食育推進計画策定部会における主な委員意見一覧（答申素案）

No.	委員	意見	対応
1	平澤 和樹 委員 (副部会長)	<p>ローマ数字のⅢ「食料供給県としての特性を生かした食育の推進」の項目で、様々な環境整備の取り組みをしていただけたというのが、いわゆる将来的なビジョンを見ると、やはりそういった場が整っていないと、国の方でも推進している農業体験など、そういったものの実現には繋がらないので、整備していくという点においては、素晴らしい取組だと認識している。</p> <p>一方で、食育との接続が見えない書き方になっている。特にローマ数字のⅢ「食料供給県としての特性を生かした食育の推進」の項目について、これ自体は素晴らしい取組だと思っっているんですが、やはり食育推進計画という名称がついている以上は、食育との接続というのは常々意識しなければいけないと思う。5年間という長期計画だと、5年間かけてその食育との関連性がよく見えないというような組み立て方は違うのではないかと思います。施策の寄せ集めみたいに見えるのが気になるので、ぜひ、これを達成することによって、食育がこう推進できるというような流れ、ロジカルなストーリーをうまく記載すべきなのではないかと思います。</p> <p>ただ、国の基本計画の記載を見ても、やはり難しいのかなとは思いますが、ぜひ食育の接続というのは、各項目常々意識しながら、組み立てられるといいと思う。</p>	<p>施策Ⅰ～Ⅳの取組において、県の施策の前に、「取り組む方向性」を追記しました。</p>
2	平澤 和樹 委員 (副部会長)	<p>ご検討いただき踏み込んでいただいたローマ数字のⅠの「望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進」の参考指標については、いわゆる行動レベルとか、知識内レベルのものを測定するという説明でしたが、指標としてはやはり周知や実施回数など、全てアウトプットになっており、なぜアウトプットが中心なのかということがすごく聞きたい。やはりこれは県民の食育活動というか、そこの食育に関係するような指標を組み立てていくとなると、どうしてもその最終的な到達状態がどうなっているかというところを計る項目が、目に見えてあるべきなのではないかなと思っっている。主要指標はアウトカムとして、朝食の欠食率や肥満傾向のある割合を設定しているが、参考指標に追加していただいたのがアウトプット指標のみになっているのが、これは何か達成すると何らかのメリットが県としてもあるからアウトプットレベルにとどめているのか、あるいは、そのターゲット層に対して、何らかの調査をすることが難しいから、このアウトプットレベルでの指標にとどめているのか何か理由はあるのか。</p>	<p>主要指標及び参考指標について見直しの上、修正しました。</p>

No.	委員	意見	対応
		<p>もう少しダイレクトに子供たちとか大人の行動がどう変わったか、知識がどう変わったか、態度がどう変わったか、というところが指標として設定できれば、非常に分析もしやすくなると思うし、食育らしさも感じられると思ったので、なぜそこまで指標として設定できないのかいうところを教えていただきたいと思う。</p>	
3	<p>平澤 和樹 委員 (副部会長)</p>	<p>アウトプット指標について、アウトプットは、基本的に「実施」という捉え方をしているので、行動という言葉で捉えてしまうと、実施する側の行動なのか、あるいは、それを受けた者の受けた後の行動なのかというように、視点が変わると行動メディアが変わってくると思う。</p> <p>ローマ数字のⅠの「望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進」の指標について、いわゆるそのアウトプット指標として様々取り組んでいただいている内容が、メインとなるアウトカム指標に対して効果があるのかというところがすごく疑問がある。いわゆる妊産婦の方とか、プレコンセプションケアという形で様々なところで取り組んでいただいていると思うが、そういったものは直接的にはアウトカム指標とは関連のないものである。そうなったときに、これだけ取り組んでいるアウトプット指標の成果を、正しく評価しないで、このサイクルをまわしていったよいものなのかというところがあって、やはり何かをやったらそれがどういった形で還元されているのかというのはしっかり見たい。やり方が悪かったのか、測り方が悪かったのかというところを明確にした上で、次の計画を策定していくというロジカルになると思っていたので、そのあたりがどうしてもまだ少し腑に落ちない部分がある。</p>	<p>主要指標及び参考指標について見直しの上、修正しました。</p>
4	<p>小野寺 真由美 委員</p>	<p>ローマ数字のⅢ「食料供給県としての特性を生かした食育の推進」の主要指標について、学校給食における県産食材の利用割合を上げるというのは、どの部分をどのように評価するための指標なのかを教えていただきたい。</p> <p>この指標を設定して、給食で県産品や国産食材を購入して消費したとしても、家庭でそのぐらい消費できているかというところ。学校給食だと1年におよそ173回、1日3食を前提として365日だと約1,000食のうちの、170回程度で自給率があると果たして言えるのかどうか。</p> <p>食育の推進なので、こちらからすれば、給食で地場産物のことを指導したことで、このぐらい自給率が上がったというような指標だと何となく理解できるが、給食の金額ベースを上げるのとの関連があまりないように見える。</p>	<p>ローマ数字のⅢ「食料供給県としての特性を生かした食育の推進」における地産地消に係る部分の評価するためのものであり、県の施策の冒頭に、「取り組む方向性」を追記するとともに、目標の考え方について追記しました。</p>

No.	委員	意見	対応
5	平澤 和樹 委員 (副部会長)	<p>上記に関連して、参考指標、要はアウトプット指標とアウトカム指標の間に、通常、何らかの変化が生じることによって、アウトカムが変化すると思うが、何らかの部分の測定のために参考指標を置いているわけではない。だから主要指標と参考指標は別に整合性がないものもたくさん含まれているということ。それはそれでいいというか理解はできるが、基本的にはすべてを関連づけていない。その点については、対象者も多いことや、測定が複雑、困難になるからというのが理由として考えられるが、単純に主要指標の数は増やせないのか。世代、例えばライフステージごとに主たる健康課題で1つずつピックアップするとか、大人の食育とか言っておきながら、主要指標には全く設定していない。</p>	<p>主要指標及び参考指標について見直しの上、修正しました。</p>
6	平澤 和樹 委員 (副部会長)	<p>食品ロス発生量というところは、おそらく基準値を見ると、これは家庭内と企業が出るものの両方を合わせた発生量の推移を見るということかと思うのですが、そこを明確にしたほうがいいのではないかと思う。今、国や世界でもここはすごくキーワードになっていて、やはり家庭内と企業が出すものを分けてグラフとか数値とか示しているので、ぜひここは両者に対しての結果を見るためのものというところを明確にする、主語が何かを明記したほうがいいと思う。</p> <p>関連して、こういうのを行動的に、何か食品ロスに対して何らかの行動をしている県民の割合とかはやはり計れないというか、今何かの調査で計っていないんですね。本当はそういうのがあると、何かをやって県民がそういった活動に対して何らかの行動をしているかどうかというところがはっきり見えてくるのかなと思う。家庭内と企業の両方を入れてしますと、企業さんが頑張ったから全体が減ったという見方もできてしますというところが少し気になっている。</p>	<p>主要指標及び参考指標について見直しの上、修正しました。</p>

第5次岩手県食育推進計画(答申案)の概要

■ 計画の期間

- ・第1次 H18～22
- ・第2次 H23～27
- ・第3次 H28～R2
- ・第4次 R3～R7
- ・第5次 R8～R12

■ 計画の位置づけ

- ・食育基本法第17条の規定に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策について定める計画
- ・「いわて県民計画(2019～2028)」における、「V 安全 29 食の安全安心を確保し、地域に根差した食育を進めます」を具体化する実行計画
- ・岩手県食の安全安心推進条例第18条に基づき、食育の推進を具体的に進めるための計画
- ・家庭、学校・幼稚園・保育所、地域、市町村や県など全ての食育関係者が協働して取り組む指針

■ 概要

〈基本目標〉

全ての県民が生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと

〈基本理念〉

岩手の風土や文化などの特性を生かしながら、食に関わる人々への感謝と思いやりの念を深めつつ、食べることの大切さを理解し、安全・安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を育てます。

〈スローガン〉

「いきいき!健やか!岩手の食っ子!イートゥーブの恵みを受けて」

◆ 現行計画の施策

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

- 1 乳幼児等の健全な食習慣の形成
- 2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成
- 3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

II 食の安全安心を支える食育の推進

- 1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進
- 2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

III 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

- 1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進
- 2 食文化や食生活の継承

IV 地域に根ざした食育の推進

- 1 食育推進運動の展開
- 2 市町村や地域における食育の推進

【食を取り巻く社会環境の変化】

- ・個食、孤食の増加、共食の割合の減少
- ・食に関する経済志向、簡便化志向
- ・食の外部的な進展 ・子どもの朝食の欠食率の増加
- ・家庭環境の変化に伴う食の乱れや健康影響
- ・野菜摂取量の減少 ・食に関する情報の氾濫
- ・生産者と消費者との関係の希薄化
- ・少子高齢化 ・食料自給率:38%
- ・食品ロス:464万トン

【国の食育推進基本計画の重点事項】

- (1) 学校等での食や農に関する学びの充実
- (2) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
- (3) 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

【国の重点事項の方向を踏まえた取組】

- (1) 学校における食育の推進(1-2-(1))、肥満予防・改善のための取組支援(1-2-(2))、「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ(1-2-(4))、学校等における農林漁業体験学習の支援(3-3-(1))等
- (2) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進(1-3-(1))等
- (3) 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援(3-1-(1))、「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進(3-1-(2))、学校等における農林漁業体験学習の支援(3-3-(1))、都市と農山漁村の交流人口の拡大(3-3-(2))等

◆ 現行計画の取組状況と課題

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

- ・朝食を毎日食べる子どもの割合は、小中高校生ともに年々減少。学年が上がるにつれて、その割合は低下。
- ・肥満傾向のある割合は、高校2年生では改善傾向だが、小学5年生・中学2年生では悪化している。

【課題】

- ・子どもの朝食の欠食率と肥満率は、やや悪化しており、改善に向けた継続した取組が必要。
- ・本県が全国ワーストである脳卒中死亡率等、大人の食生活の改善も課題であり、子どもから大人まで地域のあらゆる場を通じた食育の推進が必要。

II 食の安全安心を支える食育の推進

- ・産地偽装、食中毒の継続的な発生や、健康食品による健康被害等、県民の食に対する不安を増す新たな事案が発生。
- ・購入する食品の安全性信頼性に不安を感じる人の割合は、低下しているものの依然として高く推移(R1:49.3%→R6:44.5%)。

【課題】

- ・県民が食に関する正しい情報を適切に選択し、安全な食品を自ら判断できる力を養えるように、情報発信やリスクコミュニケーションなどの継続的な取組が必要。

III 食料供給県としての特性を活かした食育の推進

- ・農林漁業体験学習のインストラクター派遣等は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い減少したが、回復傾向にある(R1:25,304人→R3:8,568人→R6:19,796人)。
- ・学校給食における県産食材の利用割合(金額ベース)は、増加傾向、国産食材の利用割合(金額ベース)は、横ばい傾向。
- ・希望郷いわてモニターアンケートでは、「今後、行いたい食育の取組」で最も多かったのは「食品廃棄物の削減」(R6:66.1%)であり、環境負荷の低減について県民が関心を寄せている。

【課題】

- ・食料供給県として、安定的・持続可能な生産を支える取組の推進が必要。
- ・環境と調和のとれた持続可能な食料の生産・消費への理解を深める、食品ロスの削減等に取り組む必要がある。
- ・農林漁業体験や域内での農林水産物の消費などを通じた、食に対する感謝の気持ちの醸成や生産者と消費者との結びつきを深める取組が継続的に必要。

IV 地域に根ざした食育の推進

- ・食育推進運動を県民運動として全県的に展開するため、設立された「岩手県食育推進ネットワーク会議」を軸とし、20年にわたり食育月間の取組や食育普及啓発キャラバン等の取組を実施。
- ・市町村の食育推進計画の策定率は100%(R6)であり、食育に関する取組が行われている。

【課題】

- ・食育の推進を図るため、県民運動として更なる深化と広がりが必要。
- ・事例の共有等を通じた市町村の取組の支援。

■【参考】意識調査の結果(令和6年度希望郷いわてモニターアンケート調査結果)

- ・食育に関心がある・どちらかと言えばある人の割合 R6:89.8%
- ・食育の取組を行っている・できるだけ取り組むようにしている人の割合 R6:53.6%
- ・食育の取組を取り組みたいと思っているが実際に取り組んでいない人の割合 R6:38.6%

施策の方向(4つの柱と具体的施策)

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

- 1 乳幼児等の健全な食習慣の形成
 - (1) 妊産婦や乳幼児の食事指導への支援
 - (2) 子育て相談の実施
 - (3) 口腔の健康づくりの推進
 - (4) 特定給食施設等への指導
 - 2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成
 - (1) 学校における食育の推進
 - (2) 肥満予防・改善のための取組支援
 - (3) 地域との連携による推進
 - (4) 「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ
 - 3 生涯にわたる健全な食習慣の形成
 - (1) 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
 - (2) 食事・バランスガイドの普及
 - (3) 食生活改善ツール等の活用及び普及
 - (5) 教育振興運動の展開
 - (6) 口腔の健康づくりの推進
 - (7) 特定給食施設への指導(再掲)
 - (4) 健康づくりボランティア等の育成・活動支援のための研修等の実施
 - (5) 栄養・健康づくり関係者の資質向上のための研修等の実施
 - (6) 地域の食生活習慣実態の調査の実施
 - (7) 飲食店等の栄養成分表示等の促進
 - (8) 口腔の健康づくりの推進
 - (9) 特定給食施設への指導(再掲)
- 「大人の食育」を取組項目として追加

- 1 乳幼児に加え、妊娠前からの食事バランスガイドに基づく支援のほか、口腔の健康づくりの推進等
- 2 学校における「食習慣」「運動習慣」「生活習慣」形成による一体化した取組の支援や「食育だより」等を通じた情報提供等
- 3 大人が食生活改善に取り組むための情報発信等による「大人の食育」の推進

II 食の安全安心を支える食育の推進

- 1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進
 - (1) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施
 - (2) 食の安全安心に関する出前講座等の実施
 - (3) 食品の安全性等に関する情報の発信
 - (4) 災害発生に対応した食の安全安心の確保
 - (5) 学校における食育の推進(再掲)
- 2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進
 - (1) 食品に関するトレーサビリティ制度の普及
 - (2) 食品表示に関する店舗への指導
 - (3) 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実
 - (4) 食品の適正表示を推進する者の養成
 - (5) 食品表示に関する相談の実施
 - (6) 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供

- 1 食の安全安心に関する出前講座や相互理解を進めるリスクコミュニケーションの実施、SNS等を使った情報の発信等
- 2 食品表示に関する適正な店舗指導、自主回収報告制度の確実な実施と県民へのSNS等による情報提供等

III 食料供給県としての特性を活かした食育の推進

- 1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進【新】
 - (1) 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消に関する取組の支援
 - (2) 「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進
 - (3) 農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保【新】
 - (4) 地域を広域的に支える体制・人材づくりなどを通じた集落機能の維持【新】
 - 2 環境に配慮した食料生産・消費の推進【新】
 - (1) 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進【新】
 - (2) 食品ロスの削減や環境に配慮した食生活の推進
 - 3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進【新】
 - (1) 学校等における農林漁業体験学習の支援
 - (2) 都市と農山漁村の交流人口の拡大【新】
 - 4 食文化や食生活の継承
 - (1) 食の匠の活動支援
 - (2) 食生活改善推進員等の活動支援
 - (3) 学校給食への郷土料理の活用
 - (4) 学校における食育の推進(再掲)
 - (5) 「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進(再掲)
- ・食料供給県として安定的・持続可能な生産を支えるため、項目1を設定。
・環境と調和のとれた持続可能な食料の生産・消費への理解を深めるため、項目2を設定。
・農林漁業体験等で生産者と消費者との結びつきを深めるため、項目3を設定

- 1 地産地消運動等を通じた県産農林水産物の利用促進、農山漁村の活性化に取り組む地域運営組織の育成や活動支援等
- 2 環境保全型農業の理解醸成のためのセミナー等の開催、食品ロス削減に向けた普及啓発等
- 3 農林漁業体験学習への体験インストラクターの派遣、グリーンツーリズムによる拡大に向けた各地域協議会の受入活動の活性化に向けた支援等
- 4 「食の匠」の活動や学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催の促進、食生活改善推進員の活動支援等

IV 地域に根ざした食育の推進

- 1 食育推進県民運動の展開
 - (1) 食育推進県民運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体間の連携強化
 - (2) 食育月間等における食育の普及
 - (3) 食育推進貢献者等の表彰の実施
 - (4) 食育に関する広報活動の推進
 - (5) 企業における食育活動の推進
 - 2 市町村や地域における食育の推進
 - (1) 市町村等における食育推進の支援
- 岩手県食育ネットワーク会議を計画に位置づけ、関係主体との連携強化を図ることを明記

- 1 岩手県食育推進ネットワーク会議など関係主体との連携の強化
食育月間や食育に関連する行事における普及啓発活動等
- 2 市町村食育業務担当者研修会の開催、優良事例の共有、子ども食堂等の居場所づくりの取組の支援と食育への配慮等

● 計画の推進・進捗管理

- 市町村との連携及び県民との協働により推進
- 達成状況をPDCAサイクルによって評価するため目標を設定。
- 毎年度、岩手県食の安全安心委員会による評価を受け、内容を公表。必要に応じて、計画の見直しを行う。

第5次岩手県食育推進計画 指標項目

○主要指標

大項目	中項目	指標項目	基準年度 現状値 (R6)	目標年度 (R12)	目標の考え方	担当課等	
I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	1 乳幼児等の健全な食習慣の形成						
		1 児童・生徒の朝食欠食率	小学校4年生	4.4%	0%に近づける※1	・小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である0%に近づけることを目指します。	健康国保課
			中学校3年生	12.0%			
	高校3年生		18.0%				
	2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	2 肥満傾向のある割合	小学校5年生	15.5%	13.5%	・小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の東北6県の中で肥満傾向割合が最も低い数値を目指します。	保健体育課
			中学校2年生	13.0%	11.7%		
			高校2年生	12.0%	10.2%		
	3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	3 食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合	89.8%	90%以上	・大人の食生活改善の基盤となる大人の食育に対する意識の状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。	県民くらしの安全課	
	II 食の安全安心を支える食育の推進	1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	4 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの理解度	96%	96%	・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進の状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。	県民くらしの安全課
		2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	5 食の安全安心に関するSNS(X)の投稿閲覧数	38,400回	40,000回	・食品情報の提供と食品表示の適正化の推進の状況を把握するために設定するもの。 ・食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を幅広く発信するもの。過去実績を上回る40,000回を目指します。	県民くらしの安全課

○参考指標

大項目	中項目	指標項目	基準年度 現状値 (R6)	担当課等	
I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	1 3歳児のむし歯のある者の割合	11.5% (R4)	健康国保課	
		2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	2 体力向上、学校保健、食育における学校担当者を対象とした研修会の実施回数	3回	保健体育課
			3 12歳児の(永久歯)むし歯のある者の割合	22.3%	健康国保課
	4 食に関する指導の全体的計画作成校の割合		小学校 中 : 100% 中 : 98.6% 高 : 42.1%	保健体育課	
	5 肥満予防・改善取組実施校の割合	小学校	小 : 96.2% 中 : 94.0% 高 : 88.2%	保健体育課	
		中学校			
		高校			
	6 教育振興運動における食育活動数	173件	生涯学習文化財課		
	3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	7 主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合(20歳以上)	57.5% (R4)	健康国保課	
		8 食生活改善に関する出前講座等の実施回数	107回	健康国保課	
		9 60歳代における咀嚼良好者の割合	82.9% (R4)	健康国保課	
10 食塩摂取量の平均値(20歳以上)		10.1g (R4)	健康国保課		
11 毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて食事をしている者の割合(20歳以上)		57.9% (R4)	健康国保課		
II 食の安全安心を支える食育の推進	1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	12 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数	172人	県民くらしの安全課	
		2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	13 食の安全安心に関する出前講座等における受講者数	3,311人	県民くらしの安全課

第5次岩手県食育推進計画 指標項目

○主要指標

大項目	中項目	指標項目	基準年度 現状値 (R6)	目標年度 (R12)	目標の考え方	担当課等	
Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	6 学校給食における	県産食材の利用割合 (金額ベース)	61.0%	71.8%	・地産地消の取組を推進し、域内の農林水産物の消費拡大の状況を把握するため設定するもの。 ・令和6年度の東北6県の中で、県産食材、国産食材の使用割合が最も高い数値を目指します。	保健体育課
			国産食材の利用割合 (金額ベース)	90.4%	90.7%		
	2 環境に配慮した食料生産・消費の推進	7 食品ロス発生量	47,438トン (家庭系21,851トン、事業系25,587トン)	4.3万トン	・多様な主体との連携による食品ロスの削減の状況を把握するために設定するもの。 ・国の「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針(第一次)」を踏まえて、H30年度比で18%の削減を目指します。	資源循環推進課	
	3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	8 農林漁家民泊等利用者数※4	61,895 (人回)	75,000 (人回)	・都市と農山漁村の交流人口の拡大を図る取組の状況を把握するために設定するもの。 ・R12(2030年度)の目標を、国の目標(R5→R12)農泊地域の宿泊者数:1.5倍)と合わせ、R5年度目標(50,000人)の1.5倍となる75,000人とし、毎年750人ずつ増やします。	農業振興課	
4 食文化や食生活の継承	9 食の匠による郷土料理紹介動画の視聴回数	13,404回	17,500回	・食文化の継承の推進状況を把握するために設定するもの。 ・現状の視聴回数の毎年5%ずつの増を目指します。	農業普及技術課		
Ⅳ 地域に根ざした食育の推進	1 食育推進県民運動の展開	10 食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合(再掲)	89.8%	90%以上	・食育の普及状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。	県民くらしの安全課	
	2 市町村や地域における食育の推進	11 市町村食育推進計画を策定している市町村の割合	100%	100%を維持する	・市町村等における食育推進を支援する取組状況を把握するために設定するもの。 ・市町村食育推進計画の改定に関する支援を行い、策定率100%を維持します。	県民くらしの安全課	

○参考指標

大項目	中項目	指標項目	基準年度 現状値 (R6)	担当課等
Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	14 食育担当者、学校教諭等を対象とした研修会の実施回数	2回	保健体育課
		15 給食施設※2での県産食材利用率(重量ベース)	59.9%(R4)	流通課
		16 県内産の農林水産物を利用している人の割合	82.9%	農林水産企画室
	17 農山漁村発イノベーション※3による商品化件数(累計)	72件	流通課	
2 環境に配慮した食料生産・消費の推進	18 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	77%	資源循環推進課	
3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	19 農林漁業体験インストラクター等の実施支援	実施件数	124件	農林水産企画室
		参加人数	19,796人	
4 食文化や食生活の継承	20 食の匠認定数(累計) 食の匠伝承活動回数		306人・団体	農業普及技術課
			38回	
Ⅳ 地域に根ざした食育の推進	1 食育推進県民運動の展開	21 食育普及啓発キャラバン実施回数	5回	県民くらしの安全課
		22 市町村食育推進担当者会議の開催	年1回	県民くらしの安全課
	2 市町村や地域における食育の推進	23 食育の取組を行っている市町村の割合	100%	県民くらしの安全課
		24 子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	30市町村	子ども子育て支援室

※1 当該目標は、健康上の理由から朝食摂取が困難な子どもに配慮し、安易に目標値の達成のみを追い求めることの無いように留意するものとする。

※2 県内の給食施設(県内小中学校、高等特別支援学校、保育所等(認可保育園、認定こども園)、社会福祉施設等、病院(県立・公立)及びいわて地産地消給食実施事業所において提供される給食)において、2年に1回(毎月の1週間)給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

※3 農山漁村発イノベーション:6次産業化を進展させた、地域の文化・歴史や景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な事業者が参画して新事業や付加価値を創出する取組。

※4 農林漁家民宿利用者数(日帰り含む)と体験型教育旅行受け入れ人数(日帰り含む)の合計値。

※5 黄色のセルは、第5次食育推進計画において新たに設定した指標である。

**第 5 次岩手県食育推進計画
策定に向けた基本的方向について
(答申案)**

令和 8 年 1 月 29 日

岩 手 県

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 SDGsへの貢献	
4 計画の期間	
第2節 計画策定の背景	4
1 これまでの「岩手県食育推進計画」における成果と課題	
第3節 計画の基本目標等	6
1 計画の基本目標と基本理念	
2 計画の施策体系	
第2章 食育を推進するための県の取組内容	8
第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	8
1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	
2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成	
3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	
第2節 食の安全安心を支える食育の推進	18
1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	
2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	
第3節 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	23
1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進	
2 環境に配慮した食料生産・消費の推進	
3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進	
4 食文化や食生活の継承	
第4節 地域に根ざした食育の推進	29
1 食育推進県民運動の展開	
2 市町村や地域における食育の推進	
第3章 計画の推進・進捗管理	34
第1節 計画の推進体制	
第2節 施策の評価、指標の設定及び施策の公表	
参考資料	41
1 食育に関するアンケート調査結果	
2 岩手県食の安全安心委員会委員名簿	

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

県では、平成17年7月に施行された食育基本法¹を踏まえ、平成18年2月に「岩手県食育推進計画（計画期間：平成18年度～平成22年度）」を策定するとともに、同年7月に岩手県食育推進ネットワーク会議²を設立し、本県の食育推進に総合的かつ計画的に取り組んできました。

また、令和3年3月に国が「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項として「第4次食育推進基本計画」を策定したことを踏まえ、同年3月に「岩手県食育推進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）」を策定し、本県の食育を総合的に推進してきました。

この間、市町村で策定している食育推進計画に基づき、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域と行政が連携した取組を進める中で、食生活改善推進員³などボランティアの活発な活動や歯科保健活動の取組などにより、子どものむし歯有病者率が減少するなど一定の成果が表れましたが、働き盛りの世代を中心に栄養バランスに配慮した食事や共食の回数が少ない者の割合が増加していることに加え、子どもの肥満割合が、全国平均より高い状況にあることなど、改善が必要な課題も明らかになっています。

また、ライフスタイルや世帯構造の変化による孤食⁴等の問題や生活習慣病の増加、家庭や地域で受け継がれてきた伝統的な食文化の継承機会の減少、食品ロス⁵の増大、災害発生に対応した食の安全安心の確保など、食に関する新たな課題が発生しています。

さらに、家庭や地域での健全な食生活の実践が困難な場面が増え、食の在り方の変化等に伴う大人の食生活の乱れ、食卓と農業等の生産現場の距離が遠くなる中、生産者と消費者の関係が希薄化するなどの課題が顕在化してきています。

こうした課題に対応するため、新たに「岩手県食育推進計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）」を策定し、岩手県の食育の推進に引き続き取り組むこととします。

¹ 食育基本法：国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年6月10日に第162回国会で成立、同年7月15日に施行された。

² 岩手県食育推進ネットワーク会議：食育に関係する機関・団体等の連携を促進し、全県的な食育を推進することを目的として平成18年に設立。令和7年4月現在の構成団体は44団体。構成員間の情報共有、食育推進県民運動の総合的企画、食育の普及啓発等の取組を行っている。

³ 食生活改善推進員：昭和30年以降「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、生涯における健康づくり活動を、食を通して地域において推進しているボランティア組織の団体で、岩手県では約5,700人が活動している。

⁴ 孤食：家族が異なる時間にそれぞれ食事をとること。

⁵ 食品ロス：食べられるのに廃棄される食品。

2 計画の位置づけ

(1) 「いわて県民計画（2019～2028）」の施策を具体化する計画

この計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」⁶の政策分野「安全」に掲げる「災害をはじめとした様々なリスクへの備えがあり、事故や犯罪が少なく、安全で、安心を実感することができる岩手」の実現に向けた食育の施策の基本的な考え方を総合的にまとめ、かつ施策の方向をより明確なものとする実行計画です。

(2) 総合的な取組の協働指針

この計画は、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域、市町村や県など全ての食育関係者が協働して取り組む指針となるものです。

(3) 国の食育推進基本計画を基本とした計画

この計画は、食育基本法第17条の規定に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策について定める計画です。

（都道府県推進計画）

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更した時は、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(4) 岩手県食の安全安心推進条例を具体的に進めるための計画

この計画は、岩手県食の安全安心推進条例第18条に基づき、食育を具体的に進めるための計画です。

（食育の推進による食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発）

第18条 県は、県民が食の安全安心の確保に関する理解を深め、及び食品等の安全性等に関して適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じて、食の安全安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

⁶ いわて県民計画（2019～2028）：県民一人ひとりがお互いに支えながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間として策定した県の総合計画。

3 SDGsへの貢献

平成27年(2015年)に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、2016年から2030年までの間に、発展途上国のみならず先進国も取り組む国際目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が盛り込まれています。

この「持続可能な開発目標」は、「誰一人として取り残さない」の理念のもと、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指しており、17の目標から構成されます。

本計画においても健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承など、SDGsの目標達成への貢献を見据えた取組の推進を図ります。



4 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2節 計画策定の背景

1 これまでの「岩手県食育推進計画」における成果と課題

令和3年3月に策定した岩手県食育推進計画では、「全ての県民が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと」を目標として、望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進、食の安全安心を支える食育の推進、食料供給県としての特性を生かした食育の推進及び地域に根ざした食育の推進の4つを取組の柱としてきました。

(1) 旧計画に基づく取組の成果と課題

① 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

むし歯のあるものの割合は、乳児、学童児とも毎年着実に減少し改善しています。

一方、児童生徒の朝食欠食率は、小学校、中学校、高等学校ともに年々少しずつ増える傾向が続いており、学年が上がるにつれて欠食率が高まる傾向が見られます。

また、肥満傾向のある子どもの割合は、令和2年度と比較し減少していますが、多くの年齢で全国を上回る状況にあります。

さらに、大人についても働き盛りの世代を中心に、栄養バランスに配慮した食事や共食の回数が少ない者の割合が高く、改善が進んでいない状況です。

今後は、全国的にも課題となっている朝食の欠食率の低減や、全国的にも高い肥満率、岩手県がワーストである脳卒中死亡率の改善等に向けて、子どもから大人まで地域のあらゆる場を通じた食育の推進が必要となっています。

② 食の安全安心を支える食育の推進

県民を対象とした食の安全安心に関する出前講座やリスクコミュニケーションの着実な実施に取り組んだ結果、購入する食品の安全性信頼性に不安を感じる人の割合は49.3%（令和元年度）から44.5%（令和6年度）に改善しているものの、依然として4割を超える県民が不安感を抱いています。

食に関する情報が氾濫する中、県民には食に関する正しい情報を適切に選択し活用することが求められることから、県民への食品の安全性に関する学習機会の提供や知識の普及により、安全な食品を選択する力を養う必要があります。

③ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

県内では、生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進に向け、小中学校等への農林漁業体験学習のインストラクター派遣や、グリーン・ツーリズム等による都市と農山漁村の交流人口の拡大を図る取組が行われています。また、学校給食における県産食材の利用割合（金額ベース）は増加傾向、国産食材の利用割合（金額ベース）は横ばい傾向にあり、利用割合の更なる向上に向けた取組が求められています。

「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録され、世界に誇る文化となっています。一方で、国民のライフスタイル、価値観等、ニーズが多様化する中、日本の食文化の特徴である地域の特色ある食文化が失われつつあります。これまで、食の匠の認定や伝承活動を着実に進めており、今後も食文化を地域や家庭で受け継いでいくことが重要です。

また、県民が健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠で

あり、食を支える環境の持続に資する「環境負荷を低減する環境保全型農業の推進」や「食品ロスの削減」などの取組が求められています。

さらに、地産地消促進計画は全市町村において策定されましたが、今後も地元で育った食材県産食材の利用拡大に向け、生産者と消費者の結びつきを更に強化するなどの取組への支援が求められています。

④ 地域に根ざした食育の推進

食育は、全ての県民の生涯にわたる重要な課題であり、県民一人ひとりが食育推進運動を進めていく必要があります。

県内各市町村で策定された食育推進計画に沿って食育の取組が進められていますが、今後も一層多様な関係者が協力して食育関連施策の実効性を高めていくためには、市町村や関係機関、民間団体との連携による食を通じた人づくり・地域づくりを可能とする更なる食育推進の展開が求められています。

(2) 食を取り巻く社会の変化

ア 家庭環境の変化に伴う食の多様化の進展と食生活の変化

近年の家庭環境の変化やライフスタイルの変化を背景とした「孤食」や「個食⁷」、また、「外食」や「中食⁸」などの、いわゆる「食の外部化」の進展による食の多様化が進んでいるほか、食に関する経済性志向や簡便化志向の高まりも見られています。特に、若い世代の食事の欠食率が高い状況に加え、脂質や塩分の過剰摂取、野菜の摂取不足など大人においても栄養の偏りや食習慣の乱れが見られ、これらを一因とする肥満や生活習慣病が増加しています。

イ 食の安全安心に対する消費者の関心の高まり

産地偽装、食中毒の継続的な発生や、健康食品による健康被害等、県民の食に対する不安を増す新たな事案が発生しています。国の調査では、国民への食品安全に係る知識の普及については、継続的に取り組んでいるものの、「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合」は、近年伸び悩んでいます。

ウ 食を支える生産者と消費者との結びつきの重要性の高まり

改正食料・農業・農村基本法（令和6年6月5日施行）第14条において、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされたところであり、農業の生産現場の実態などに対する消費者の理解を深める観点からも食育の推進が重要となってきています。

全国的には農林漁業体験の参加者数が減少しており、食に対する感謝の気持ちの醸成や生産者と消費者との結びつきを深める取組が継続的に必要となっています。

⁷ 個食：複数で会食している場で、それぞれ別個のものを食べること。（家族で団欒を囲む中で、それぞれ違うものを食べているということ。）

⁸ 中食：本来、家の中で行われていた調理や食事を家の外部に依存すること。食品産業において、このような消費傾向に合わせて、調理食品や惣菜、弁当などの「中食（なかしょく）」を提供するようになっている。

第3節 計画の基本目標等

1 計画の基本目標と基本理念

《基本目標》

全ての県民が生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくこと

《基本理念》

岩手の風土や文化などの特性を生かしながら、食に関わる人々への感謝と思いやりの念を深めつつ、食べることの大切さを理解し、安全安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を育てます。

《スローガン》

『いきいき！健やか！岩手の食っ子！ イーハトーヴの恵みを受けて』

なお、大人の皆さんには、基本的には、子どもの食育に積極的に関わることにより、自らの食生活を振り返り、改善していくことを期待します。

※ 「岩手の食っ子」とは、

食べることの大切さを理解し、安全安心な食べ物を選択する力を備えた、健康で元気な岩手の子どもを称したもので、そのように育ててほしいという願いを込めているものです。



いわての食育シンボルマーク

「毎月19日は食育の日」

2 計画の施策体系

基本目標を実現するため、①望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進、②食の安全安心を支える食育の推進、③食料供給県としての特性を生かした食育の推進、④地域に根ざした食育の推進の4つの柱で取り組みます。

1 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進



- (1) 乳幼児等の健全な食習慣の形成
 - ・妊産婦や乳幼児の食事指導への支援など
- (2) 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成
 - ・学校における食育の推進など
- (3) 生涯にわたる健全な食習慣の形成
 - ・健全な食生活実践に向けた「大人の食育」の推進など

2 食の安全安心を支える食育の推進



- (1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進
 - ・食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進など
- (2) 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進
 - ・食品に関するトレーサビリティ制度の普及など

3 食料供給県としての特性を生かした食育の推進



- (1) 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進
 - ・生産者と消費者の結びつきを深める地産地消の取組の支援など
- (2) 環境に配慮した食料生産・消費の推進
 - ・環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進など
- (3) 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進
 - ・学校等における農林漁業体験学習の支援など
- (4) 食文化や食生活の継承
 - ・食の匠の活動支援など

4 地域に根ざした食育の推進



- (1) 食育推進県民運動の展開
 - ・食育推進県民運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体間の連携強化など
- (2) 市町村や地域における食育の推進
 - ・市町村等における食育推進の支援

第2章 食育を推進するための県の取組内容

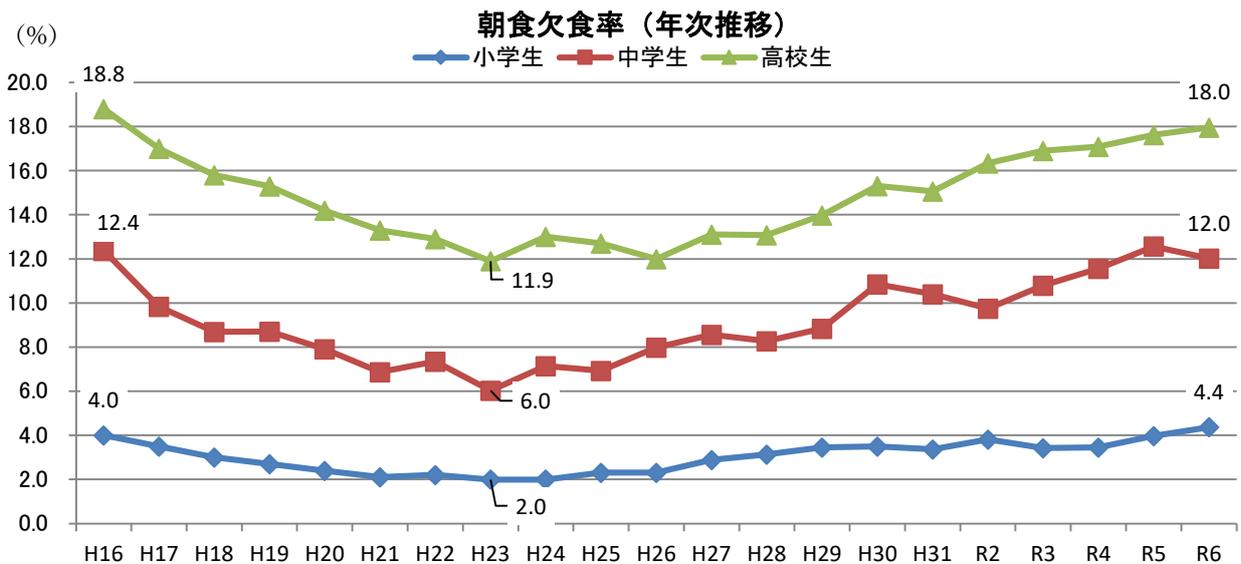
第1節 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

めざす姿

家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域等の多様な関係者がともに連携しながら、食育の取組が行われており、望ましい食習慣や知識の習得、健全な食生活の実践を通して、生涯にわたる健康な心と身体の保持増進と豊かな人間性を育んでいます。

現状と課題

- ◆ 乳幼児期から発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる、食事づくりや食の選択など、「食を営む力⁹」を養うことが重要です。
- ◆ 朝食を欠食する子どもの割合は、近年増加の傾向がみられます。欠食の理由としては「食欲がない」「家族が朝食を食べる習慣がない」「朝食を食べる時間が取れない」が多く¹⁰、規則正しい就寝・起床等の基本的な生活習慣の乱れ等が影響していることが考えられます。
また、親世代となる働き盛り世代を中心に、主食・主菜・副菜をそろえるなど栄養バランスに配慮した食事をする者や、家族・友人などと一緒に食事をしている者の割合が減少しており、親世代のライフスタイルが子どもを含めた家庭全体に影響していることが考えられます。
こうした背景から、県民の食生活を支え、食を通じて消費者と日々接している食品関連事業者による取組や、従業員の健康や食に影響を与える職場での取組が求められています。

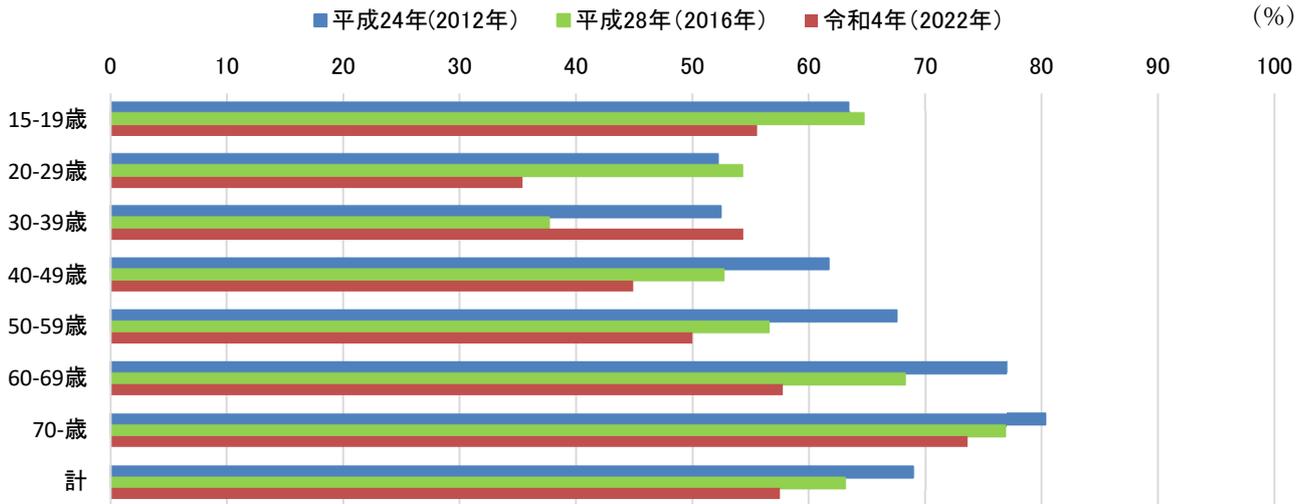


<出典：いわて健康データウェアハウス>

⁹ 食を営む力：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力。保育所保育指針(平成29年3月厚生労働省)において、食育の目標として「食を営む力」の育成を掲げている。

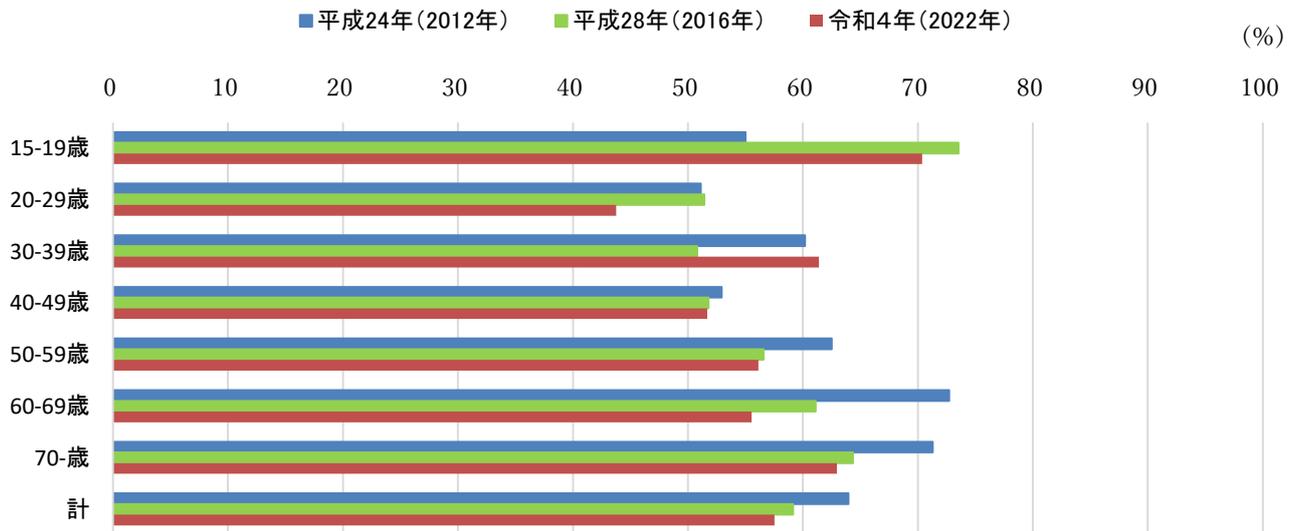
¹⁰ 出典：子ども家庭庁「令和5年度子ども若者★いけんぶらす事業」

主食・主菜・副菜を揃えた食事が1日2回以上



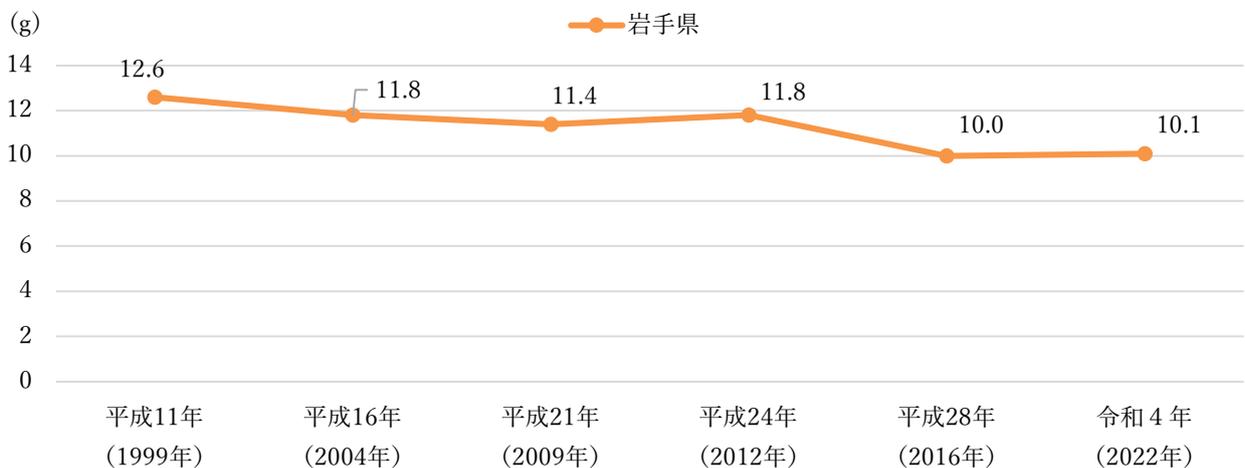
< 出典：県民生活習慣実態調査(岩手県) >

毎日最低1食以上、家族や友人などと一緒に食事をしている者



< 出典：県民生活習慣実態調査(岩手県) >

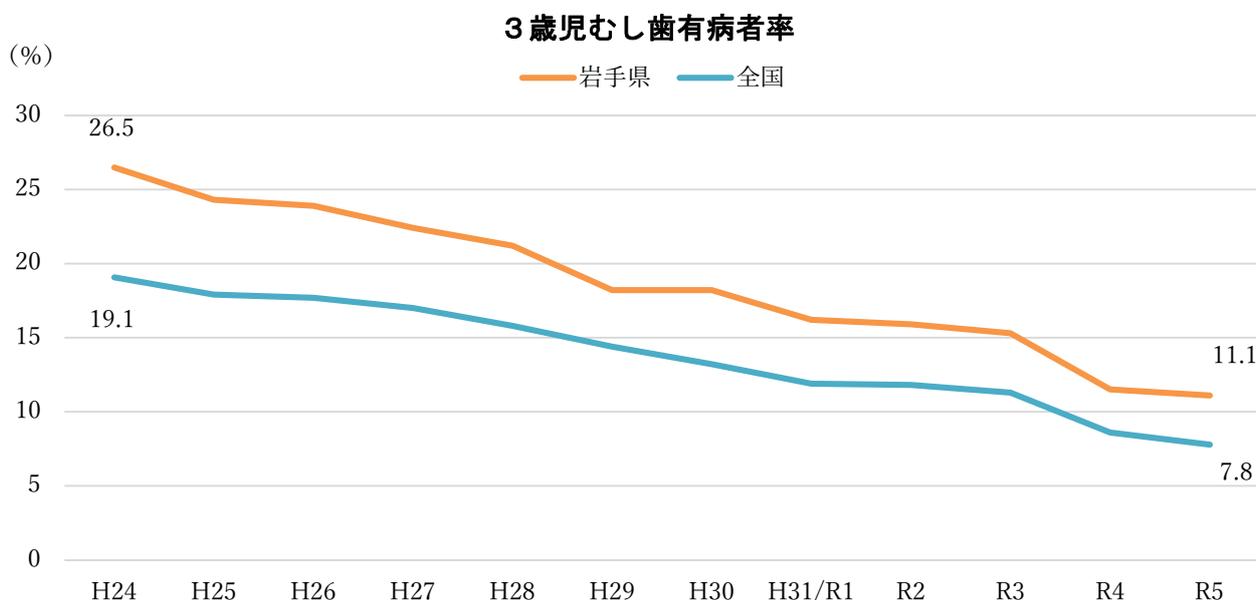
1人1日当たり食塩摂取量(20歳以上)



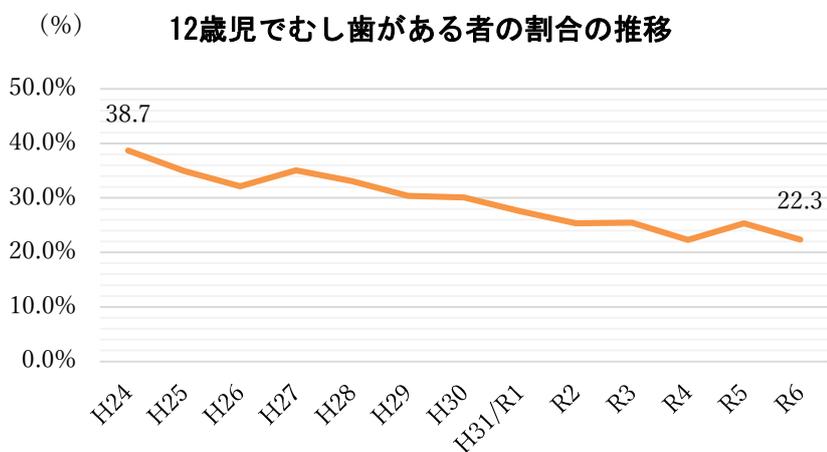
< 出典：県民生活習慣実態調査(岩手県) >

◆ 子どものむし歯有病者率は、毎年着実に減少していますが、3歳児のむし歯有病者率は全国平均と比較して高くなっています。

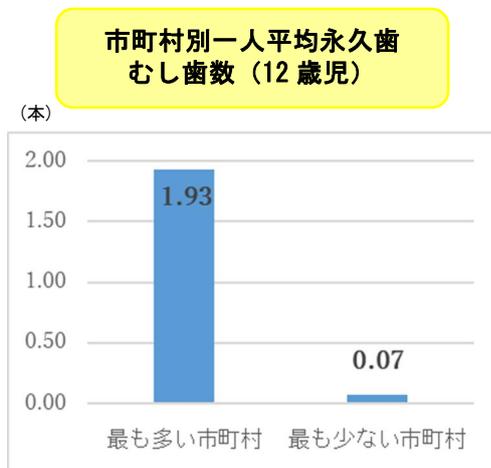
また、12歳児のむし歯有病者率は減少傾向にあるものの、一人平均むし歯数については、最も多い市町村が1.93本に対し、最も少ない市町村では0.07本と、その差は1.86本となっており、市町村格差が課題となっています。このため、今後も子どものむし歯を予防し、健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進める必要があります。



<出典：「3歳児歯科健康診査結果集計、地域保健・健康増進事業報告」厚生労働省>



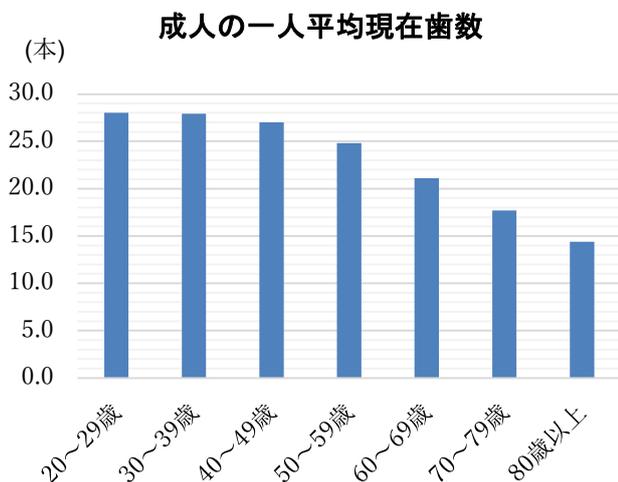
<出典：公立学校定期健康診断結果集計（岩手県）>



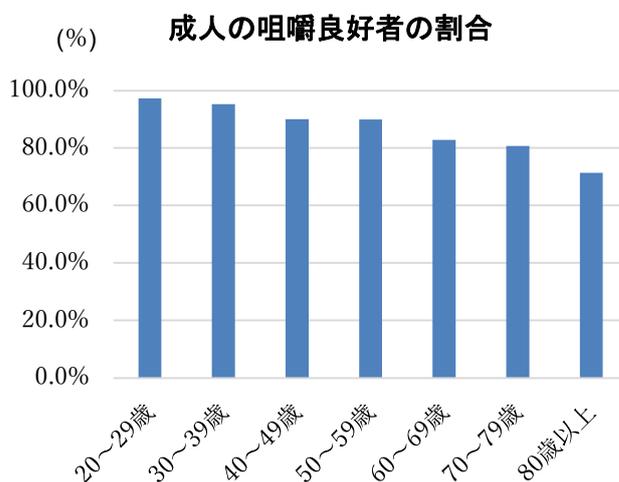
<出典：令和6年度公立学校定期健康診断結果集計(岩手県)>

- ◆ 成人の一人平均現在歯数¹¹は年齢とともに減少しており、これと比例するように何でも食べられる咀嚼良好者の割合も減少しています。歯の喪失の主な原因は、むし歯と歯周病であることから、生涯にわたり何でも食べられるように、むし歯と歯周病の予防や重症化の防止を推進する必要があります。

また、高齢者は口腔機能¹²の低下により摂食・嚥下に困難をきたす場合が多いことから、口腔機能の維持・向上¹³を進めることが必要です。



<出典：令和4年県民生活習慣実態調査(岩手県)>



<出典：令和4年県民生活習慣実態調査(岩手県)>

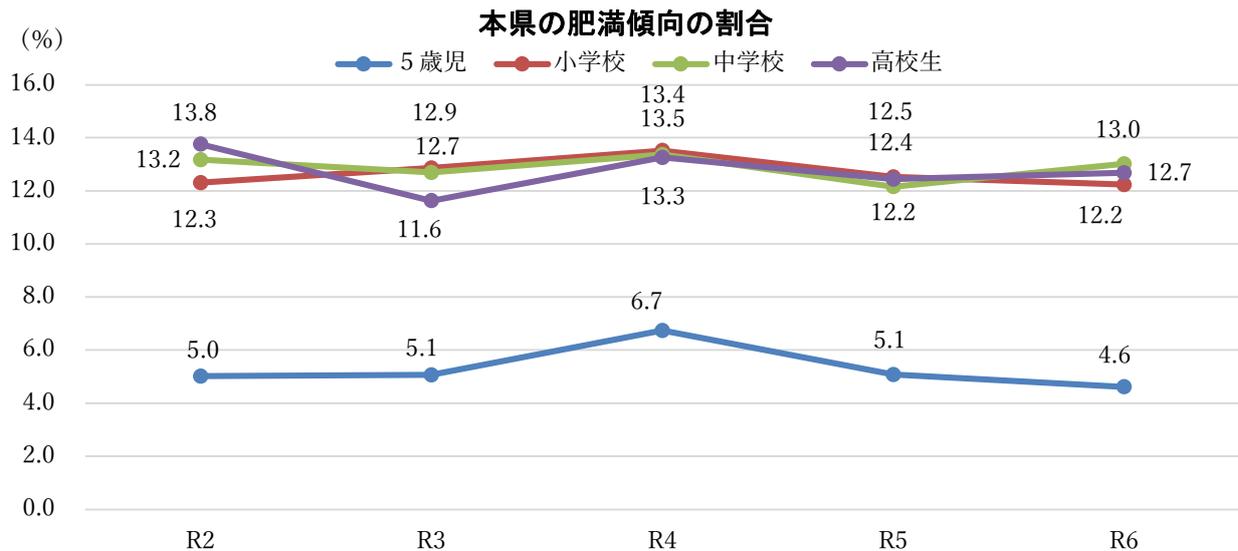
- ◆ 県内の各小学校・中学校・高等学校において、肥満予防・改善の取組を進めているところですが、肥満傾向児の出現率は、全国平均よりも高い状況が続いています。

また、学校における食育については、ほぼ全ての公立小・中学校において、「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育活動全体の中で取り込まれていますが、公立高等学校では計画の策定割合が約4割にとどまっていることから、高校生を対象とした計画的かつ継続的な取組の支援が必要です。

¹¹ 一人平均現在歯数：現在歯（現在、口の中に残っている歯）の一人当たりの平均本数。対象者にみられた現在歯数の総本数を対象人数で割った値。

¹² 口腔機能：噛む、食べる、飲み込む、話す、呼吸する、唾液を出すなどの口が担う機能の総称。

¹³ 口腔機能の維持・向上：口の持っている働きを健全に維持するため、口の中の清掃と口の機能訓練によって、口の中の衛生状態と機能を維持・改善すること。



＜出典：「学校保健統計調査」文部科学省＞

【肥満傾向の割合の全国との比較（小学生・中学生・高校生の全学年）】

	小学生		中学生		高校生	
	R2年度	R6年度	R2年度	R6年度	R2年度	R6年度
全国	9.8%	8.7%	10.3%	10.1%	9.6%	9.4%
岩手県	12.3%	12.2%	13.2%	13.0%	13.8%	12.7%

＜出典：「学校保健統計調査」文部科学省＞

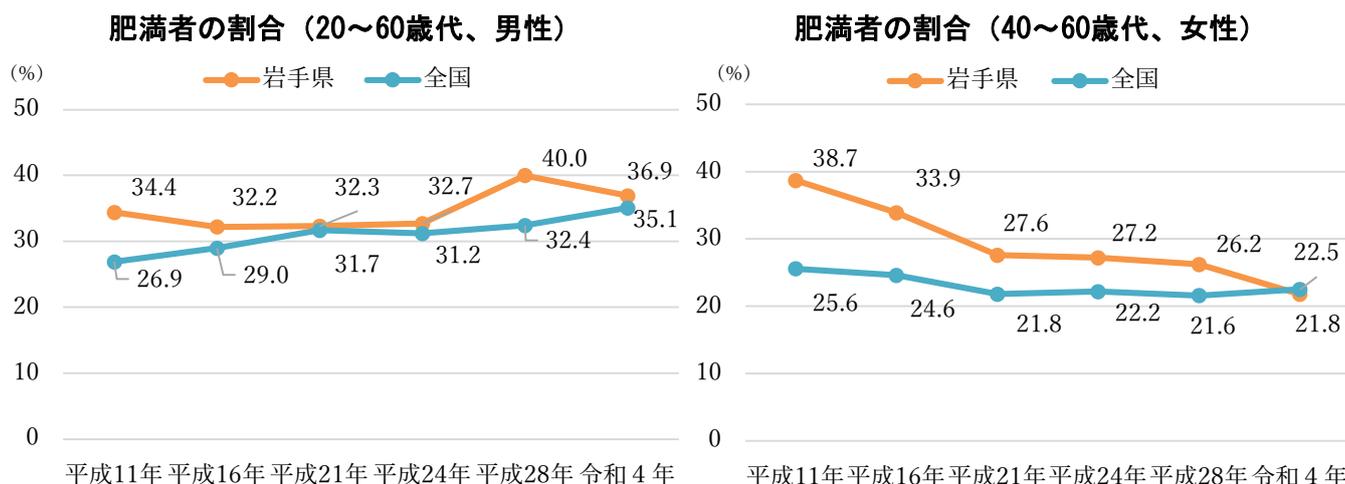
- ◆ **生涯にわたり、健全な食生活を営み、心身ともに健康でいきいきと暮らしていくためには、生活習慣病の予防や重症化予防の取組も必要です。**

肥満者の割合の推移を見ると、40歳代から60歳代までの女性の肥満者の割合は減少していますが、20歳代から60歳代までの男性は、**増加傾向にあります。**

また、本県の脳血管疾患及び心疾患の年齢調整死亡率は**全国ワーストクラス**であり、**若年世代から健全な食生活を営むことができるよう、地域や企業における継続した生活習慣病予防の普及啓発や食環境整備を進める必要があります。**

さらに、不適切な食習慣は長期に継続される傾向にあることから、特に若年層の食に対する意識の改善を図る必要があります。

【肥満者の割合の推移】



< 出典：全国は国民健康・栄養調査（厚生労働省）、岩手県は県民生活習慣実態調査（岩手県） >

【脳血管疾患・心疾患の男女別年齢調整死亡率（人口10万対）の全国と岩手県との比較】

疾患別	性別	全国	岩手県
脳血管疾患	男性	93.8	147.2
	女性	56.4	84.3
心疾患	男性	190.1	213.0
	女性	109.2	121.6

< 出典：厚生労働省 人口動態統計特殊報告（令和2年都道府県別年齢調整死亡率（H27モデル人口）） >

取組の方向性

望ましい食習慣の形成のためには、実践期間の長い大人の生涯にわたる健全な食習慣の形成が重要となりますが、その基本的な習慣を身に付けるには、味覚や食への関心等を育む時期である乳幼児期の健全な食習慣の形成と、様々な学習や体験活動を通じて自らの心身の健康の基礎となる習慣を身に付ける小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成が重要となります。各ライフステージに応じた食育を通じ、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要です。

そのため、具体的には次の3項目を重点施策として取り組むこととします。

- (1) 乳幼児期からの正しい食習慣の普及啓発などを通じ、乳幼児期の健全な食習慣の形成を推進します。
- (2) 家庭への食育の重要性の普及啓発を図るとともに、家庭、学校等における適切な食生活の実践や食に関する体験活動の取組を支援し、小学生・中学生・高校生の望ましい食習慣の形成を推進します。
- (3) 健康づくりボランティアを通じた食育の重要性への普及啓発のほか、若者から高齢者までの大人の世代における食生活の改善を支援する「大人の食育」の推進など、生涯にわたる健全な食生活の形成を推進します。

1 乳幼児等の健全な食習慣の形成

県の取組

○ 妊産婦や乳幼児の食事指導への支援

プレコンセプションケアの観点から、やせによる貧血や骨密度・筋力の低下、月経不順、不妊、低出生体重児の出生を予防する等、将来のライフデザイン形成も連動した、妊娠前からの食事バランスガイドに基づく食事指導を支援します。

妊娠中のバランスのとれた食生活の実践と出産・子育てに必要な体力づくりを促進するため、「妊産婦のための食事バランスガイド（平成18年2月厚生労働省）」に基づき、妊産婦に対する食事指導を支援します。

また、母乳育児や乳幼児の発達段階に応じた離乳などの適切な支援のあり方について基本的事項が示された「授乳・離乳の支援ガイド（平成31年3月厚生労働省）」に基づき、乳幼児期からの正しい食生活について普及啓発を行います。

○ 子育て相談の実施

子育て家庭を支援するため、基本的な生活習慣や食生活をはじめとする様々な子育ての不安や悩みに関する電話相談やメール相談に対応し、適切な助言等を行います。

○ 口腔の健康づくりの推進

健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進めるため、保育所及び幼稚園等でのフッ化物応用法¹⁴の利用促進等により、むし歯予防対策を推進するとともに、イベント・講演会等の場において「自分の歯で何でも噛めるようにしておくこと、よく噛んで食べる習慣を身に付けること」の大切さを普及啓発します。

また、むし歯予防対策としてフッ化物洗口法の導入を希望する保育園や幼稚園等において、園医等の歯科医師及び歯科衛生士が専門的・技術的支援を行います。

○ 特定給食施設等への指導

給食を通じて健康の維持増進に必要な適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

¹⁴ フッ化物応用法：フッ化物を使用することにより歯の質を酸に対して強くし、むし歯から守る方法。全身応用法と局所応用法があり、日本ではフッ化物配合歯磨剤による歯磨き、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等の局所応用法が主に利用されている。

2 小学生・中学生・高校生の健全な食習慣の形成

県の取組

○ 学校における食育の推進

学校教育活動全体の中で食育を総合的に推進するため、管理職や教諭、栄養教諭等を対象とした研修会の開催などにより、「食に関する指導の全体計画」の作成と食育担当者の配置を進め、食に関する指導の充実を図ります。

また、国で実施している、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に関する文部科学大臣表彰制度等を活用し、県内の各学校等で行っている「早寝早起き朝ごはん」運動を推進します。

なお、私立学校における食育の取組については、それぞれの建学の精神に基づいた特色ある教育活動に対して、補助事業等を通じて支援します。

○ 肥満予防のための取組支援

規則正しい生活習慣確立のため、担任や養護教諭、栄養教諭等による指導を行うとともに、関係機関と連携した取組を支援します。

また、児童生徒一人一人のより良い生活の確立を目指し、「運動習慣」「食習慣」「生活習慣」形成に係る担当者が連携した一体的な取組を支援するとともに、軽度肥満児童生徒とその保護者を対象とした個別相談指導資料、食習慣啓発資料、中高生向けの指導資料を積極的に活用するなど肥満予防・改善の取組を推進します。

○ 地域との連携による食育の推進

生産者や関係機関と連携した食育の取組について、研修会等を通じて広く県内の学校に周知し、地域との連携による食育を推進します。

○ 「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ

食育の取組において学校と家庭との連携が図られるよう、「食育だより」などを通じて、学校における食育の取組状況や食に関する情報を提供します。

○ 教育振興運動の展開

基本的な生活習慣の形成や食生活の改善の取組など、地域の教育課題を自主的に解決するため、子ども・家庭・学校・地域・行政の5者が連携して取り組む教育振興運動を展開します。

○ 口腔の健康づくりの推進

健全な口腔の成長発育と咀嚼機能の獲得を進めるため、学校での歯科健康教育・実技指導の実施や、フッ化物応用法の利用促進等により、むし歯予防対策を推進するとともに、イベント・講演会等の場において「自分の歯で何でも噛めるようにしておくこと、よく噛んで食べる習慣を身に付けること」の大切さを普及啓発します。

また、小・中・高等学校において、学校医等の歯科医師及び歯科衛生士が、むし歯や歯肉炎、口腔外傷等をテーマとした健康教育や歯科保健指導を実施するとともに、むし歯予防対策としてフッ化物洗口法の導入を希望する小中学校等において、歯科医師及び歯科衛生士が専門的・技術的支援を行います。

○ 特定給食施設等への指導（再掲）

給食を通じて健康の維持増進に必要となる適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

3 生涯にわたる健全な食習慣の形成

県の取組

○ 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進

生涯にわたり健やかに生きるための基礎を培い、減塩をはじめとした望ましい食習慣を形成するのに重要な時期である子どもに対する取組の着実な実施を図るとともに、大人が食生活改善に取り組めるよう情報発信等に取り組めます。

従業員の健康管理を戦略的に実践する「健康経営」の支援等を通じて、食生活改善の取組を働きかけるとともに、飲食店での栄養成分表示や健康的な食事の開発や販売に取り組む事業者の拡大を進め、自然に健康になれる食環境づくりに取り組めます。

○ 食事バランスガイドの普及

望ましい食習慣の定着を図るため、食生活指針¹⁵（平成 28 年 6 月改定）を具体的な行動に結び付けるものとして、食事の望ましい組合せや、おおよその量をわかりやすくイラストで示した食事バランスガイド¹⁶の普及を推進します。

○ 食生活改善ツール等の活用及び普及

子どもや大人が楽しみながら食生活の改善に取り組めるよう、岩手県オリジナル教材の開発や、その活用拡大に努めます。

○ 健康づくりボランティア等の育成・活動支援のための研修等の実施

食生活改善推進員や保健推進員、運動普及推進員など、地域で健康づくり活動を行うボランティアが積極的な活動を進めることができるよう、活動支援や育成のための研修会を開催します。

○ 栄養・健康づくり関係者の資質向上のための研修等の実施

栄養・健康づくり指導者の資質向上を図るため、市町村栄養士や健康運動指導士等を対象とした食生活や運動指導関係者の研修会を開催します。

○ 地域の食生活習慣実態の調査の実施

幼児や児童生徒、成人などライフステージ別の食生活習慣に関する情報を継続的に収集し、現状や課題を分かりやすく県民に提供します。

○ 飲食店等の栄養成分表示等の促進

バランスのとれた食生活を実践しやすい環境を整備するため、料理の栄養成分を表示する飲食店の登録を促進します。

○ 口腔の健康づくりの推進

生涯自分の歯で何でも食べられるようにするため、乳幼児や児童生徒、成人等のライフステージに応じて、むし歯や歯周病、口腔機能の低下等に対する歯科保健活動を実施し、「8020

¹⁵ 食生活指針：以下 10 項目から構成される食生活に関する基本的な指針で、平成 12 年 3 月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。

①食事を楽しみましょう。②1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。③適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。④主食、主菜、副菜を基本に、食事バランスを。⑤ごはんなどの穀類をしっかりと。⑥野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせて。⑦食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。⑧日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。⑨食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。⑩「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。

¹⁶ 食事バランスガイド：食生活指針を具体的な行動に結びつけるものとして、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したもの。

(ハチマルニイマル) 運動¹⁷を推進します。

○ 特定給食施設等への指導（再掲）

給食を通じて健康の維持増進に必要となる適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

皆さんに期待すること

家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日、朝食を食べる（準備する）習慣を身に付ける。 ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」を実践する。 ・ 家族全員又は誰かと一緒に食卓を囲み、楽しい会話をしながら食事をする機会を作る。 ・ 一日に2回は、主食・主菜・副菜が揃った食事を食べる（準備する）よう心がける。 ・ 自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣を身に付ける。 ・ 学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。 ・ 学校が実施する食生活に関する取組を参考に、健全な食生活を実践する。
幼稚園・ 保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの食への興味や意欲を喚起するとともに、望ましい食習慣を育成するための取組を実施する。 ・ 家庭の食生活を含めた子育てに関する相談への助言を実施する。 ・ 家庭や地域に給食に対する情報の提供を行う。 ・ 子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣形成に取り組む。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育活動全体を通じた児童生徒への食に関する指導を実施する。 ・ 家庭に対する啓発活動を実施するとともに、食育に関する様々な情報を提供する。 ・ 子どもの口腔の健康づくりを行い、よく噛んで食べる習慣の形成に取り組む。 ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」の指導を実施する。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医療関係者等による口腔の健康づくりの実施により、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・ 近隣住民等に健康的な食生活に関する情報を提供する。 ・ 学校が開催する給食交流会などの食に関する行事へ参加する。
食品関連 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店における栄養成分表示を積極的に進める。 ・ 県民が健康的な食選択ができるよう、健康的な食品の開発や販売の支援、情報発信に取り組む。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診や各種事業を通じた子どもの健康と食に関する相談体制を充実させる。 ・ 子育て世代（20～40歳代）が参加しやすい方法による健康や食に関する各種教室を積極的に開催する。 ・ 食生活改善推進員を養成する。 ・ 歯科医療関係者等と連携して住民の口腔の健康づくりを実施し、自分の歯で何でも噛めるように口腔の健康を保ち、よく噛んで食べる習慣の形成・維持に取り組む。 ・ 家庭や学校、地域が連携して行う食育に関する行事や活動を支援する。

¹⁷ 8020（ハチマルニイマル）運動：「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という国民の歯の健康づくり運動。高齢者対象の調査で、歯が20本以上あれば食品の硬さや調理方法に関係なく、ほとんどの食品が食べられることが明らかにされたことに加え、また運動が始まった平成元年当時の平均寿命が約80歳であったことからこの目標が掲げられた。

第2節 食の安全安心を支える食育の推進

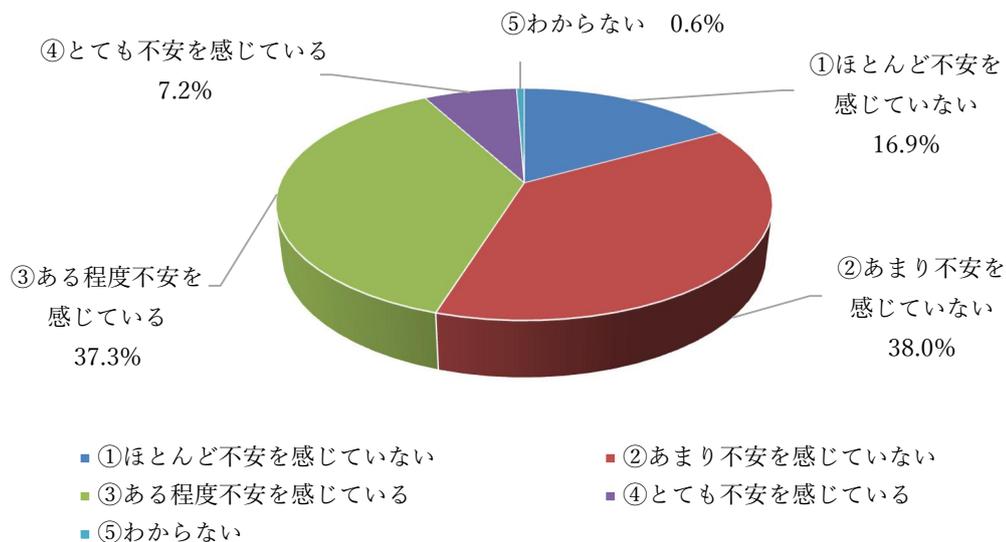
めざす姿

食品の安全性に関する情報提供や食品表示の適正化の推進を通じて、県民が食について自ら考え、安全な食品を自らの判断で正しく選択する力を養っています。

現状と課題

- ◆ 食の安全を揺るがす食中毒や食品の偽装は、依然として発生しています。
- ◆ 令和6年度に実施した希望郷いわてモニターアンケートによると、県民の食品の安全性に不安を感じている人の割合は、令和元年度の49.3%から令和6年度には44.5%に減少しました。しかし、依然として約半数の県民が不安を抱えている状況のため、今後も、食の安全安心を確保する取組を行う必要があります。
- ◆ 食品の信頼向上のためには、県民と食品関連事業者の相互理解の増進を図る必要があります。そのため、消費者、事業者、行政など関係者間で意見交換等を行うリスクコミュニケーション¹⁸の開催などにより、食品の安全性等に対する県民の理解を深める必要があります。
- ◆ 食に関する情報が社会に氾濫していることから、県民が食品に関する情報を適正に選択できるよう、また、食品表示やHACCPに沿った衛生管理などの制度について県民の理解が深まるよう、食の安全安心に関する出前講座などの学習の機会を提供していく必要があります。

食品の購入にあたって不安を感じますか



<出典：「希望郷いわてモニターアンケート」令和7年2月>

¹⁸ リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。

- ◆ 食品表示は、食品の安全性の確保や消費者の食品選択の重要な情報の一つであり、食品表示法に基づく適正な表示が求められますが、認識不足等から適正な表示を行っていない食品関連事業者も見受けられます。令和2年の食品表示法完全施行後も加工食品に対する原料原産地の表示や遺伝子組換え食品など表示方法の改正が続いていることも踏まえて、食品関連事業者に対して、適正な食品表示の指導を徹底する必要があります。
- ◆ 本県を会場とする様々な大規模イベント等が開催されることにより、全国各地から来県する方々に、安心して食品を購入し、食べていただくためにも、適正な食品表示の推進を図る必要があります。
- ◆ 食品の安全に関する情報が氾濫する中、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく「食の自己管理能力」が必要になっています。
- ◆ 食品情報の提供と食品表示の適正化を推進するため、牛肉及び米のトレーサビリティ制度は、引き続き普及・定着を図る必要があります。
- ◆ 近年、豪雨等による自然災害が各地で発生しており、避難所における炊き出しなど食料の提供が行われる場合があります。県では、このような状況に備え、災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを策定し、災害時の食中毒防止等の体制を整備しています。災害発生時は同マニュアルに基づき、避難所の状況に応じた食中毒予防について速やかに徹底する必要があります。また、岩手県災害備蓄指針では、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるために必要な備蓄の目安などを定めていますが、岩手県地域防災計画では、3日分程度の食料の備蓄を県民の役割としており、県や市町村に限らず、家庭や事業所においても食料の備蓄を行う必要があります。

取組の方向性

食の安全安心を支える食育の推進には、健全な食生活を実践するために、食品の安全性に関する正しい知識を身に付けるとともに、自らの判断で食品を選択する力をつけていく必要があります。

このため、県民への食品の安全性に関する情報や学習機会の提供などにより、食の安全性に関する知識の普及と理解の増進を図ります。

そのため、具体的には次の2項目を重点施策として取り組むこととします。

- (1) 食に関する幅広い情報をSNS等の多様な手段で発信するほか、リスクコミュニケーションや出前講座等の充実等により、食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進を図ります。
- (2) 自主回収等の情報のSNSによる情報提供や食品表示に関する適正化な店舗指導などを通じ、食品情報の提供と食品表示の適正化を推進します。

1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進

県の取組

○ 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進

県民と食品関連事業者との相互理解の増進を図るため、食の安全安心の確保に関する意見交換の場として、リスクコミュニケーションを実施します。

○ 食の安全安心に関する出前講座等の実施

生産から販売に至る各段階における県民の食品の安全性の確保に資するため、食の安全安心に関する講座（出前講座）の開催や講習会等への講師の派遣を実施し、農薬の安全性や食品表示、HACCPに沿った衛生管理などの理解の促進と、食品に関する適正な判断力の養成等を図ります。

○ 食品の安全性等に関する情報の発信

家庭、学校、地域の各場面で食品の安全性等に関する理解の増進を図るため、食品の安全性等に関する食品関連事業者や県の取組のほか、他県で発生した事案等に関する情報を、ホームページやSNSなどの広報媒体を通じて、発信します。

○ 災害発生に対応した食の安全安心の確保

災害が発生した場合は、食中毒の防止や被害拡大等の対策に取り組むとともに、必要に応じて災害発生時食品衛生確保対策マニュアルを見直します。

また、災害発災直後から食料等の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、食料の計画的な備蓄を行うとともに、県民や事業所の備蓄を促進します。

○ 学校における食育の推進（再掲）

給食を通じて健康の維持増進に必要となる適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進

県の取組

- 食品に関するトレーサビリティ制度の普及
本県独自の牛肉トレーサビリティシステムにより、情報を開示します。
また、米トレーサビリティ法の普及・定着に向け、国と連携し、食品事業者等を対象として、必要に応じて指導を行います。
- 食品表示に関する店舗への指導
食品表示の適正化を推進するため、店舗に対して食品表示の指導等を行うとともに、食品表示法に基づく重点的な監視・指導に併せて最新の食品表示制度の普及・定着を図ります。
- 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実
食品表示の適正化を図るため、県内の消費者を食品表示ウォッチャー¹⁹として委嘱するとともに、研修会の開催等により食品表示制度の理解向上と、モニタリング活動の充実を図ります。
- 食品の適正表示を推進する者の養成
食品関連事業者による食品表示の適正化に関する自主的な取組を支援するため、食品の適正表示を推進する者の養成講習会に講師を派遣し、食品表示に関する知識の普及を図ります。
- 食品表示に関する相談の実施
食品表示の適正化を推進するため、食品表示 110 番²⁰の設置や食品表示専門員の配置により、県民からの食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づき、制度改正等を踏まえて店舗点検などの監視・指導を実施します。
- 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供
食品による健康被害の未然防止及び拡大防止を図るため、自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収を指導するとともに、緊急性を要するものや重篤なものについては、他の都道府県で実施されたものも含め、自主回収情報を SNS などの広報媒体により速やかに県民に提供します。

¹⁹ 食品表示ウォッチャー：県が消費者に委嘱し、日常の買い物などの中で、店舗の食品表示の状況をモニターするとともに、不適正表示についての情報を求める制度。

²⁰ 食品表示 110 番：食品表示についての相談と不適正表示に関する情報提供に対応する窓口として、県庁内に設置しているダイヤル。

皆さんに期待すること

<p>家 庭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について知識と理解を深める。 ・食品表示を有効活用する。 ・牛肉・米トレーサビリティ制度により伝達された産地情報を商品選択の参考とする。 ・災害に備え、各家庭において、家族の3日分の食料を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うように努める。
<p>学校・幼稚園・保育所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の時間や家庭科など関連する教科等の時間において、食品表示や食中毒、食物アレルギーなどの食の安全について学ぶ。 ・食品の生産、製造・加工、流通・販売について学ぶ。 ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。
<p>食品関連事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションへの参加に努める。 ・食の安全安心の確保に関する情報を分かりやすく、適切に提供する。 ・食品の生産・製造・加工、流通・販売の仕組みなどの食の安全安心に関する学習を支援する。 ・食品に関する情報提供を推進する。 ・食品表示を適正に行う。 ・関係法令の遵守及びトレーサビリティに必要な取組（牛肉・米穀等の取組情報の記録・保存及び産地情報の伝達の実施）を行う。
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対し、食品表示や食品衛生等に関する普及啓発を行う。

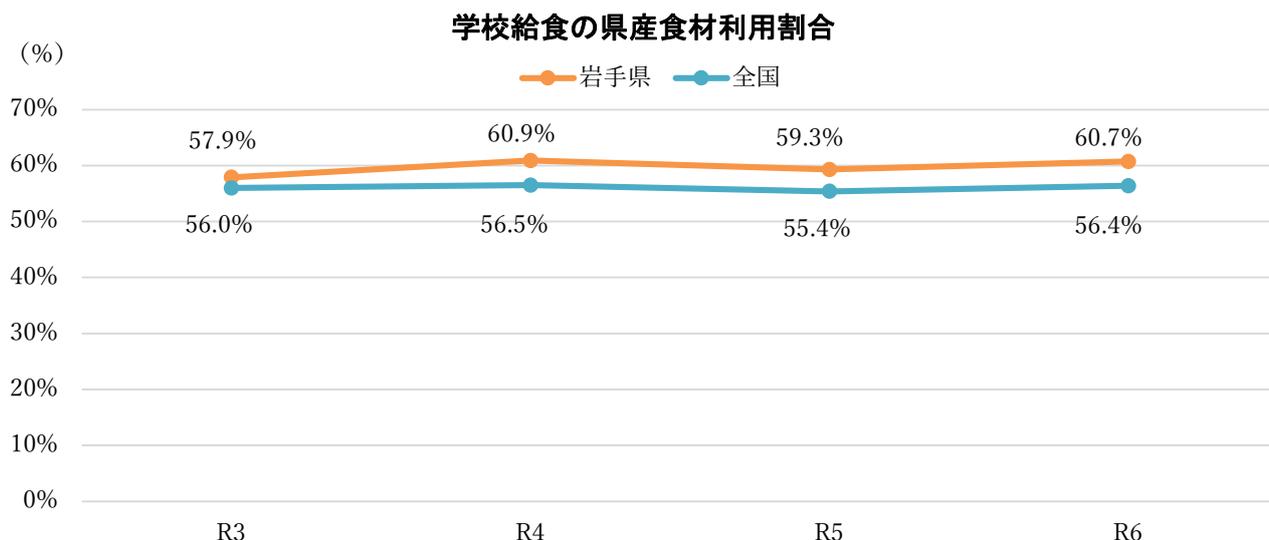
第3節 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

めざす姿

県内各地の伝統や風土に培われた、多彩な食文化の継承や食品ロスの削減について理解を深めるとともに、生産者と消費者との交流や農林漁業体験等を通して、食に対する感謝と岩手への愛着を育んでいます。

現状と課題

- ◆ 食料の生産から消費に至るまでの食の循環は、多くの人々の様々な活動に支えられており、そのことへの感謝の念や理解を深めることが重要です。生産者と消費者との交流や都市と農山漁村の共生・対流等を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築することで「食」と「農林水産業」のつながりの深化を図るほか、食を支える農山漁村コミュニティの維持・活性化を進めていく必要があります。
- ◆ 県民運動として展開してきた「地産地消²¹」の推進は、「いわて食財の日²²」や学校給食、食品産業関係者による一体的な取組に加え、民間団体による地産地消運動の活発化など県民の参画による自発的な取組として展開されています。また、地産地消促進計画を策定した市町村が増加しました。今後も、県産食材の利用拡大に向け、生産者と消費者との結び付きを更に強化するなど、地産地消の取組を支援していく必要があります。
- ◆ 学校給食における県産食材使用割合（金額ベース）については、令和6年度は60.7%と全国平均（56.4%）を上回っています。引き続き、安全で信頼できる県産食材を使用した学校給食を通じた食育を推進していく必要があります。



<出典：文部科学省調査>

²¹ 地産地消：「地場生産―地場消費」を略した言葉で、「地元でとれた生産物を地元で消費する」という意味で使われる。消費者の食料に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されており、全国的に取組み事例が増加している。

²² いわて食財の日：毎月1回第4土曜日を中心とする3日間。小売店や産直施設、外食店舗等で、県産農林水産物やそれらを用いた調理品を提供して頂き、県内の各家庭における県産農林水産物の利用の気運を盛り上げるために県が設定した。

- ◆ 食品ロスは、日本全国で約464万トン（令和5年度農林水産省及び環境省推計）と推計されており、食料の約6割を海外に依存する一方で、大量の食品ロスが生じています。食品ロスや食品廃棄物は処理に高額な経費を要する上、化石燃料の使用が地球温暖化につながっていることから、食品ロスの発生をできる限り抑制し、環境負荷の低減を図るとともに、家計負担の軽減や生産性の向上につなげる必要があります。
- ◆ 県内において、小中学校等の農林漁業体験学習におけるインストラクターの派遣等が実施されています。今後もこうした取組の更なる促進により、食料の生産等に関する理解を深める必要があります。
- ◆ 教育旅行者等の増加に伴い、農山漁村地域の交流人口が拡大してきていることから、より一層の交流人口の拡大に向けて、受入体制を強化する必要があります。
- ◆ 地域における郷土料理などに関する知識や技術を有した人材である「岩手県食の匠」²³が中心となり、各地で岩手の食文化の伝承活動を行っています。今後も、継続的に後継者を育成し、次代を担う若い世代に本県の多彩で豊かな食文化や食生活を継承していく必要があります。

取組の方向性

食料供給県としての特性を生かした食育の推進には、食を生み出す場としての農山漁村の維持・活性化と農林水産物の生産基盤となる環境の保全が必要となります。また、これらの取組を更に推進するためには、消費者の農林漁業に関する理解の増進や、環境に配慮した消費の拡大が必要です。加えて、地域の食材を生かした地域の食文化や食生活が継承されることで、地域の農林漁業の維持・活性化につながることから、食文化の継承も重要です。

そのため、具体的には次の4項目を重点施策として取り組むこととします。

- (1) 地産地消の取組を引き続き推進するほか、地域で食育を進めていく上で、食に関する体験機会を提供する貴重な場となる生産現場を支える農山漁村の維持・活性化を図り、安定した生産と消費に向けた取組を推進します。
- (2) 農林水産業・食品産業の活動が自然資本や環境に立脚していることから、その持続可能性を高めるよう、環境に配慮した食料生産と消費に向けた取組を推進します。
- (3) 食生活が自然の恩恵や食に関する人々の様々な活動により成り立つことについての理解を深めるとともに、生産者と消費者との結びつきを強くするため、生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進を図ります。
- (4) 食の多様化が進む中で、食育活動を通じて伝統的な食文化に対する県民の理解を深め、家庭や地域に受け継がれてきた食文化や食生活について次代を担う若い世代へ継承します。

²³ 食の匠：永年受け継がれてきた地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を受け継ぎ、その情報発信と次代への伝承ができる者として、県が認定した者。

1 農山漁村の維持・活性化に向けた安定した生産・消費の推進

県の取組

○ 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消に関する取組の支援

地域経済の好循環を創出するため、産地直売所等による学校給食や医療・福祉施設等への食材供給に加え、県内スーパー等と連携した地産地消運動などによる農林水産物の域内消費拡大に取り組みます。

消費者に県産農林水産物の品質やおいしさなどを発信しながら、「いわて食財の日」や県内外の民間企業と連携した取組等を一層推進し、社員食堂や飲食店、家庭等における県産食材の利用拡大を進めます。

また、県産農林水産物で製造する加工食品の優良事例を収集し、県内に広く情報発信することなどにより、県産農林水産物の利用促進に取り組みます。

○ 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進

豊かな自然に恵まれた食料生産県である本県では、これまでも和食や食文化が継承されてきましたが、県オリジナル品種をはじめとする県産米の需要を拡大するため、若い世代等に対するごはん食等の機会創出に向けた取組支援や、お米の良さを啓発活動などに取り組みます。

○ 農業の活性化や地域資源の高付加価値化を通じた所得と雇用機会の確保

食と農に関わる多様な事業者が連携し地域資源を活用した地域資源活用価値創出の取組により、付加価値を高めながら消費までつないでいくバリューチェーンの構築を促進するとともに、その取組を実践する中核人材の育成に取り組みます。

○ 地域を広域的に支える体制・人材づくりなどを通じた集落機能の維持

農山漁村の地域資源を活用した多様なビジネスや地域の環境保全活動、生活支援活動、防災活動など、農山漁村の活性化に取り組む地域運営組織（農村RMO）等の育成や活動支援に取り組みます。

2 環境に配慮した食料生産・消費の推進

県の取組

○ 環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進

消費者を対象とした有機農業に係るセミナーの開催等により、環境保全型農業への理解醸成に取り組みます。

また、持続可能な食の実現に向け、各種セミナーや出前講座の開催のほか、広報誌やメディアなどの各種媒体を活用した情報提供等により、人や社会、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）²⁴の普及啓発に取り組みます。

○ 食品ロスの削減や環境に配慮した食生活の推進

家庭及び事業所等から排出される食品ロスの削減に向けて、食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの周知等の食品ロス削減に資する普及啓発を推進するほか、環境教育事業などを通じ、3R²⁵の普及啓発を推進します。

また、豊かな食料供給県岩手を支える、豊かで美しい自然環境の保全のため、海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、使い捨てプラスチックの使用抑制についても普及啓発を進めます。

3 生産者と消費者の交流を通じた生産への理解の増進

県の取組

○ 学校等における農林漁業体験学習の支援

農林水産業への理解を促進するため、小中学校等において取り組んでいる農林漁業体験学習に対し、体験インストラクター等の派遣・紹介や、関係施設の見学等の受入れなどの支援を行います。

○ 都市と農山漁村の交流人口の拡大

グリーン・ツーリズムによる交流人口の更なる拡大に向け、人材の確保・育成を図るとともに、各地域協議会の受入活動の活性化に向けた支援や、広域連携による教育旅行等の受入体制の整備に取り組みます。

また、水産物の直売所や漁業体験活動、マリンレジャーなど、地域の水産物や漁港施設を活用して漁村の活性化を図る海業の取組を促進します。

²⁴ エシカル消費（倫理的消費）：地域の活性化や雇用なども含む、人・社会・地域・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動のこと。例えば、人への配慮として、障がい者支援につながる商品の購入（選択）、社会への配慮として、フェアトレード商品の購入（選択）、環境への配慮として、エコ商品・リサイクル製品の購入（選択）、地域への配慮として、地産地消や被災地産品の購入（選択）などがある。

²⁵ 3R（スリーアール）：Reduce リデュース（ごみの発生抑制）、Reuse リユース（再使用）、Recycle リサイクル（再生利用）の3つの言葉の頭文字をとった循環型社会の形成へ向けた取り組みの総称。

4 食文化や食生活の継承

県の取組

○ 食の匠の活動支援

地域における「食の匠」の活動や、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を促進します。

また、食の匠の技を次世代に継承するため、後継者育成を行っていきます。

○ 食生活改善推進員等の活動支援

食生活改善推進員による郷土料理の普及啓発活動を支援します。

また、郷土食を普及することができる若い世代の育成を支援します。

○ 学校給食への郷土料理の活用

栄養教諭等を対象とした研修会等において、学校給食に郷土料理を取り入れることの意義を周知し、その活用推進を図ります。

○ 学校における食育の推進（再掲）

給食を通じて健康の維持増進に必要となる適正なエネルギー及び栄養素を提供するため、特定給食施設等への指導を実施するとともに、給食担当者の資質向上のための研修会を開催します。

○ 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進（再掲）

豊かな自然に恵まれた食料生産県である本県では、これまでも和食や食文化が継承されてきましたが、県オリジナル品種をはじめとする県産米の需要を拡大するため、若い世代等に対するごはん食等の機会創出に向けた取組支援や、お米の良さの啓発活動などに取り組みます。

皆さんに期待すること

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・四季折々の家庭行事などで郷土料理や行事食をつくり、楽しく食卓を囲む。 ・県産食材や地元で採れる季節の食材を使った家庭料理を心がける。 ・祖父母や親から“我が家に伝わる料理”を積極的に学び、次世代に伝える。 ・食べ残しをしない。 ・食材は使い切り、料理くず等を出さないよう調理方法を工夫する。 ・マイボトルやマイ箸を活用するなど、使い捨てプラスチックの使用をできるだけ控える。 ・エシカル消費に関する理解を深める。
幼稚園・ 保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・行事や実習等の体験を通じて、幼児期から地域の食文化に触れる機会を提供する。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を給食に取り入れる。 ・給食、お弁当を残さず食べる「もったいない」の習慣を培う。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・生産現場の体験や生産者との交流により、農林水産業に対する理解を深める。 ・農林漁業の体験活動を通じて、地域の食材に対する理解を深める。 ・地元食材や県産食材、郷土料理や伝統料理を学校給食に取り入れ、食に関する指導の生きた教材として学校給食を活用する。 ・家庭に対する啓発活動や、情報提供を行う。 ・給食、お弁当を残さず食べ、「もったいない」の習慣を培う。 ・食品ロス削減に関する理解を深める。 ・エシカル消費に関する理解を深める。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・地域行事や共食事業等の機会を活用し、地元食材や県産食材を取り入れるとともに、郷土料理を食して伝える機会を提供する。
食品関連 事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の多様な体験の機会を提供する。 ・食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させる。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験学習関係者の連携を推進する。 ・食文化や郷土料理の継承関係者間の連携や、食の匠等による伝承活動のための環境づくりを推進する。 ・食文化や郷土料理を継承できる人材を育成する。

第4節 地域に根ざした食育の推進

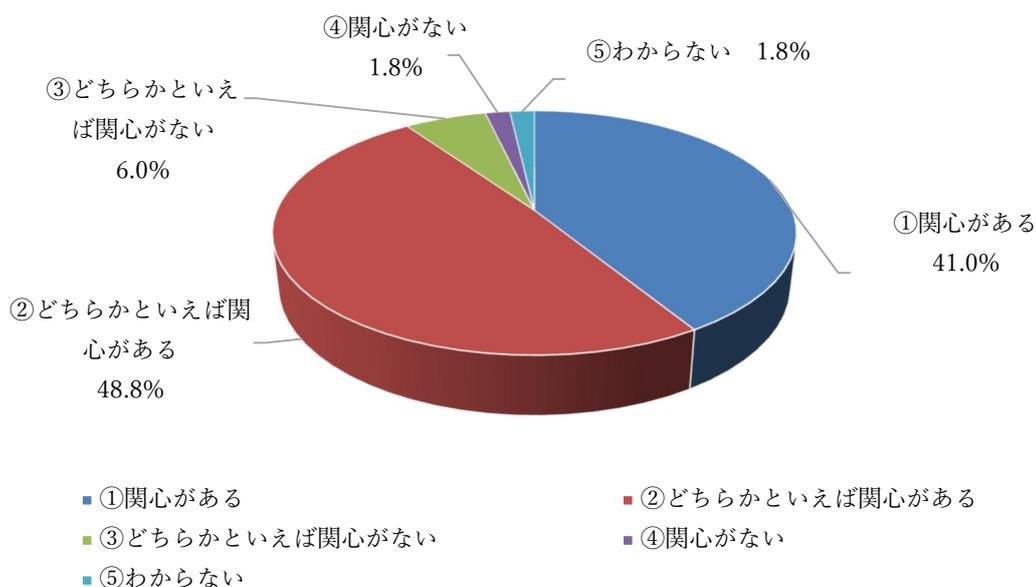
めざす姿

県民一人ひとりが、食育の重要性を認識し、自らの意思で日常的に食育に取り組み、地域に根ざした食育推進が展開され、次世代につながっています。

現状と課題

- ◆ 全県的な食育推進運動組織「岩手県食育推進ネットワーク会議」（令和6年度 44 団体）を平成 18 年に設立し、**20 年間にわたり**各種団体等と連携した普及啓発等に取り組んできました。希望郷いわてモニターアンケート結果によると、食育を実践している県民の割合は、**令和元年度は 66.6%、令和6年度は 53.8%**と減少傾向が見られますが、その一方で、県民の食育の関心度については、**令和6年度調査では 89.8%**となり、**令和元年度の 84.1%**から微増しています。引き続き、**県内の食育関係団体との協力しながら**、県民一人ひとりが自ら食育を実践するよう様々な取組を行う必要があります。
- ◆ 令和6年度末現在、市町村食育推進計画は全市町村において策定されていますが、計画策定率 100%が維持されるよう、引き続き計画の見直しが適切に行われるよう支援を行っていく必要があります。
- ◆ ライフスタイルの変化や家族形態の多様化に応じた地域等における食育を進める必要があります。
また、不適切な食習慣は長期に継続される傾向にあることも踏まえ、特に若い世代の食に対する意識改善を喚起する必要があります。

食育に関心がありますか



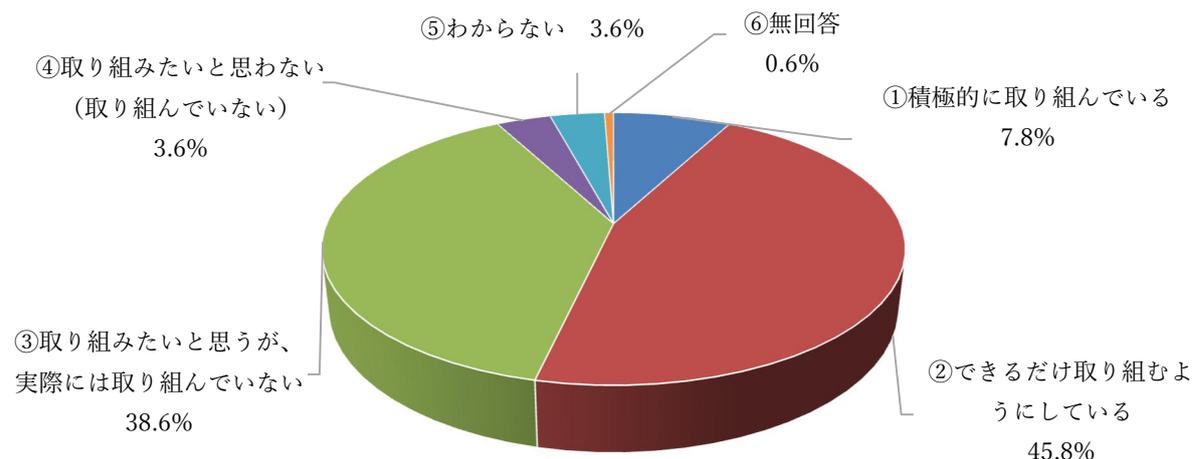
<出典：「希望郷いわてモニターアンケート」令和7年2月>

【希望郷いわてモニターアンケート（食育への関心）】

	R2	R3	R4	R5	R6
関心がある	87.6	81.6	86.3	83.6	89.8
関心がない	11.9	12.9	10.3	13.2	7.8

※関心がある（関心がある+どちらかといえば関心がある）、関心がない（関心がない+どちらかといえば関心がない）

食育の取組を行っていますか



- ①積極的に取り組んでいる
- ②できるだけ取り組むようにしている
- ③取り組みたいと思うが、実際には取り組んでいない
- ④取り組みたいと思わない（取り組んでいない）
- ⑤わからない
- ⑥無回答

<出典：「希望郷いわてモニターアンケート」令和7年2月>

【希望郷いわてモニターアンケート（食育の取組の実践）】

	R2	R3	R4	R5	R6
行っている	53.7	56.4	54.3	51.6	53.6
行っていない	42.4	41.1	40.0	43.4	42.2

※行っている（取り組んでいる+取り組むようにしている）、行っていない（取り組んでいない+取り組みたいと思っていない）

○ 都道府県及び市町村の食育推進計画作成割合

令和7年3月末現在

	市区町村数	食育推進計画作成市区町村数（割合）
全国	1,741	1,587 (91.2%)
岩手県	33	33 (100.0%)

<出典：農林水産省調査>

取組の方向性

地域に根ざした食育を推進するためには、食育が全ての県民の生涯にわたる重要なものであり、県民一人ひとりが食育を自らの問題としてその重要性を認識し、できるだけ多くの県民が自らの意思で取り組む食育推進県民運動を進めていく必要があります。また、地域の文化を守り特性を生かした市町村や地域における食育の推進が重要です。

そのため、具体的には次の2項目を重点施策として取り組むこととします。

- (1) 岩手県食育推進ネットワーク会議の構成団体間の連携強化等を図るほか、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域、岩手県食育推進ネットワーク会議等、多様な関係者と一体となった食育の取組を推進し、食育推進県民運動を展開します。
- (2) 市町村との連携を深め、全ての市町村が計画的に食育を推進できるよう支援するとともに、市町村食育業務担当者研修会の開催などによる情報共有などを通じ、市町村や地域における食育の支援を行います。

1 食育推進県民運動の展開

県の取組

○ 食育推進県民運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体間の連携強化

第一次岩手県食育推進計画の策定にあたり、食育推進の全県的な展開を図るため、食育推進県民運動を展開し、その運動を支える岩手県食育推進ネットワーク会議を設立しました。

設立から 20 年を経過し、食育推進県民大会等の取組により食育への関心のある県民の割合が高まるなど、県民運動の着実な成果が見られるところですが、今後も継続してより効果的な運動を推進する必要があります。

そのため、岩手県食育推進ネットワーク会議の各構成団体で実践している各種食育の取組をネットワーク会議内で共有し、このうちよりよい取り組みを新たな県民運動として展開を図れるよう、各構成団体間の横のつながりを強化していきます。

○ 食育月間等における食育の普及

食育推進運動を重点的かつ効果的に展開するため、毎年 6 月の「食育月間²⁶」及び毎月 19 日の「食育の日」のほか、「いわて減塩・適塩の日²⁷」や「いわて家庭の日²⁸」、「いわて食財の日」などの食育に関連する行事も活用しながら、岩手県食育推進ネットワーク会議構成団体と連携し、食育の普及啓発活動を実施します。

食育普及啓発キャラバンでは、訪問先での直接的な普及啓発のほか、朝食の重要性についての理解を促進する啓発資料のほか、岩手県食育推進ネットワーク会議の構成団体等が作成した資料の配布を行うなど、内容の充実を図ります。

また、食育推進県民大会を継続的に開催するとともに、内容の工夫や見直しを行い、より多くの県民が参加することにより、県民運動の機運の一層の醸成を図ります。

さらに、県民が食育に具体的に取り組む上で参考となる資料や、各団体の食育の取組をまとめた食育取組事例集等を活用し、食育の一層の普及を図ります。

○ 食育推進貢献者等の表彰の実施

地域社会への貢献度が高く、他のモデルとなる実践的な食育推進活動に取り組んでいる個人又は団体を表彰するとともに、その優れた活動を広く周知します。

○ 食育に関する広報活動の推進

食育の重要性について県民理解の浸透を図るため、岩手県食育推進ネットワーク会議の構成団体と連携し、食育に関するコンクールなどにより、広報活動を実施します。

また、大学生等の若い世代が食の大切さへの理解を深めるための取組を強化するため、デジタル化に対応した研修会やホームページなどの各種広報媒体を通じて、市町村や岩手県食育ネットワーク会議の構成団体などによる食育の取組に関する情報を県民に発信します。

²⁶ 食育月間・食育の日：国の食育推進基本計画で食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、毎年 6 月を食育月間、毎月 19 日を食育の日と定められている。

²⁷ いわて減塩・適塩の日：脳卒中をはじめとした生活習慣病予防のため、毎月 28 日を「いわて減塩・適塩の日」として県民一人ひとりが食生活と健康について考え行動する日としている。

²⁸ いわて家庭の日：青少年の健やかな成長のため、毎月第 3 日曜日を「いわて家庭の日」として定めている。(公社)岩手県青少年育成県民会議が主唱し、家庭での「家族・親子のコミュニケーション」、「家族そろっての食事」「お手伝い」等、家庭における食育の重要性などの普及啓発を実施している。

○ 企業における食育活動の推進

企業における食育活動を推進するため、「いわて食育応援団²⁹」と連携した食育活動に取り組み、様々な立場で多角的な食育の活動が推進されるよう取り組みます。

2 市町村や地域における食育の推進

県の取組

○ 市町村等における食育推進の支援

地域に根ざした食育を推進するため、市町村食育業務担当職員研修会の開催等により、食育に関する情報の共有や、先進的な事例の紹介などを行い、各市町村の食育推進計画の策定に関する支援や食育推進体制の整備に向けた協力・助言を通じて、地域の特性に応じた食育が展開されるよう支援します。

また、子ども食堂など、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組を支援し、全市町村への拡大を図るとともに、食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮します。

皆さんに期待すること

家庭	<ul style="list-style-type: none">・家庭等で食卓を囲む機会を充実させる。・親子や世代間におけるコミュニケーションを確保する。・買い物、料理、配膳の手伝い、食前・食後の挨拶等により、食に関する基礎を学ぶ。・学校や保育所等、地域が行う食に関する勉強会や体験的な活動に子どもと一緒に積極的に参加する。
学校・幼稚園・保育所等	<ul style="list-style-type: none">・食育だより、給食展示、給食の試食会等を通じて学校給食や食に関する指導内容等を家庭と共有する。・保護者会等を通じて食に関する指導を行う。
地域	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し、講習会や、親子料理教室などの実施に努める。・幅広い世代における食育関連のリーダー育成に努める。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none">・食育に関する理解を深め、各事業者の事業活動などの特色に応じた食育活動を進める。
市町村	<ul style="list-style-type: none">・食育を推進するための適切な組織を形成するとともに、市町村食育推進計画を策定する。・市町村食育推進計画に基づき、学校や保育所等、地域などと連携し、計画的に食育の施策を展開する。・ホームページ、広報等を通じた食育に関する情報提供を行う。

²⁹ いわて食育応援団：食育活動に積極的に取り組んでいる企業・団体を「いわて食育応援団」として、岩手県食育推進ネットワークが認証している。

第3章 計画の推進・進捗管理

第1節 計画の推進体制

1 市町村との連携

食育を推進するためには、住民に最も身近な存在である市町村が、地域の多様な関係者と連携・協力しながら地域の特性を生かして主体的に取り組んでいくことが重要です。

そのため、県は、市町村と連携・協力しながら、食育の取組を推進します。

2 県民との協働

県は、岩手県食育推進ネットワーク会議との情報共有や、事業の連携を進めるとともに、教育関係者や生産者、事業者、ボランティアなどの関係者と連携・協力するなど、県民との協働により食育の取組を推進します。

第2節 施策の評価、指標の設定及び施策の公表

計画の達成状況をPDCA³⁰サイクルによって評価するため、指標を設定し、適切に進行管理を行います。

また、計画に基づく施策の評価に当たっては、岩手県食の安全安心委員会における評価を受け、その内容を県民に公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン」の指標等を踏まえ設定している指標については、令和9年度（2027年度）以降は、第3期アクションプラン等の策定状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

³⁰ PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階の頭文字。

主要指標項目一覧

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	児童・生徒の朝食欠食率 小学校4年生 中学校3年生 高校3年生	4.4% 12.0% 18.0%	令和 6年度	0%に 近づけ る ※	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> 小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 国の食育推進基本計画の目標値である0%に近づけることを目指します。
2	肥満傾向のある割合 小学校5年生 中学校2年生 高校2年生	15.5% 13.0% 12.0%	令和 6年度	13.5% 11.7% 10.2%	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> 小学生、中学生、高校生の健全な食習慣の形成の推進状況を把握するために設定するもの。 令和6年度の東北6県の中で肥満傾向割合が最も低い数値を目指します。
3	食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合	90%	令和 6年度	90% 以上	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> 大人の食生活改善の基盤となる大人の食育に対する意識の状況を把握するために設定するもの。 国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。

※ 当該目標は、健康上の理由から朝食摂取が困難な子どもに配慮し、安易に目標値の達成のみを追い求めることの無いように留意するものとする。

<出典>

- 1 「いわて健康データウェアハウス」 県健康国保課
- 2 「定期健康診断」 県教育委員会、「学校保健統計調査」 文部科学省
- 3 「希望郷いわてモニターアンケート」 県民くらしの安全課調べ

II 食の安全安心を支える食育の推進

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	食の安全安心に関する リスクコミュニケーションの理解度	96%	令和 6年度	96%	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進の状況を把握するために設定するもの。 ・令和6年度の実績と同等の理解度を維持します。
2	食の安全安心に関する SNS(X)の投稿閲覧数※	38,400 回	令和 6年度	40,000 回	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食品情報の提供と食品表示の適正化の推進の状況を把握するために設定するもの。 ・食中毒対策や食品表示など、消費者のニーズに応じた食品に関する正確な情報を幅広く発信するもの。過去実績を上回る40,000回を目指します。

※ 令和6年度における県のSNSを活用した食の安全安心に関する1回あたりの投稿閲覧数の平均値(3,200回)から算出したもの。

<出典>

- 1 県民くらしの安全課調べ
- 2 県民くらしの安全課調べ

Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	学校給食における 県産食材の利用割合 (金額ベース) 国産食材の利用割合 (金額ベース)	60.7% 90.2%	令和 6年度	71.8% 90.7%	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の取組を推進し、域内の農林水産物の消費拡大の状況を把握するため設定するもの。 ・令和6年度の東北6県の中で、県産食材、国産食材の使用割合が最も高い数値を目指します。
2	食品ロス発生量※1	47,438 トン (家庭系) 21,851 トン、 事業系 25,587 トン)	令和 6年度	4.3万 トン	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体との連携による食品ロスの削減の状況を把握するために設定するもの。 ・国の「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針(第一次)」を踏まえて、H30年度比で18%の削減を目指します。
3	農林漁家民泊等利用者数※2	61,895 (人 回)	令和 6年度	75,000 (人 回)	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と農山漁村の交流人口の拡大を図る取組の状況を把握するために設定するもの。 ・R12(2030年度)の目標を、国の目標(R5→R12農泊地域の宿泊者数:1.5倍)と合わせ、R5年度目標(50,000人)の1.5倍となる75,000人とし、毎年750人ずつ増やします。
4	食の匠による郷土料理紹介動画の視聴回数	13,404 回	令和 6年度	17,500 回	令和 12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食文化の継承の推進状況を把握するために設定するもの。 ・現状の視聴回数の毎年5%ずつの増を目指します。

※1 食品ロス発生量は、当該年度に明らかとなる家庭系食品ロス発生量と事業系食品ロス発生量から推計値により算出するもの。

※2 農林漁家民宿利用者数(日帰り含む)と体験型教育旅行受け入れ人数(日帰り含む)の合計値。

<出典>

- 1 学校給食施設・7施設・「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」(文部科学省・金額ベース)³¹
- 2 県資源循環推進課調べ
- 3 県農業振興課調べ
- 4 県農業普及技術課調べ

³¹ 学校給食栄養報告：県内の学校から平均的な規模の7施設を抽出し、年2回(各5日間)実施する調査

IV 地域に根ざした食育の推進

番号	項目	基準年度		目標年度		目標の考え方
		現状値	年度	目標値	年度	
1	食育に「関心がある・どちらかといえばある」という人の割合（再掲）	90%	令和6年度	90%以上	令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の普及状況を把握するために設定するもの。 ・国の食育推進基本計画の目標値である90%以上を目指します。
2	市町村食育推進計画を策定している市町村の割合	100%	令和6年度	100%を維持する	令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等における食育推進を支援する取組状況を把握するために設定するもの。 ・市町村食育推進計画の改定に関する支援を行い、策定率100%を維持します。

<出典>

- 1 「希望郷いわてモニターアンケート」県県民くらしの安全課調べ
- 2 農林水産省調べ

参考指標項目一覧

番号	項目	基準年度		該当する取組
		現状値	年度	
1	3歳児のむし歯のある者の割合	11.5%	令和4年度	第2章第1節-1
2	体力向上、学校保健、食育における学校担当者を対象とした研修会の実施回数	3回	令和6年度	第2章第1節-2
3	12歳児の（永久歯）むし歯のある者の割合	22.3%	令和6年度	第2章第1節-2
4	食に関する指導の全体計画作成校の割合	100%	令和6年度	第2章第1節-2
	小学校	98.6%	令和6年度	
	中学校	42.1%	令和6年度	
	高校			
5	肥満予防・改善取組実施校の割合	96.2%	令和6年度	第2章第1節-2
	小学校	94.0%	令和6年度	
	中学校	88.2%	令和6年度	
	高校			
6	教育振興運動における食育活動数	173件	令和6年度	第2章第1節-2
7	主食・主菜・副菜をほとんど毎日揃えて食べる者の割合（20歳以上）	57.5%	令和4年度	第2章第1節-3
8	食生活改善に関する出前講座等の受講者数	107回	令和6年度	第2章第1節-3
9	60歳代における咀嚼良好者の割合	82.9%	令和4年度	第2章第1節-3
10	食塩摂取量の平均値（20歳以上）	10.1g	令和4年度	第2章第1節-3
11	毎日最低一食は家族や友人などと一緒に30分以上かけて食事をしている者の割合（20歳以上）	57.9%	令和4年度	第2章第1節-3
12	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの延べ受講者数	172人	令和6年度	第2章第2節-1
13	食の安全安心に関する出前講座等の受講者数	3,311人	令和6年度	第2章第2節-2
14	食育担当者、学校教諭等を対象とした研修会の実施回数	2回	令和6年度	第2章第3節-1
15	給食施設での県産食材利用率（重量ベース）※1	59.9%	令和4年度	第2章第3節-1
16	県内産の農林水産物を利用している人の割合	82.9%	令和6年度	第2章第3節-1
17	農山漁村発イノベーション※2による商品化件数（累計）	72件	令和6年度	第2章第3節-1
18	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	77%	令和6年度	第2章第3節-2

番号	項目	基準年度		該当する取組
		現状値	年度	
19	農林漁業体験インストラクター等の実施支援 実施件数 参加人数	124 件 19,796 人	令和 6 年度 令和 6 年度	第 2 章第 3 節- 3
20	食の匠認定数（累計） 「食の匠」組織による食文化伝承活動回数	306 人・団体 38 回	令和 6 年度 令和 6 年度	第 2 章第 3 節- 4
21	食育普及啓発キャラバン実施回数	5 回	令和 6 年度	第 2 章第 4 節- 1
22	市町村食育推進担当者会議の開催	年 1 回	令和 6 年度	第 2 章第 4 節- 2
23	食育の取組を行っている市町村の割合	100%	令和 6 年度	第 2 章第 4 節- 2
24	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り 組む市町村数	30 市町村	令和 6 年度	第 2 章第 4 節- 2

※ 1 県内の給食施設（県内小中学校、高等特別支援学校、保育所等（認可保育園、認定こども園）、社会福祉施設等、病院（県立・公立）及びいわて地産地消給食実施事業所において提供される給食）において、2年に1回（毎月の1週間）給食に利用した食材の全量に占める県産食材の割合を調査するもの。

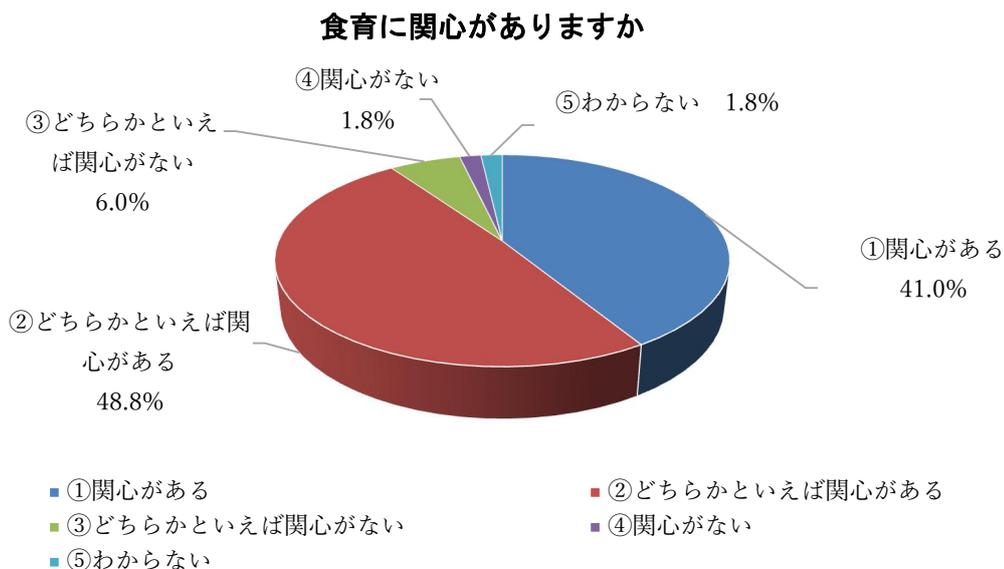
※ 2 農山漁村発イノベーション：6次産業化を進展させた、地域の文化・歴史や景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、多様な事業者が参画して新事業や付加価値を創出する取組。

1 食育に関するアンケート調査結果

食育に関する県民の意識を把握するため、令和7年2月に食育に関する県政モニターアンケート（希望郷いわてモニターアンケート）を実施しました。（回答数 166 名）

ア 食育の関心について

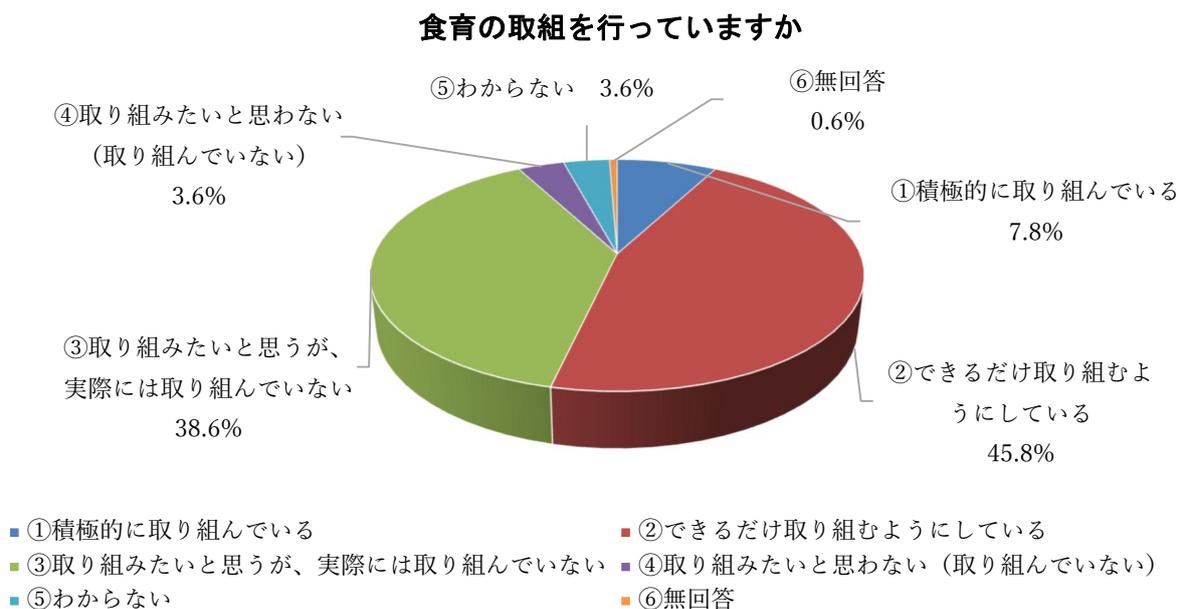
食育に関心がある人は全体の8割以上（89.8%）であり、ほとんどの人が食育に関心を持っている結果となっています。



＜出典：「希望郷いわてモニターアンケート」令和7年2月＞

イ 食育の取組について

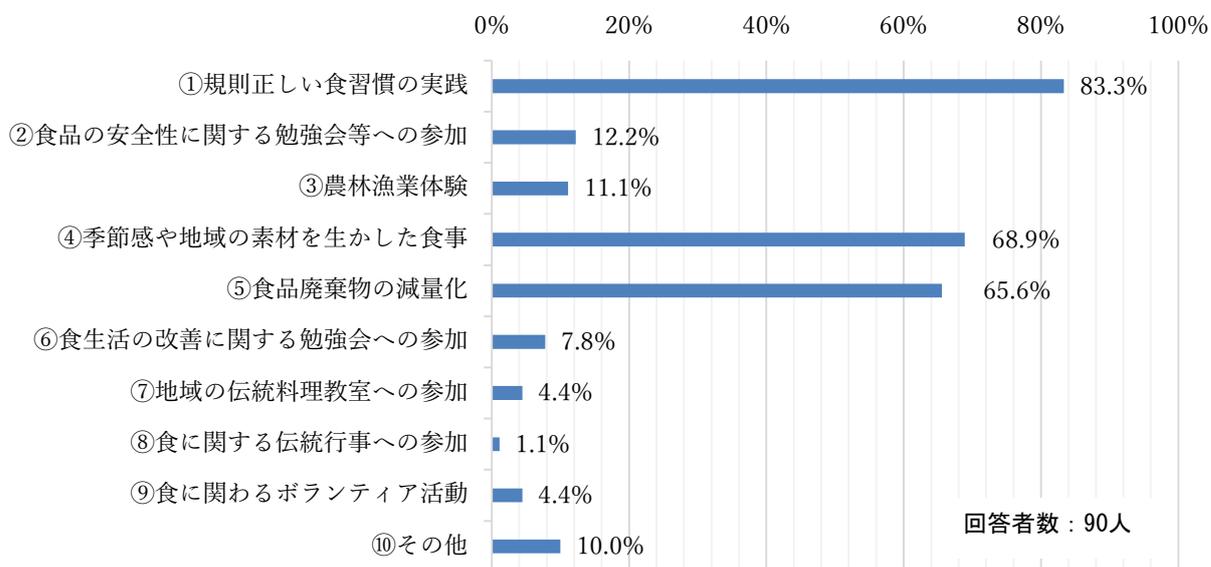
食育の取組を行っている人の割合は、53.6%であり、取り組みたいと思っているが実際には取り組んでいない人が3割以上（38.6%）であり、引き続き、食育の重要性について周知し、取組を促すことにより、食育の取組の更なる拡大が期待できます。



＜出典：「希望郷いわてモニターアンケート」令和7年2月＞

ウ 食育の取組内容について

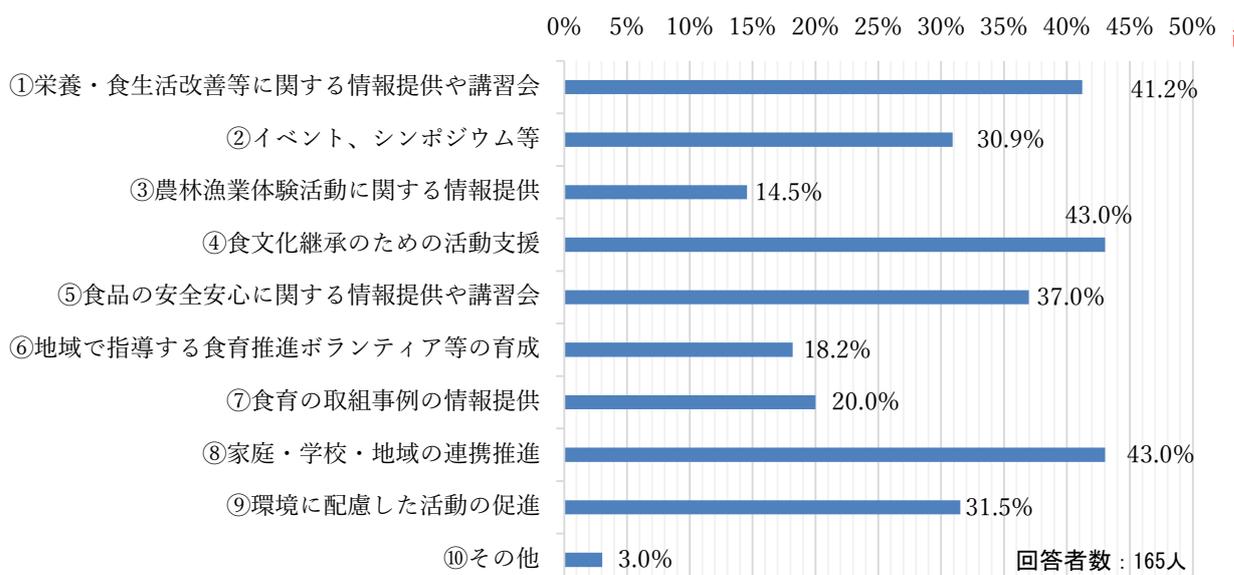
食育の取組として多く取り組まれているものは、①規則正しい食生活の実践 83.3%、④季節感や地域の食材を生かした食事 68.9%、⑤食品廃棄物の減量化 65.6%という結果になりました。



※ 「その他」の主なもの：食育に関する情報収集・情報発信、仕事上での食育事業の取組、祖母や母から引き継いだ味や地域の伝統料理を子供たちに食べてもらう、食育に関するテレビ番組の視聴、食農体験への協力や議員要請、政策提言、SNSなどでの政策現場の情報や声の発信 等

エ 食育を進めるための県の取組について

県に期待する食育の取組としては、「④食文化継承のための活動支援」「⑧家庭・学校・地域の連携推進」が最も多く、次いで「①栄養・食生活改善等に関する情報提供や講習会」、「⑤食品の安全安心に関する情報提供や講習会」が続く結果となりました。



2 岩手県食の安全安心委員会委員名簿

ア 任期：令和5年11月1日～令和7年10月30日の委員

分野	氏名	選出団体等
消費者を代表する者	佐々木 里美	岩手県社会福祉協議会・保育協議会 副会長
	小山田 緑	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事
	菊地 セツ子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 副会長
	山口 真樹	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
	吉田 敏恵	岩手県生活協同組合連合会 専務理事
食品関連事業者を代表する者	井口 一三	一般社団法人岩手県調理師会 会長
	田野 秀司	株式会社いわちく 社長付
	小野寺 真由美	岩手県学校栄養士協議会 会長
	佐藤 圭	一般社団法人岩手県食品衛生協会 専務理事
	佐藤 浩文	岩手県漁業協同組合連合会 参事
	信田 陽一	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農支援部長
	近谷 裕司	丸モ盛岡中央青果株式会社 専務取締役
	梁川 真一	一関まちづくり株式会社 代表取締役
学識経験者	菊池 拓朗	株式会社岩手日報社 編集局報道センター報道部第二部長
	笹田 怜子	岩手県立大学盛岡短期大学部 講師
	佐藤 至	岩手大学獣医学部 教授
	平澤 和樹	盛岡大学栄養科学部 講師

イ 任期：令和7年11月1日～令和9年10月30日の委員

分野	氏名	選出団体等
消費者を代表する者	佐々木 里美	岩手県社会福祉協議会・保育協議会 副会長
	中村 靖子	岩手県消費者団体連絡協議会 常務理事
	菊地 セツ子	岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会 副会長
	山口 真樹	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長
	吉田 敏恵	岩手県生活協同組合連合会 専務理事
食品関連事業者を代表する者	吉田 良平	一般社団法人岩手県調理師会 常務理事
	田野 秀司	株式会社いわちく 専務取締役
	小野寺 真由美	岩手県学校栄養士協議会 会長
	佐藤 圭	一般社団法人岩手県食品衛生協会 専務理事
	岸 伸年	岩手県漁業協同組合連合会 指導部長
	信田 陽一	全国農業協同組合連合会岩手県本部 営農支援部長
	近谷 裕司	丸モ盛岡中央青果株式会社 専務取締役
	梁川 真一	一関まちづくり株式会社 代表取締役
学識経験者	菊池 拓朗	株式会社岩手日報社 編集局報道センター報道部第二部長
	佐藤 至	岩手大学獣医学部 教授
	藤原 正俊	岩手大学獣医学部 准教授
	笹田 怜子	岩手県立大学盛岡短期大学部 講師
	平澤 和樹	盛岡大学栄養科学部 講師

岩手県食の安全安心推進計画 令和7年度の実施状況と次年度の方針

計画の柱	施策の数	取組内容の数	令和7年度の実施状況	令和8年度の方針（予定）
I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進	4	14	・概ね予定通り実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの取組を継続して実施予定。 ・現在策定中の第4次計画（R8～R12）に基づき、食の安全安心の確保に向けた取組を推進。
II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進	4	25		
III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実	6	35		

岩手県食の安全安心推進計画 令和7年度の実施状況と次年度の方向性

I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

施策	取組項目	No	取組内容	R7取組状況	R7進捗状況	R8年度の方向性（予定）	担当課等	関連指標
1 生産段階における食品の安全性の確保への支援	(1) 安全・安心な産地づくりに向けた継続的なGAPの取組・活用の推進	1	農産物の生産段階におけるGAPの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者を対象としたOJT研修会を開催した（7～11月に5回）。 ・JGAP指導員を養成した（10名）。 ・農業者や指導者を対象とした研修会を開催した（11/26、12/12）。 ・JAと連携し、農業者による自己点検等を支援した。 ・認証取得・維持を目指す農業者からの指導要請に対応した。 ・農業高校における認証継続を支援した。 	概ね順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者を対象とした研修会等の開催 ・農業者及び指導者を対象とした研修会の開催 ・JAと連携した生産部会等での取組の推進 ・農業高校における認証継続の支援 	農業普及技術課	(主) I-1
		2	畜産物の生産段階におけるGAPの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産GAP指導体制の整備のため、指導員養成研修を2回開催し、指導員3名、内部監査員3名を養成。 ・認証取得意向のある農場からの指導要請への対応。 ・畜産GAPの理解を深めるため、生産者や農業高校等を対象とした取組事例研修会を1回開催し、23名が参加。 <p>【R7.12月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のJGAP認証農場数は、牛（乳用・肉用）3、豚5、採卵鶏3の計11農場 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、認証取得を希望する農場への指導を行うとともに、生産者等を対象とした研修会を開催し、畜産GAPの認証取得に向けた取組を支援 	畜産課	
	(2) 家畜及び生産物の衛生的管理技術の支援	3	農場HACCPの導入支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「農場HACCP認証農場」の取得を目指す1農場（養豚農場）において、農場HACCP認証の取得を支援。 ・農場HACCP導入を希望する農場に対し、推進農場指定の取得に向けた準備を支援。 <p>【R7.12月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の農場HACCP認証農場数は、牛（乳用・肉用）2、豚5、鶏5（採卵3、肉用鶏2）の計12農場。 	概ね順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き推進農場の指定及び認証農場取得に向けた準備を支援 	畜産課	(参) I-1
		4	高品質生乳出荷の推進	<p>【R7.11月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生乳サンプル8,511件の検査を実施（全戸1～2回/月、約565戸）。 →体細胞数50万/ml未満の農家割合は95.7%。 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き生乳サンプルの検査を継続し、体細胞数低減に向けた取組を支援 	畜産課	(参) I-1
		5	安全な鶏卵出荷の推進	<p>【R7.12月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採卵農場41戸の衛生管理の実施状況、自主検査成績等を把握・分析。 ・分析結果を踏まえ、サルモネラ検査は未実施。 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き採卵農場の検査・指導を実施 	畜産課	

2 製 造・加 工、流 通 段階にお ける食品 の安全性 の確保へ の支援	(1) HACCP に沿った衛生 管理について の取組の支援	6	<p>食品安全サ ポーターによ る巡回・指導</p>	<p>・食品安全サポーター（85名）による、事業者に対する食品衛生法改正の周知や、HACCPに沿った衛生管理への移行等現場指導立入施設数 （R7年度立入施設数）※上半期 計画：5,000施設、結果：2,738施設</p>	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主) I-2 (参) I-4
		7	<p>HACCPに関する研修会等の開催、 HACCP取得への指導助言</p>	<p>・各保健所において、衛生管理計画作成ワークショップを開催した。 ・許可業者の他、届出業者に対するワークショップを全県的に開催した。 （（一社）岩手県食品衛生協会に委託）。 【R7.12月末時点】 92回、1,085人</p>	順調	<p>【継続】 ・引き続き、許可業者及び届出業者を対象としたワークショップを実施し、指導を強化することでHACCPの確実な定着を図る。</p>	県民くらしの安全課	(主) I-2 (参) I-4
3 食の 安全安心 に関わる 人材の育 成	(1) 農薬の適 正販売、安全使 用を推進する農 薬管理使用アド バイザーの育成	8	<p>農薬管理使用 アドバイザー 養成研修の実 施</p>	<p>・農薬管理使用アドバイザー養成研修を2回開催。（150名予定） ・産直、卸売市場、集落営農組織の役員、無人航空機のオペレーター等関係者を対象に受講を誘導した。（7～12月） ・特に、産直組織へのアドバイザー配置を進めるため、普及センター等と連携して受講を誘導したり、無人マルチローター（ドローン）の販売店を対象に、新規オペレーターの受講を誘導するなどの取組を行った。 ※ 農薬管理使用アドバイザー認定目標（1,300名維持）</p>	順調	<p>【継続】 ・農業者（産直組織やドローン所有者）を対象に、養成研修の受講を誘導する。</p>	農業普及技術課	(主) I-1 II-3 (参) I-3
		9	<p>農薬管理使用 アドバイザー への研修実施</p>	<p>・農薬管理使用アドバイザー更新研修を開催した。 （5回、315名）</p>	順調	【継続】	農業普及技術課	(主) I-1 II-3 (参) I-3

	(2) 食品の衛生管理を啓発する食品衛生推進員の育成	10	食品衛生推進員（食品安全サポーター）の委嘱	・ 委嘱者85名の巡回指導等により営業者の自主衛生管理を推進した。 （R7年度立入施設数）※上半期 計画：5,000施設、結果：2,738施設	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主) I-3 (参) I-4
		11	食品衛生推進員の資質向上のための講習会の開催	・ 食品衛生推進員（食品安全サポーター）の講習会を、食品衛生指導員の研修と併せて6月にアイーナにて実施した（参加者数：100人程度）。	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主) I-3 (参) I-4
	(3) 営業施設における食品衛生責任者の養成	12	食品衛生責任者養成講習会の実施（食品衛生管理者も対象を含む）	・ 食品衛生責任者養成講習会を実施。 【R7.12月末時点】 13回開催、577名を養成。	順調	【継続】 ・ 引き続き食品衛生責任者の養成に取り組む。	県民くらしの安全課	(参) I-4
	(4) 食品の適正表示を推進する者の養成	13	食品適正表示推進者養成講習会への講師派遣	・ 食品表示に係る講習会に講師を派遣し、事業者による食品表示の適正化を支援した。 【R7.12月末時点】 59回、1,216人	順調	【継続】	県民くらしの安全課	
4 環境負荷の少ない産地づくりの推進	(1) 環境負荷の少ない農業技術の普及拡大	14	環境負荷の少ない農業を促進する研修会の開催	・ 環境保全型農業セミナーを開催した（12月10日、北上市、362名）。 ・ 適正施肥研修会を開催した（10月31日、11月13日、19日、北上市他、205名）。 ・ 農薬適正販売・使用研修会を開催した（7月10日、盛岡市、210名）。 ・ 適正施肥実証圃を設置した（県内3ヶ所）。	順調	【継続】 ・ 引き続き、環境負荷の少ない農業技術の普及拡大に取り組む。	農業普及技術課	(主) I-4

II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

施策	取組項目	No	取組内容	R7取組状況	R7進捗状況	R8年度の方向性（予定）	担当課等	関連指標
5 食品の適正表示の推進	(1) 食品表示に関する店舗への指導	15	食品表示に関する店舗への指導	・県内の事業者店舗について、表示点検を実施。	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主) II-3
		16	食品衛生法に基づく監視・指導と併せた食品表示制度の普及	・監視時において適正な食品表示制度の普及に努めた。	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主) II-3
	(2) 食品表示に関する相談の実施	17	食品表示110番の設置と県民から相談等の対応、指導の実施	・食品表示110番の開設 ・食品表示専門員1名を配置した。 ・食品表示110番受理件数：8件 (※法令違反該当なし)。	順調	【継続】 ・引き続き専門員を配置し、適切な対応や指導に努める。	県民くらしの安全課	(主) II-3
	(3) 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実	18	食品表示ウォッチャーの委嘱	・令和7年5月13日から令和8年3月31日までの委嘱期間で25名に委嘱。 ・報告件数：100件（2回目までの合計。全4回報告。） →不適正表示は8件であり（原産地又は原料原産地の表示の欠落、アレルギー表示方法の誤り等）、保健所が調査、指導を行い、改善を確認した。	順調	【継続】 ・来年度も同人数程度に委嘱し、モニタリングを継続する。	県民くらしの安全課	(主) II-3
19		食品表示ウォッチャー研修会の実施	食品表示ウォッチャーの資質の向上を図るため、2回開催した。 ・第1回：令和7年5月13日開催 ・第2回：令和7年9月29日開催 【研修内容】食品表示基準、食品表示の実例等について（生鮮食品（農産物、畜産物、水産物、米）及び加工食品の表示等）	順調	【継続】 ・引き続きウォッチャーの資質向上に取り組む。	県民くらしの安全課	(主) II-3	

<p>(4) 食品の適正表示を推進する者の養成(再掲)</p>	20	<p>食品適正表示推進者養成講習会への講師派遣</p>	<p>(再掲 施策3(4)) ・食品表示に係る講習会に講師を派遣し、事業者による食品表示の適正化を支援した。 【R7.12月末時点】 59回、1,216人</p>	順調	【継続】	<p>県民くらしの安全課</p>	<p>(主) II-3</p>
<p>(5) 不当な表示や過大な景品類の提供に対する指導</p>	21	<p>事業者への指導等</p>	<p>【R7.12月末時点】 ・「食」関係指導事案なし。</p>	順調	【継続】	<p>県民生活センター</p>	
	22	<p>景品表示法に関する消費者教育(出前講座等)</p>	<p>・出前講座(随時、講師派遣の要請があった都度実施)等において景品表示法のチラシを配布し、周知を図った。 【R7.12月末時点】 実績:23回、参加者:1,835人</p>	順調	【継続】	<p>県民生活センター</p>	
<p>(6) 食品の虚偽又は誇大広告に関する指導</p>	23	<p>食品の虚偽又は誇大広告に関する重点監視の実施</p>	<p>・痩身・強壮用健康食品及び指定薬物の含有が疑われる物の買上調査を実施した(8品目)。 ・薬事監視員と食品衛生監視員が連携し、監視指導を実施した。</p>	順調	【継続】	<p>健康国保課、県民くらしの安全課</p>	<p>(参) II-1</p>
	24	<p>健康被害に関する県民への注意喚起</p>	<p>・紅麹を含む健康食品による健康被害に関する情報をHP等に掲載し、県民に対し注意喚起を図った(※発生事案なし)。</p>	順調	<p>【継続】 ・今後も、健康食品による健康被害(又は疑い)が発生した場合は、県民に対する注意喚起を実施する。</p>	<p>健康国保課、県民くらしの安全課</p>	<p>(参) II-1</p>

6 食品の信頼向上のための相互理解の増進	(1) 食の安全 安心に関するリスクコミュニケーションの実施	25	リスクコミュニケーションの実施	<ul style="list-style-type: none"> ①劇場型リスクコミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒 (1/21) 「ノロウイルスによる食中毒・感染症対策」 → 約100人参加 (※集計中) ②講座型リスクコミュニケーション (計94人) <ul style="list-style-type: none"> ・リスコミ講師養成講座 (9/29、14人) ※理解度：92.3% ・食品の安全 (9/29、18人) ※理解度：94.1% ・食中毒 (11/5、27人) ※理解度：100% ・食品添加物 (11/5、35人) ※理解度：72.7% 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場型リスクコミュニケーションで多くの県民が参加できる機会を確保するとともに、講師と参加者間での対話や質問がしやすい講座型リスクコミュニケーションの開催を継続する。 	県民くらしの安全課	(主) II-2 (参) II-2
	(2) 食の安全 安心に関する出前講座等の実施	26	出前講座の開催や講師派遣の実施	<p>【R7.12月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・67回実施、延2,079名受講。 (テーマ：食中毒、食品表示、HACCP等) ※目標値：160回 	やや遅れ	<p>【継続】</p> <p>次期計画においては、参加者数を目標値 (4,000人) として設定し、より多くの県民が参加できる開催方法等を検討していく他、当課独自のSNSによる情報発信により、出前講座の活用を広く推進する。</p>	県民くらしの安全課	(主) II-3
	(3) 食品に関するトレーサビリティ制度の普及	27	<ul style="list-style-type: none"> ・県広報媒体による周知活動 ・広報等を活用した普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度について、ホームページ等で引き続き周知を図った。 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度について、ホームページ等で引き続き周知を図る。 ・国と連携し、食品事業者等を対象に、必要に応じて指導を行う。 	流通課	(参) II-3
	(4) フード・コミュニケーション・プロジェクト (FCP) の推進	28	FCP参加企業の募集とセミナー開催による普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・FCP岩手 brunchの加入促進 (ホームページ、メーリングリスト等での周知) <p>【R7.12月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会員数 124社 ・交流会開催等 令和7年度FCP岩手 brunch交流会 (R8/1/29) を開催。講習会及び懇談会に約90人が参加予定。 FCPの考え方を学びながら知識を得て、会員及び県内食産業業者や関係機関との交流を介し、事業者間連携を促進する。 	概ね順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「見える化」シートを活用しながら、各商談会やセミナーの場などで交流を介し、事業者間連携等の促進を図る。 	産業経済交流課	

7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供	(1) 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供	29	<p>本県事業者の自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収と自主回収情報の県民への提供</p>	<p>・ 報告件数28件（野菜の自主検査による残留農薬の基準超過、ラベルの貼り間違いによるアレルギーの欠落、消費期限等の誤設定等）について、管轄保健所において適切な指導を行ったほか、速やかに国の食品衛生申請等システムに登録し、広く閲覧可能な状態にした。</p> <p>【R7.12月末時点】</p> <p>・ 健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしているが、該当する1件（洋菓子（硬質異物混入のおそれ））について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を行った。</p>	順調	<p>【継続】</p> <p>・ 事業者の適切な指導に努め、ホームページへの掲載等により県民への周知を図る。</p>	県民くらしの安全課	(主) II-3
	(2) 食品の適正表示を推進する者の養成（再掲）	30	<p>食品適正表示推進者養成講習会への講師派遣</p>	<p>(再掲 施策3(4))</p> <p>・ 食品表示に係る講習会に講師を派遣し、事業者による食品表示の適正化を支援した。</p> <p>【R7.12月末時点】</p> <p>59回、1,216人</p>	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主) II-1

8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	(1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	31	食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施(再掲)	(再掲 施策6(1)) ①劇場型リスクコミュニケーション ・食中毒(1/21) 「ノロウイルスによる食中毒・感染症対策」 → 約100人参加(※集計中) ②講座型リスクコミュニケーション(計94人) ・リスコミ講師養成講座(9/29、14人) ※理解度:92.3% ・食品の安全(9/29、18人) ※理解度:94.1% ・食中毒(11/5、27人) ※理解度:100% ・食品添加物(11/5、35人) ※理解度:72.7%	順調	【継続】 ・劇場型リスクコミュニケーションで多くの県民が参加できる機会を確保するとともに、講師と参加者間での対話や質問がしやすい講座型リスクコミュニケーションの開催を継続する。	県民くらしの安全課	(主) II-2 (参) II-2
		32	食の安全安心に関する出前講座等の実施(再掲)	(再掲 施策6(2)) 【R7.12月末時点】 ・67回実施、延2,079名受講。 (テーマ:食中毒、食品表示、HACCP等) ※ 目標値:160回	やや遅れ	【継続】 次期計画においては、参加者数を目標値(4,000人)として設定し、より多くの県民が参加できる開催方法等を検討していく他、当課独自のSNSによる情報発信により、出前講座の活用を広く推進する。	県民くらしの安全課	(主) II-3
		33	食品の安全性等に関する情報の提供	【復興危機管理室】 ・県の放射線影響対策の取組や県産食材の放射性物質濃度検査結果等について、ホームページや県政広報誌「いわてグラフ」で情報を発信。 ・放射線影響対策に係る県の取組をとりまとめた「岩手県放射線影響対策報告書」を発行。	概ね順調	【継続】 ・引き続き県民等の不安の解消や風評被害の払拭に向け取り組む。	復興危機管理室	
		33	食品の安全性等に関する情報の提供	【環境保全課】 ・県で作成した放射線の基礎知識にかかるリーフレット等を活用した普及啓発を実施。 ・空間線量率の連続モニタリングのほか、雨や雪、大気中のちり、河川水、海水、土壌、農水産物等(水道水、原乳、野菜類、穀類、海藻及び貝類)について放射性物質の測定結果を公表。	順調	【継続】	環境保全課	
		33	食品の安全性等に関する情報の提供	【県民くらしの安全課】 ・食の安全安心DVD等による情報発信。 ・県ホームページ等による食中毒注意喚起の情報提供を行った。 【R7.12月末時点】 ・健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしていたが、該当する1件(洋菓子(硬質異物混入のおそれ))について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を行った。	順調	【継続】	県民くらしの安全課	

8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	(1) 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	34	食育担当者等を対象とした研修会の開催 (学校における食育の推進)	(食育推進計画に同じ) ・研修会において、食に関する指導の実践事例の紹介等により、学校における食育の推進を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者：101名 キオクシアアイーナ)	順調	【継続】	保健体育課	(参) II-5 II-6
		35	学校における食育教材の活用促進 (学校における食育の推進)	(食育推進計画に同じ) ・研修会において、食育教材を活用した指導方法の普及を図った。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者：101名 キオクシアアイーナ)	順調	【継続】	保健体育課	(参) II-5 II-6
		36	食に関する指導の全体計画作成と食育担当者の設置 (学校における食育の推進)	(食育推進計画に同じ) ・研修会において、食に関する指導の在り方や先進事例の紹介等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3開催、受講者：101名 キオクシアアイーナ)	順調	【継続】	保健体育課	(参) II-5 II-6

8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	(2) 食育などを通じた農林水産業に対する理解の増進	37	学校等における農林漁業体験学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業体験インストラクター等の派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入などの支援を実施。 <p>【R7見込】 実施件数:約120件、参加人数:約14,000人</p>	順調	【継続】	農林水産企画室	
		38	酪農体験等の学習支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「酪農出前教室」未実施の小学校で、牛乳及び酪農の知識普及の活動を22の小学校で実施。 	順調	<p>【廃止（※次期計画から削除）】</p> <p>食品関連事業者（全農）の取組に移行したことから、県の事業としては終了とするもの。</p>	流通課	
		39	生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食のプロフェッショナルアドバイザーの派遣等により、産直施設等の運営強化や販売額向上の取組や生産者、食品事業者との連携を支援した。 ・地産地消に関するセミナーや産直研修会等への参加を呼びかけるなど、各市町村の計画の実行を支援した。 ・「いわて地産地消給食実施事業所（87事業所）」及び「いわて地産地消弁当（11件）」の認定を実施するとともに、ホームページ等を活用し地産地消情報を発信した。 ・学校栄養教諭と関係機関等との意見交換会を開催した（1回）。 ・国の地産地消コーディネーター事業を活用し、県内の学校給食関係者を対象に、学校給食における地場産物の供給体制構築に向けて研修会を開催した。 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣等により、産直施設等の運営強化や販売額向上の取組や生産者、食品事業者の連携を支援 ・「いわて地産地消給食実施事業所」及び「いわて地産地消弁当」の認定を実施するとともに、ホームページ等を活用し、地産地消情報を発信 ・学校給食における地場産物等活用促進研修会の開催（1回） ・学校給食における地場産物活用等に向けた市町村支援 	流通課	

Ⅲ 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

施策	取組項目	No	取組内容	R7取組状況	R7進捗状況	R8年度の方向性（予定）	担当課等	関連指標
9 生産段階における監視・指導	(1) 農薬使用者、販売者に対する農薬適正使用の指導	40	農薬適正使用研修会の開催や現地指導	<ul style="list-style-type: none"> ・（※再掲）農薬適正販売・使用研修会を開催した。（7月10日、盛岡市、210名） ・農薬危害防止運動を実施した。（6～8月） ・産直組織、卸売市場等への農薬適正使用重点指導を実施した。（6～12月） ・冬期間の施設栽培葉菜類における農薬適正使用の重点指導を関係指導機関・団体や産地直売所に対して通知（10/14）。 	順調	【継続】 ・引き続き、農薬使用者や販売者に対する農薬適正販売・使用を指導する。	農業普及技術課	(主) I-1 II-3
	(2) 飼料、動物用医薬品の適切な管理・適正な使用の指導	41	飼料の安全性試験の実施	・13事業場13点の飼料について肉骨粉の混入について鑑定を実施し、混入のないことを確認（※違反事例なし）。	順調	【継続】 ・引き続き飼料の安全性試験を実施	畜産課	
		42	動物用医薬品使用実態調査の実施	【R7.12月末時点（調査実績）】 ・20農場に対して動物用医薬品の使用実態調査を実施（※違反事例なし）。	概ね順調	【継続】 ・引き続き動物用医薬品の使用実態を調査し、違反事例がないか監視	畜産課	
	(3) 家畜伝染性疾病の発生予防、まん延防止のための各種疾病の検査・監視	43	サーベイランスの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・サーベイランスを実施し、伝染性疾病の発生状況を監視。 【R7.11月末時点（サーベイランス対象疾病及び検査実績）】 ①結核:0件、②ブルセラ症:501件、③BSE:251件、④HPAI:758件（※全例陰性を確認） 	順調	【継続】 ・引き続きサーベイランスを実施し、伝染性の発生状況を監視	畜産課	
44		農場への監視・指導	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理基準の改正を農場へ周知 ・サーベイランス検査にあわせ、農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、必要に応じて改善指導を実施。 【R7.4～12月現在（確認実績）】 牛:627戸、豚:62戸、肉用鶏:395戸、採卵鶏:90戸 	順調	【継続】 ・引き続き農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、必要に応じ改善指導を実施	畜産課		

<p>(4) 水産物の衛生管理に係る指導</p>	<p>45</p>	<p>衛生管理研修会講習会の開催、衛生管理の現場指導</p>	<p>・水産物の安全性を確保するため、高度衛生品質管理地域づくりに取り組む市町村の地域計画の実行支援や、HACCP講習会(11/11～11/13)及びSCP&SSOP講習会(11/14)の開催等により、IFrHACCPの導入を促進。</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】 ・引き続き、衛生管理研修会の開催や衛生指導による高度衛生品質管理地域づくりを推進</p>	<p>水産振興課</p>	<p>(参) III-1</p>
<p>(5) 貝毒の監視等に係る指導</p>	<p>46</p>	<p>貝毒の監視等(貝毒検査、出荷規制等)に係る指導</p>	<p>・県の貝毒管理措置要綱等に基づき、県漁業協同組合連合会と連携し、漁協に対して監視等の徹底を指導。 (貝毒原因プランクトンの監視、業界による自主検査、規制値を超えた場合の出荷規制等)</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】 ・引き続き貝毒原因プランクトンおよび貝毒の監視を実施し、必要に応じて改善指導を実施</p>	<p>水産振興課</p>	<p>(主) III-1</p>
<p>(6) ノロウイルスの監視等に係る指導</p>	<p>47</p>	<p>ノロウイルスの監視等(出荷前検査)に係る指導</p>	<p>・県と業界の対応指針に基づき、県漁業協同組合連合会と連携し、漁協に対して監視等の徹底を指導。 (業界による自主検査、ノロウイルスが検出された場合の出荷自粛等)</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】 ・引き続き生カキのノロウイルスの監視を実施し、必要に応じて改善指導を実施</p>	<p>水産振興課</p>	<p>(参) III-2</p>

10 製造・加工、流通段階における監視・指導	(1) 県内流通食品に対する検査及び監視・指導	48	食品衛生監視員による施設監視	<ul style="list-style-type: none"> 各保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を計画的に実施。 【R7.12月末時点】 監視指導率：108.3%	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(参) I-5 III-3
		49	食品衛生監視員による事業者への講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各保健所の食品衛生監視員が計画的に、事業者に対し衛生講習会を開催。 【R7.12月末時点】 149回、3,041人	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(参) I-3 III-3
	(2) 食品における残留農薬や添加物等の検査の実施	50	流通食品の収去検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各保健所等の食品衛生監視員が収去検査を計画的に実施。 【R7.12月末時点】 930検体（※基準値違反なし）	順調	【継続】 ・引き続き流通食品の検査を実施し、必要に応じ指導を実施する	県民くらしの安全課	(参) I-3 III-4
		51	残留農薬や遺伝子組換え食品に係る収去検査	【R7.12月末時点】 <ul style="list-style-type: none"> 残留農薬90検体、遺伝子組換え食品6検体、収去検査を実施（※基準値違反なし） 	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(参) III-4 III-6
	(3) 食品表示に関する店舗への指導（再掲）	52	食品表示に関する店舗への指導	(再掲 施策5(1)) <ul style="list-style-type: none"> 県内の事業者店舗について、表示点検を実施。 	順調	【継続】	県民くらしの安全課	
		53	食品衛生法に基づく監視・指導と併せた食品表示制度の普及	(再掲 施策5(1)) <ul style="list-style-type: none"> 監視時において適正な食品表示制度の普及に努めた。 	順調	【継続】	県民くらしの安全課	

(4) 「健康食品」による健康被害の防止のための監視・指導等	54	食品・薬務合同監視指導等	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健所の薬事監視員と食品衛生監視員が連携し、監視指導を実施。 ・痩身・強壯用健康食品及び指定薬物の含有が疑われる物の買上調査を実施した。(8品目) 	順調	【継続】	健康国保課、県民くらしの安全課	(参) III-5
	55	県民への健康食品に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健所にリーフレットを配架するなど、県民への普及啓発を図った。 	順調	【継続】	健康国保課、県民くらしの安全課	(参) III-5
(5) と畜検査・食鳥検査等の適正実施及びと畜場、食鳥処理場に対する衛生的な処理の指導	56	と畜場及び食鳥処理場への監視指導	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県食品衛生監視指導計画に基づき計画的に監視指導を実施。 <p>【R7.11月末時点】 と畜場：531件、食鳥処理場：44件</p>	順調	【継続】	県民くらしの安全課	
	57	と畜場及び食鳥処理場の作業従事者への衛生講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・作業従事者に対して計画的に衛生講習会を開催。 <p>【R7.11月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・と畜場：18回、245人 ・食鳥処理場：1回、50人 <p>→ 令和7年度食鳥肉安全性確保研修会 (R7.9.30)</p>	順調	【継続】	県民くらしの安全課	
(6) 大規模イベントに向けた監視指導等の強化	58	次期大規模イベントに向けた飲食店関係施設への立入指導	<ul style="list-style-type: none"> ※令和7年度大規模イベントの開催なし。 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模イベントの開催の際には、食品関連事業者における食品事故発生防止に努める。 	県民くらしの安全課	
(7) 野生鳥獣肉に係る衛生管理の監視・指導	59	野生鳥獣肉の処理を行う施設への立入指導	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣肉の処理を行う施設2施設(釜石・花巻)に対し、立入指導を実施。 	順調	【継続】	県民くらしの安全課	

11 輸入食品に対する監視・指導	(1) 輸入食品に対する収去検査と監視・指導	60	輸入食品の収去検査	<p>【R7.12月末時点】</p> <p>・輸入食品について、49検体の収去検査を実施（※違反事例なし）。</p>	順調	<p>【継続】</p> <p>・引き続き流通食品の検査を実施する。</p>	県民くらしの安全課	(主) III-3
		61	輸入業者事務所等への立入指導	<p>・輸入事業者に対し、立入指導を実施（※違反事例なし）。</p>	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主) III-3
	(2) 国との連携による輸入食品に関する検査等の情報の提供	62	国の検疫所等における検査等の情報収集、提供	<p>・岩手県食品衛生監視指導計画に基づき県が実施した、輸入食品等に関する収去検査結果をホームページにて公表。</p> <p>【R7.12月末時点】</p> <p>49検体の収去検査を実施（※違反事例なし）。</p>	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主) III-3

12 危機管理体制の充実	(1) 食に関する危機管理対策の運用と訓練の実施	63	危機管理訓練等の実施	・訓練等の支援及び関係機関との情報共有の実施	概ね順調	【廃止（※次期計画から削除）】 食品の摂取により人の健康に重大な被害が生ずることを防止するため、食の安全を確保するための必要な体制整備を図ることを目的としており、高病原性鳥インフルエンザについては、食品（鶏肉、鶏卵、豚肉）を介して人に感染する可能性はないと考えられることから、本計画から鳥インフルエンザ等に関連する取組項目等は削除するもの。	防災課	
		63	危機管理訓練等の実施	・高病原性鳥インフルエンザ家畜防疫作業支援班員の研修会を7回開催（うち1回は書面開催）※受講人数：627人。	順調	※なお、家畜防疫に係る危機事案については、所管課を畜産課とし、引き続き現地統括訓練等を開催する。	県民くらしの安全課	
		63	危機管理訓練等の実施	・高病原性鳥インフルエンザ家畜防疫支援班長を対象に、高病原性鳥インフルエンザや豚熱に関する現地統括訓練を開催（1回）。	順調		畜産課	
		64	危機管理に関するマニュアル等の整備	・危機管理マニュアル整備等の支援を実施	概ね順調	【継続（所管課変更）】（防災課、県民くらしの安全課、畜産課 → 県民くらしの安全課）	防災課	
		64	危機管理に関するマニュアル等の整備	・高病原性鳥インフルエンザや豚熱発生時の家畜防疫作業及び支援班設置に係る所管部局を見直し、より実践的な危機管理体制を構築。	順調	・食品の摂取を通じて発生する危機事案への対応に向けたマニュアル整備を実施する。	県民くらしの安全課、畜産課	
		65	食中毒対策緊急連絡訓練の実施	・食中毒対策緊急連絡訓練を2回実施した。	順調	【継続】 大規模食中毒事件への対応に備え、訓練を実施する他、通常の体制においても食品衛生監視員の資質向上に向けた研修を実施し、監視機能を発揮できるような措置を講じていく。	県民くらしの安全課	(主) III-4

	(2) 食中毒等発生時における被害の拡大防止	66	危機対策の実施による被害の拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と情報共有及び連携を保ち、発生時における迅速な対応を図るとともに、リーフレット配付等により飲食店及び消費者への注意喚起を実施。 【R7.12月末時点】※盛岡市を除く。 食中毒発生件数：6件 (アニサキス：4件、サポウイルス：1件、植物性自然毒(スイセン)：1件) 	順調	【継続】	県民くらしの安全課	
	(3) 災害発生時の食の安全安心の確保	67	災害に備えた食料の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県災害備蓄指針に基づく計画的な備蓄実施 → 備蓄物資については、アレルギー対応食品(アルファ米、ライスクッキー)への置き換えを推進。 ・県民や事業所へ備蓄を進めるための広報(ホームページなど)の実施 	順調	【継続】 引き続き、岩手県災害備蓄指針に基づき、備蓄物資を一定数確保する際もアレルギー対応食品の更新を実施する。	防災課	
		68	災害発生時食品衛生マニュアル等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合は、食中毒防止や被害拡大等の対策に取り組む。 		【継続】	県民くらしの安全課	
13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進	(1) 残留農薬や動物用医薬品の分析体制の強化	69	試験法開発事業への参加等による最新知見と技術の習得	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁が残留農薬等の試験法を開発するために実施する事業に参加し、畜水産物10品目(牛の筋肉、鶏の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛乳、鶏卵、うなぎ、さけ、しじみ、はちみつ)を対象に試験を行うとともに、それぞれ25項目の残留農薬を分析し妥当性を評価した。 	順調	【継続】 引き続き、消費者庁が試験法の開発のために実施する事業に参加し、新たな残留農薬等の分析手法を開発しながら、併せて妥当性を評価する。	環境保健研究センター	(主) III-5
	(2) 食の安全安心に関する試験研究の実施	70	食の安全安心を支えるために必要な試験検査に関する研究の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ホタテガイの麻痺性貝毒について、当センターが測定してきたモニタリングデータと水産技術センターで取得している海洋データを併せて解析し、貝毒の減衰予測に繋がる知見の収集に努めた。 ・GC-MS/MSのキャリアガスに水素を用いた際の感度低下を是正するため、LVI(大量注入)装置を用いて分析を行い、妥当性を評価し食の安全安心を確保するとともに分析対象の拡充を図った。 	順調	【継続】 ホタテ貝を対象に部位別の毒量を測定し、毒の代謝経路の推定や減衰予測等のための基礎的データを収集する。	環境保健研究センター	(参) III-8

14 情報の提供と相談体制の充実	(1) 食品の安全安心に関する情報の発信	71	情報発信	<p>【復興危機管理室】 (再掲 施策8(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の放射線影響対策の取組や県産食材の放射性物質濃度検査結果等について、ホームページや県政広報誌「いわてグラフ」で情報を発信。 ・ 放射線影響対策に係る県の取組をとりまとめた「岩手県放射線影響対策報告書」を発行。 	概ね順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き県民等の不安の解消や風評被害の払拭に向け取り組む。 	復興危機管理室
		71	情報発信	<p>【環境保全課】 (再掲 施策8(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県で作成した放射線の基礎知識にかかるリーフレット等を活用した普及啓発 ・ 空間線量率の連続モニタリングのほか、雨や雪、大気中のちり、河川水、海水、土壌、農水産物等（水道水、原乳、野菜類、穀類、海藻及び貝類）について放射性物質の測定結果を公表 	順調	<p>【継続】</p>	環境保全課
		71	情報発信	<p>【県民くらしの安全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品に関する信頼の向上と魅力ある岩手の食を提供する調理師の資質向上等を図るため、「食のおもてなし 調理師のつどい」を開催した。(11/12 参加者：87名) <p>(再掲 施策8(1)33)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食の安全安心DVD等による情報発信。 ・ 県ホームページ等による食中毒注意喚起の情報提供を行った。 ・ 健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしているが、該当する1件（洋菓子（硬質異物混入のおそれ）について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を行った。 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良調理師知事表彰式の実施 ・ 著名料理人による講演会等の実施 ・ 各種媒体による情報提供 	県民くらしの安全課

(参)
Ⅲ-8

(2) 食品に関する相談の実施 (一部再掲)	72	食品表示110番の設置と県民から相談等の対応、指導の実施	(再掲 施策5(2)) ・食品表示110番の開設 ・食品表示専門員1名を配置した。 ・食品表示110番受理件数：8件 (※法令違反該当なし)。	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主) II-1
(3) 食品衛生監視員の資質向上	73	研修計画に基づく研修の実施	【R7.12月末時点】 ・国及び関係機関主催研修：19人 (集合研修の他、誌上発表、オンライン研修参加を含む) ・新任食品衛生監視員研修：16人	順調	【継続】 引き続き通常の体制においても食品衛生監視員の資質向上に向けた研修を実施し、監視機能を発揮できるような措置を講じていく。	県民くらしの安全課	
(4) 県産食材等の放射性物質検査及び検査結果の公表	74	放射性物質検査及び検査結果の公表	【復興危機管理室】 ・県産食材の放射性物質濃度検査結果等について、ホームページや県政広報誌「いわてグラフ」で情報を発信。	概ね順調	【継続】 ・引き続き県民等の不安の解消や風評被害の払拭に向け取り組む。	復興危機管理室	
	74	放射性物質検査及び検査結果の公表	【農林水産企画室等】 ・県産農林水産物について、四半期毎に作成する「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき、放射性物質濃度の検査を実施。 (R7.9月末現在) 検査件数：5,283件 うち基準値超過件数：0件 ・検査計画は、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき策定。	順調	【継続】	農林水産企画室等	
	74	放射性物質検査及び検査結果の公表	【県民くらしの安全課】 ・流通食品について、岩手県食品衛生監視指導計画に基づき、収去検査を計画的に実施し、食品中の放射性物質濃度の測定を実施した。 (R7.12月末時点) 検査件数：200件、うち基準値超過件数：0件	順調	【継続（一部変更予定）】 ・流通食品に関する検査を継続する。 ※震災から15年経過することや、過去10年間市販品から基準超過が見られなかったことから、令和8年度は年間105件に減じて検査予定。	県民くらしの安全課	

岩手県食育推進計画 令和7年度の実施状況と次年度の方針

計画の柱	施策の数	取組内容の数	令和7年度の実施状況	令和8年度の方針（予定）
I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進	3	30	・概ね予定通り実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの取組を継続して実施予定 ・現在策定中の第5次計画（R8.7～R12）に基づき、食育の推進に向けた取組を実施。
II 食の安全安心を支える食育の推進	2	16		
III 食料供給県としての特性を生かした食育の推進	2	14		
IV 地域に根ざした食育の推進	2	14		

岩手県食育推進計画 令和7年度の取組状況と次年度の方向性

I 望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進

施策	取組項目	No	取組内容	R7取組状況	R7進捗状況	R8年度の方向性（予定）	担当課等	関連指標
1 乳幼児等の健全な食習慣の形成	(1) 妊産婦や乳幼児の食事指導への支援	1	妊産婦のための食事バランスガイドの普及	・岩手型母子健康手帳中「妊娠中と産後の食事」「妊娠中と産後の食事の目安」についての項目を記載し、妊娠届出時に市町村にて妊産婦に対し岩手型母子健康手帳を交付することで普及啓発に努めた。	順調	【継続】	子ども子育て支援室	(参考) 1
		2	授乳・離乳の支援ガイドの普及	・市町村母子保健担当者等の妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者に対して、離乳・授乳の支援ガイドの普及啓発に努めた。	概ね順調	【継続】	子ども子育て支援室	
	(2) 子育て相談の実施	3	基本的な生活習慣や食生活をはじめとする子育てに関する電話相談やメール相談の実施	・各市町村で実施している子育て相談への支援を行った。 ・子育てサポートセンターの委託事業を継続、相談窓口を設置し、子育てに関する相談への助言や各機関への紹介を行った。	概ね順調	【継続】	子ども子育て支援室	(参考) 1

<p>(3) 口腔の健康づくりの推進</p>	<p>4</p>	<p>口腔の健康づくりの推進</p>	<p>・乳幼児の保護者、保育士等に対し、歯と口の健康、噛むことの大切さを歯と口の健康教育等により啓発した。 <保健所> ・フッ化物洗口支援事業（3保健所で実施） <岩手県口腔保健支援センター> ・行政歯科担当者研修会（令和8年2月9日開催予定） ・乳幼児のフッ化物応用強化啓発 ・イー歯トープ8020出前健口講座 ・普及啓発イベント等 8020健康フェスタ（6月15日 盛岡） いい歯の日のつどい in カシオペア（10月19日 二戸市） イー歯トープ8020表彰式（12月6日） 「イー歯トープ8020ニュースレター」発行(通年) 「イー歯トープ8020健口情報シリーズ」 (ホームページ公開)</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康国保課</p>	<p>(参考) 1～3</p>
<p>(4) 特定給食施設等への指導</p>	<p>5</p>	<p>特定給食施設への立入検査・指導を実施</p>	<p>・保健所管理栄養士が保育所等児童福祉施設を対象に「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施に必要な指導助言等を行うための調査並びに巡回指導を実施した。 （特定給食施設を対象とした調査内容） ①食塩相当量の給与目標量及び給与量 ②災害時食事提供マニュアル及び非常食の備蓄状況 （保育所等児童福祉施設への巡回指導） 【R7計画：107施設、実績：集計中】</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康国保課</p>	<p>(参考) 7～9</p>
	<p>6</p>	<p>給食担当者の資質向上のための研修会の開催</p>	<p>・「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施並びに危機管理対策等、給食施設における課題改善のための研修会を開催した。 児童福祉施設担当者向け研修会【R7計画：12回 実績：集計中】 ・「食事摂取基準2025年版」に基づく児童福祉施設給与栄養目標量算定資料の公開。【ホームページ閲覧数：集計中】</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康国保課</p>	

2 小学生・中学生・高校生・高校生の健全な食習慣の形成	(1) 学校における食育の推進	7	食育担当者等を対象とした研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食に関する指導の実践事例の紹介等により、学校における食育の推進を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者：101名 キオクシアアイーナ) 	順調	【継続】	保健体育課	
		8	学校における食育教材の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> (食育推進計画に同じ) ・研修会において、食育教材を活用した指導方法の普及を図った。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者：101名 キオクシアアイーナ) 	順調	【継続】	保健体育課	(主要) I-1～2 (参考) 4～5
		9	食に関する指導の全体計画作成と食育担当者の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食に関する指導の在り方や先進事例の紹介等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3開催、受講者：101名 キオクシアアイーナ) 	順調	【継続】	保健体育課	
		10	早寝早起き朝ごはん運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰制度を周知し、普及啓発を行った。 	順調	【継続】	生涯学習文化財課	(主要) I-1 (参考) I-6
		11	食に関わる教育活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある教育に対する補助事業を通じて、私立学校における食育の取組を支援した。 	順調	【継続】	学事振興課	

(2) 肥満予防のための取組支援	12	教諭、養護教諭、栄養教諭等を対象とした研究大会や研修会の開催	<p>1 運動習慣、食習慣及び生活習慣の改善等の一体的な取組の推進に向けた学校等の環境づくり。</p> <p>(1) 運動習慣、食習慣、生活習慣の計画立案等を支援する「チャレンジカード」を配布した。</p> <p>(2) 学校等への訪問による支援を実施した。</p> <p>(3) 優れた取組(学校)の表彰。(令和7年度「60(ロクマル)プラスプロジェクト」推進事業実践交流会において表彰(2/13開催予定))</p> <p>2 指導資料の活用の推進</p> <p>保護者を対象とした食習慣啓発資料や 中高生の肥満予防・改善指導資料を活用し、家庭や地域と連携した取組や保護者への啓発による、適度な運動習慣、望ましい食習慣、基本的な生活習慣の形成・定着に向けた取組を推進した。</p> <p>3 食育推進等研修会の開催</p> <p>(10/3開催 受講者：101名 キオクシアアイーナ)</p>	順調	【継続】	保健体育課	(主要) I-2 (参考) 5
	13	体力向上担当者等を対象とした研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「60プラスプロジェクト」推進事業について研修会や学校訪問等により周知した。 ・地区別体力向上担当者研修会の実施 <p>6地区実施 受講者：258名</p>	順調	【継続】	保健体育課	
(3) 地域との連携による推進	14	地域と連携して取組んだ事例の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、地域と連携した食育実践事例を周知した。 ・食育推進等研修会 <p>(10/3開催 受講者：101名 キオクシアアイーナ)</p>	順調	【継続】	保健体育課	(主要) I-1～2 (参考) 4～6
(4) 「食育だより」などを通じた家庭への働きかけ	15	食育だより等による家庭への情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、食育だより等の情報共有を図った。 <p>(教職員経験者5年研修(栄養教諭)9/26実施 県立総合教育センター)</p>	順調	【継続】	保健体育課	(主要) I-1～2 (参考) 4～5

(5) 教育振興運動の展開	16	子ども・家庭・学校・地域・行政の5者連携による教育振興運動の展開	<p>・教育振興運動市町村担当者研修会を開催した(6/5開催、参加者:参集:15名、オンライン:41名)。</p> <p>・市町村が実施する研修会等において、教育事務所社会教育主事が教育振興運動の推進に係る説明や助言を行った(計6回、参加者:約358名)。</p>	順調	【継続】	生涯学習文化財課	(参考) 6
(6) 口腔の健康づくりの推進	17	口腔の健康づくりの推進	<p>・児童・生徒とその保護者、学校職員等に対し、歯と口の健康、噛むことの大切さを歯と口の健康教育等により啓発した。</p> <p><保健所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔の健康づくり推進事業 <ul style="list-style-type: none"> フッ化物洗口支援事業(3保健所で実施) 思春期歯肉炎予防事業(3保健所で実施) <p><岩手県口腔保健支援センター>(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政歯科担当者研修会(令和8年2月9日開催予定) ・乳幼児のフッ化物応用強化啓発 ・イー歯トープ8020出前健口講座 ・普及啓発イベント等 <p>8020健康フェスタ(6月15日 盛岡)</p> <p>いい歯の日のつどい in カシオペア(10月19日 二戸市)</p> <p>イー歯トープ8020表彰式(12月6日)</p> <p>「イー歯トープ8020ニュースレター」発行(通年)</p> <p>「イー歯トープ8020健口情報シリーズ」(ホームページ公開)</p>	順調	【継続】	健康国保課	(参考) 1~3
(7) 特定給食施設への指導(再掲)	18	特定給食施設への立入検査・指導を実施	<p>(再掲 I-1-(4)5)</p> <p>・保健所管理栄養士が小中学校及び学校給食センターを対象に「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施に必要な指導助言等を行うため調査並びに巡回指導を実施した。</p> <p>(特定給食施設を対象とした調査内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①食塩相当量の給与目標量及び給与量 ②災害時食事提供マニュアル及び非常食の備蓄状況 <p>(小中学校及び学校給食センターへの巡回指導)</p> <p>【R7計画:52施設、実績:集計中】</p>	順調	【継続】	健康国保課	(参考) 7~9
	19	給食担当者の資質向上のための研修会の開催	<p>(再掲 I-1-(4)6)</p> <p>・「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施並びに危機管理対策等、給食施設における課題改善のための研修会を開催した。</p> <p>学校担当者向け研修会【R7計画:5回、実績:集計中】</p>	順調	【継続】	健康国保課	

3 生涯にわたる健全な食習慣の形成	(1) 「新しい生活様式」に応じた健全な食生活の実践への支援	20	「新しい生活様式」に応じた健全な食生活の実践への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが自然に健康的な食事を家庭で実践できるよう食品関連事業者と連携した食環境の整備や普及啓発を実施した。 ①健康的な食事サポート環境整備事業（岩手県栄養士会への委託） おいしく健康に配慮した総菜の開発支援及び販売促進 取組の拡大に向けた事業の実施（消費者への意識調査 等） ②食品関連事業者に対する栄養成分表示に関する指導【実績：1回】 ③マスメディア及び食品関連事業者と連携した減塩の機運醸成（新聞、県広報誌、スポーツイベントの場を活用した普及啓発） ④「健康的な食事推進マスター」及び食生活改善推進員による地域普及活動【実績：集計中】 	順調	【継続】	健康国保課	(参考) 7～10
	(2) 食事バランスガイドの普及	21	食事バランスガイドの普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所では「健康的な食事推進マスター」と協働しながら地域住民や事業所従業員、児童・生徒・保護者を対象とした食育講座等において食事バランスガイドを活用した望ましい食習慣形成のための取り組みを推進した。 ①健康的な食事推進マスター(内臓脂肪をためにくい健康的な食事の組み合わせや食べ方について指導できる栄養士・保健師等)養成者数【R4年度末：546人】 ②健康的な食事推進マスターの活動【実績：集計中】 	順調	【継続】 ・健康的な食事推進マスターの活動支援のための情報交換会や指導スキル向上のための研修を予定。	健康国保課	(参考) 7～10
		22	県版食事バランスガイドの利用と普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による普及啓発に努めた。 	順調	【 <u>廃止（※次期計画から削除）</u> 】 ・一定の周知が図られたため県の事業としては終了とするもの。	流通課	(参考) 7～10
	(3) 食生活改善ツール等の活用及び普及	23	わかりやすい教材の作成・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚カロテノイドの測定で野菜摂取量を数値化できる機器（ベジメータ[®]）を活用した測定会の開催と結果還元で具体的な食生活改善の支援を行った。【実績：集計中】 ・いわて健康情報ポータルサイト内でお勧めレシピサイトを紹介する等、健康的な食事に関する情報発信を行った。 	順調	【継続】 ・岩手県食生活改善推進員団体連絡協議会による測定事業は3カ年の事業終了 ・保健所、市町村で継続実施の計画。	健康国保課	(参考) 7～10

(4) 健康づくりボランティア等の育成・活動支援のための研修等の実施	24	地域で健康づくり活動を行うボランティアの研修会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所及び健康国保課が市町村ボランティア養成の支援や育成等を行った。 6/6 市町村食生活改善推進協議会長等研修会【実績：119人】 12/11 岩手県食生活改善研究会【実績：311人】 	順調	【継続】	健康国保課	(参考) 7～10
(5) 栄養・健康づくり関係者の資質向上のための研修等の実施	25	市町村栄養士や健康運動指導士等を対象とした食生活改善・運動指導者等の研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の栄養改善業務や健康づくり業務を担う者の資質向上のため、行政栄養士研修会及び健康運動指導者研修会等を開催した。 1 行政栄養士研修会：岩手県栄養士会への業務委託 <ul style="list-style-type: none"> (1)新人研修：2回 <ul style="list-style-type: none"> ①9/16 ②12/19 場所：アイーナ【実績：延38人】 (2)行政栄養士研修 <ul style="list-style-type: none"> 10月6日 場所：アイーナ【実績：49人】 2 健康運動指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> 令和8年1月15日アイーナ【実績：集計中】 3 「健康的な食事推進マスター」を対象とした研修会【実績：集計中】 	順調	【継続】	健康国保課	(参考) 7～10
(6) 地域の食生活習慣実態の調査の実施	26	幼児、児童生徒、成人等の食生活習慣に関する実態調査の実施と県民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「県民生活習慣実態調査」の結果公表（令和8年3月予定）。 ・「いわて健康データウェアハウス」の内容充実と県民の健康課題等のわかりやすい情報還元を進める。 ・「見える化」を視点とした健康情報の提供。 	概ね順調	【継続】	健康国保課	
(7) 飲食店等の栄養成分表示等の促進	27	飲食店等における栄養成分表示等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所管理栄養士がメニューに栄養成分表示をする飲食店の新規登録に向け指導及び支援を行った。 ①飲食店への個別相談指導【実績：集計中】 ②今年度新規登録店【実績：集計中】 ③外食栄養成分表示登録店制度についての周知【実績：集計中】 	順調	【継続】	健康国保課	

<p>(8) 口腔の健康づくりの推進</p>	<p>28</p>	<p>口腔の健康づくりの推進</p>	<p>・すべての年齢層の地域住民に対して、歯と口の健康、噛むことの大切さを歯と口の健康教育等により啓発した。 <保健所> ・地域歯科保健医療従事者研修会（9保健所で実施 高齢者施設における口腔ケアの実践研修等） ・成人の歯周病予防事業（3保健所で実施） <岩手県口腔保健支援センター>（再掲） ・行政歯科担当者研修会（令和8年2月9日開催予定） ・乳幼児のフッ化物応用強化啓発 ・イー歯トープ8020出前健口講座 ・普及啓発イベント等 8020健康フェスタ（6月15日 盛岡） いい歯の日のつどい in カシオペア（10月19日 二戸市） イー歯トープ8020表彰式（12月6日） 「イー歯トープ8020ニュースレター」発行(通年) 「イー歯トープ8020健口情報シリーズ」 (ホームページ公開)</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康国保課</p>	<p>(参考) 1～3</p>
<p>(9) 特定給食施設への指導（再掲）</p>	<p>29</p>	<p>特定給食施設への立入検査・指導を実施</p>	<p>(再掲 I-1-(4)5) ・保健所管理栄養士が「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施に関する必要な指導助言等を行うための調査並びに巡回指導を実施した。 (特定給食施設を対象とした調査内容) ①食塩相当量の給与目標量及び給与量 ②災害時食事提供マニュアル及び非常食の備蓄状況 (保育所等児童福祉施設への巡回指導) 【R7計画：107施設、実績：集計中】 (小中学校及び学校給食センターへの巡回指導) 【R7計画：52施設、実績：集計中】</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康国保課</p>	<p>(参考) 7～9</p>
	<p>30</p>	<p>給食担当者の資質向上のための研修会の開催</p>	<p>(再掲 I-1-(4)6) ・「食事摂取基準2025年版」及び健康増進法に基づく栄養管理の実施並びに危機管理対策等、給食施設における課題改善のための研修会を開催した。 児童福祉施設担当者向け研修会【R7計画：12回 実績：集計中】</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】</p>		

II 食の安全安心を支える食育の推進

施策	取組項目	No	取組内容	R7取組状況	R7進捗状況	R8年度の方向性（予定）	担当課等	関連指標
1 食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進	(1) 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの実施	31	リスクコミュニケーションの実施	<p>(食の安全安心推進計画のとおり)</p> <p>①劇場型リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒 (1/21) 「ノロウイルスによる食中毒・感染症対策」 → 約100人参加 (※集計中) <p>②講座型リスクコミュニケーション (計94人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスコム講師養成講座 (9/29、14人) ※理解度：92.3% ・食品の安全 (9/29、18人) ※理解度：94.1% ・食中毒 (11/5、27人) ※理解度：100% ・食品添加物 (11/5、35人) ※理解度：72.7% 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇場型リスクコミュニケーションで多くの県民が参加できる機会を確保するとともに、対話や質問がしやすい講座型リスクコミュニケーションの開催を継続する。 	県民くらしの安全課	(参考) 11
	(2) 食の安全安心に関する出前講座等の実施	32	出前講座の開催や講師派遣の実施	<p>(食の安全安心推進計画のとおり)</p> <p>【R7.12月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・67回実施、延2,079名受講。 <p>(テーマ：食中毒、食品表示、HACCP等)</p> <p>※目標値：160回</p>	やや遅れ	<p>【継続】</p> <p>次期計画においては、参加者数を目標値(4,000人)として設定し、より多くの県民が参加できる開催方法等を検討していく他、当課独自のSNSによる情報発信により、出前講座の活用を広く推進する。</p>	県民くらしの安全課	(主要) II-1
	(3) 食品の安全性に関する情報の提供	33	広報等を活用した食品の安全性等に関する情報の提供	<p>(食の安全安心推進計画のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品に関するトレーサビリティ制度について、ホームページ等で周知した。 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度について、ホームページ等で引き続き周知を図る。 ・国と連携し、食品事業者等を対象に、必要に応じて指導を行う。 	関係課 (流通課)	
<p>(食の安全安心推進計画のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全安心DVD等による情報発信。 ・県ホームページ等による食中毒注意喚起の情報提供を行った。 <p>【R7.12月末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしていたが、該当する1件(洋菓子(硬質異物混入のおそれ))について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を行った。 	順調			<p>【継続】</p>	関係課 (県民くらしの安全課)			

<p>(4) 災害発生に対応した食の安全安心の確保</p>	<p>34</p>	<p>災害に備えた食料の備蓄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県災害備蓄指針に基づく計画的な備蓄実施 → 備蓄物資については、アレルギー対応食品（アルファ米、ライスクッキー）への置き換えを推進。 ・県民や事業所へ備蓄を進めるための広報（ホームページなど）の実施 	<p>順調</p>	<p>【継続】 引き続き、岩手県災害備蓄指針に基づき、備蓄物資を一定数確保する際もアレルギー対応食品の更新を実施する。</p>	<p>防災課</p>
		<p>災害発生時食品衛生マニュアル等の整備</p>	<p>・災害が発生した場合は、食中毒防止や被害拡大等の対策に取り組むとともに、必要に応じて災害発生時食品衛生マニュアルの見直しを実施する。</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】</p>	<p>県民くらしの安全課</p>
		<p>大規模災害に備えた栄養・食生活支援に関する人材育成及び家庭や給食施設での備蓄等の普及啓発</p>	<p>・災害時における要配慮者のための食料支援及び被災者に対する栄養・食生活支援活動を円滑に行うため、公益社団法人岩手県栄養士会との協定締結の準備を進めた。</p>	<p>概ね順調</p>	<p>【継続】</p>	<p>健康国保課</p>

(5) 学校における食育の推進(再掲)	35	食育担当者等を対象とした研修会の開催	(再掲 I-2-(1) 7) ・研修会において、食に関する指導の実践事例を紹介する等、学校における食育の推進を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3開催、受講者：101名 キオクシアアイーナ)	順調	【継続】	保健体育課	
	36	学校における食育教材の活用促進	(再掲 I-2-(1) 8) ・研修会において、食育教材を活用した指導方法の普及を図った。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者：101名 キオクシアアイーナ)	順調	【継続】	保健体育課	
	37	食に関する指導の全体計画作成と食育担当者の設置	(再掲 I-2-(1) 9) ・研修会において、食に関する指導の在り方や先進事例を紹介する等により、学校における食に関する指導の全体計画作成を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3、受講者：101名 キオクシアアイーナ)	順調	【継続】	保健体育課	
	38	早寝早起き朝ごはん運動の推進	(再掲 I-2-(1)) ・優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰制度を周知し普及啓発を行った。	順調	【継続】	生涯学習文化財課	
	39	食に関わる教育活動への支援	(再掲 I-2-(1)) ・特色ある教育に対する補助事業を通じて、私立学校における食育の取組を支援した。	順調	【継続】	学事振興課	

2 食品情報の提供と食品表示の適正化の推進	(1) 食品に関するトレーサビリティ制度の普及	40	食品に関するトレーサビリティ制度の普及推進	・制度について、ホームページ等で周知した。	順調	【継続】 ・制度について、ホームページ等で引き続き周知を図る ・国と連携し、食品事業者等を対象に、必要に応じて指導を行う。	流通課	
	(2) 食品表示に関する店舗への指導	41	店舗に対する食品表示の指導の実施	(食の安全安心推進計画のとおり) ・県内の事業者店舗について、表示点検を実施。	順調	【継続】	県民くらしの安全課	
		42	食品衛生法に基づく監視・指導と併せた食品表示制度の普及	(食の安全安心推進計画のとおり) ・監視時において適正な食品表示制度の普及に努めた。	順調	【継続】	県民くらしの安全課	
	(3) 食品表示ウォッチャーの委嘱と活動の充実	43	食品表示ウォッチャーの委嘱と研修会の開催	(食の安全安心推進計画のとおり) ・令和7年5月13日から令和8年3月31日までの委嘱期間で25名に委嘱。 食品表示ウォッチャーの資質の向上を図るため、2回開催した。 ・第1回：令和7年5月13日開催 ・第2回：令和7年9月29日開催 【研修内容】食品表示基準、食品表示の実例等について(生鮮食品(農産物、畜産物、水産物、米)及び加工食品の表示等)	順調	【継続】 ・引き続きウォッチャーの資質向上に取り組む。	県民くらしの安全課	

<p>(4) 食品の適正表示を推進する者の養成</p>	<p>44</p>	<p>食品の適正表示を推進する者の養成講習会への講師派遣</p>	<p>(食の安全安心推進計画のとおり) ・食品表示に係る講習会に講師を派遣し、事業者による食品表示の適正化を支援した。 【R7.12月末時点】 59回、1,216人</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】</p>	<p>県民くらしの安全課</p>	
<p>(5) 食品表示に関する相談の実施</p>	<p>45</p>	<p>食品表示110番の設置と県民から相談等の対応、指導の実施</p>	<p>(食の安全安心推進計画のとおり) ・食品表示110番の開設 ・食品表示専門員1名を配置した。 ・食品表示110番受理件数：8件 (※法令違反該当なし)。</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】 ・引き続き専門員を配置し、適切な対応や指導に努める。</p>	<p>県民くらしの安全課</p>	
<p>(6) 自主回収報告制度の確実な実施及び県民への迅速な情報提供</p>	<p>46</p>	<p>本県事業者の自主回収報告制度による迅速かつ適切な回収と自主回収情報の県民への提供</p>	<p>(食の安全安心推進計画のとおり) ・報告件数28件(野菜の自主検査による残留農薬の基準超過、ラベルの貼り間違いによるアレルギーの欠落、消費期限等の誤設定等)について、管轄保健所において適切な指導を行ったほか、速やかに国の食品衛生申請等システムに登録し、広く閲覧可能な状態にした。 【R7.12月末時点】 ・健康への危険度が最大の「クラス1」であって、現に流通している食品の回収があった場合、SNSを活用して速やかな情報提供に努めることとしていたが、該当する1件(洋菓子(硬質異物混入のおそれ))について、県の公式ツイッターにより速やかな情報発信を行った。</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】 ・事業者の適切な指導に努め、ホームページへの掲載等により県民への周知を図る</p>	<p>県民くらしの安全課</p>	

Ⅲ 食料供給県としての特性を生かした食育の推進

施策	取組項目	No	取組内容	R7取組状況	R7進捗状況	R8年度の方向性（予定）	担当課等	関連指標
1 農林漁業体験などを通じた生産への理解の増進	(1) 学校等における農林漁業体験学習の支援	47	学校等における農林漁業体験学習の支援	・農林漁業体験インストラクター等の派遣・紹介や、体験学習、関係施設の見学等の受入などの支援を実施。 【R7見込】 実施件数：約120件、参加人数：約14,000人	順調	【継続】	農林水産企画室	(主要) Ⅲ-1 (参考) 12
	(2) 酪農体験等の学習支援	48	酪農体験等の学習の場の提供	・「酪農出前教室」未実施の小学校で、牛乳及び酪農の知識普及の活動を実施した（22の小学校で実施）。	順調	【廃止（※次期計画から削除）】 食品関連事業者（全農）の取組に移行したことから、県の事業としては終了とするもの。	流通課	(主要) 12
	(3) 生産者と消費者の結び付きを深めた地産地消取組の支援	49	・地域における生産者や加工業者等で構成する組織づくりの支援 ・地産地消促進計画策定推進と地産地消の取組支援	・食のプロフェッショナルアドバイザーの派遣等により、産直施設等の運営強化や販売額向上の取組や生産者、食品事業者との連携を支援した。 ・セミナーや産直研修会等への参加を呼びかけるなど、各市町村の計画の実行を支援した。 ・「いわて地産地消給食実施事業所」（87事業所）及び「いわて地産地消弁当」（11件）の認定を実施するとともに、ホームページ等を活用し地産地消情報を発信した。 ・学校栄養教諭と関係機関等との意見交換会を開催した。（1回） ・国の地産地消コーディネーター事業を活用し、県内の学校給食関係者を対象に、学校給食における地場産物の供給体制構築に向けて研修会を開催した。	順調	【継続】 ・アドバイザー派遣等により、産直施設等の運営強化や販売額向上の取組や生産者、食品事業者の連携を支援 ・「いわて地産地消給食実施事業所」及び「いわて地産地消弁当」の認定を実施するとともに、ホームページ等を活用し、地産地消情報を発信 ・学校給食における地場産物等活用促進研修会の開催（1回） ・学校給食における地場産物活用等に向けた市町村支援	流通課	(主要) Ⅲ-1 (参考) 13、14
	(4) 「食べよう！いわての美味しいお米。」運動の推進	50	ごはん食の普及啓発のための情報発信	・ホームページやSNS等を活用した「ごはん食」の普及啓発に係る情報発信（X（旧Twitter）、Facebook、いわて純情米HP） 【「金色の風」Facebook】 https://www.facebook.com/iwateKonjikinokaze 【「金色の風」X】 https://twitter.com/konjiki_no_kaze 【「銀河のしずく」Facebook】 https://www.facebook.com/iwateGinganoShizuku 【「銀河のしずく」X】 https://twitter.com/ginga_no_sizuku 【「いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会」Facebook】 https://www.facebook.com/iwatekomejp 【いわて純情米HP】 https://iwate-kome.jp/ 【いわて純情米キャンペーンX】 https://twitter.com/iwate_kingincp	順調	【継続】 ・ホームページやSNS等を活用して「ごはん食」の啓発に係る情報を発信する。 【「金色の風」X】 https://twitter.com/konjiki_no_kaze 【「銀河のしずく」X】 https://twitter.com/ginga_no_sizuku 【「いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会」Facebook】 https://www.facebook.com/iwatekomejp 【いわて純情米HP】 http://www.iwate-kome.jp/	流通課	(主要) Ⅲ-1 (参考) 13、14

2 食文化や食生活の継承	(1) 食の匠の活動支援	51	食の匠の技の次世代への継承と岩手の食の魅力の情報発信強化	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県食の匠として6名を新規認定（認定総数：312名）。 ・各地域において岩手県食の匠による食文化伝承会の開催を支援し、地域住民や高校生等を対象とした伝承会を開催した（11回）。 ・HP等を活用して情報を発信した（34回）。 ・岩手ならではの食文化（岩手県食の匠認定料理）を学ぶ機会を提供するため、食の匠の技術や郷土料理のいわれを動画で記録・保存（9人・品）。 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における食の匠の活動や、学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を促進する。 ・食の匠の技を次世代に継承するため、後継者育成を行う。 	農業普及技術課	(参考) 15
	(2) 食生活改善推進員等の活動支援	52	食生活改善ボランティア等による健康的な食習慣や食文化等の普及啓発活動への支援	<p>(再掲 I - 3 - (3)(4))</p> <p>①保健所及び健康国保課が市町村ボランティア養成の支援や育成等を行った。 6/6 市町村食生活改善推進協議会長等研修会【実績：119人】 12/11 岩手県食生活改善研究会【実績：311人】</p> <p>②県民向け各種普及啓発の協働を通じた活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皮膚カロテノイドの測定で野菜摂取量を数値化できる機器（ベジメータ®）を活用した測定会の開催と結果還元で具体的な食生活改善の支援を行った。【実績：集計中】 ・いわて健康情報ポータルサイト内でお薦めレシピサイトを紹介する等、健康的な食事に関する情報発信を行った。 	順調	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベジメータ®を活用した測定事業は3カ年で事業終了 	健康国保課	
	(3) 学校給食への郷土料理の活用	53	栄養教諭等を対象とした研修会において、郷土料理活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会において、学校給食に郷土料理を取り入れる教育的効果について講義、情報交換等を行った。 (教職員経験者5年研修（栄養教諭）：9/26実施 県立総合教育センター) 	順調	<p>【継続】</p>	保健体育課	

<p>(4) 環境に配慮した食生活の推進</p>	<p>54</p>	<p>3R推進キャラクターエコロルを活用した普及啓発の実施</p>	<p>・食品ロス削減月間(10月)、年末年始及び歓送迎会シーズン(12～1月)における「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」の実施及び「もったいない・いわて☆食べきり協力店」(172店舗登録(R7.3.12現在))の取組を通じて、事業者と連携しながら食品ロス削減の推進に取り組んでいる。 ・食品ロス削減をecoマナーの一つとして位置付け、岩手県3R推進キャラクター「エコロル」のイラストを用いたアイコンを活用し、「いわて三ツ星ecoマナーアクション」への協力を呼びかけている。 ・上記の他、食品ロスの削減に向け、R3.12に策定した「岩手県食品ロス削減推進計画」に基づき、市町村や関係事業者と連携し、食品ロス削減に係る普及啓発活動を実施している。</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】 ・「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」及び「もったいない・いわて☆食べきり協力店」の取組を通じた、事業者と連携した食品ロス削減を推進 ・食品ロス削減をecoマナーの一つに位置付け、「いわて三ツ星ecoマナーアクション」を展開 ・ホームページやSNS等を通じて3Rの普及啓発を実施</p>	<p>資源循環推進課</p>	<p>(参考) 16</p>
<p>(5) 学校における食育の推進(再掲)</p>	<p>55</p>	<p>食育担当者等を対象とした研修会の開催</p>	<p>(再掲 I-2-(1)7) ・研修会において、食に関する指導の実践事例の紹介等により、学校における食育の推進を支援した。 ・食育推進等研修会(10/3、受講者:101名)</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】</p>	<p>保健体育課</p>	<p>(参考) 13、14</p>
	<p>56</p>	<p>学校における食育教材の活用促進</p>	<p>(再掲 I-2-(1)8) 研修会において、食に関する指導の実践事例の紹介等により学校における食育の推進を支援した。 ・食育推進等研修会(10/3開催 受講者:101名)</p>	<p>順調</p>	<p>【継続】</p>	<p>保健体育課</p>	

(5) 学校における食育の推進(再掲)	57	食に関する指導の全体計画作成と食育担当者の設置	(再掲 I-2-(1) 8) 研修会において、食に関する指導の実践事例の紹介等により学校における食育の推進を支援した。 ・食育推進等研修会 (10/3開催 受講者:101名)	順調	【継続】	保健体育課	
	58	早寝早起き朝ごはん運動の推進	(再掲 I-2-(1)) ・優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰制度を周知し普及啓発を行った。	順調	【継続】	生涯学習文化財課	
	59	食に関わる教育活動への支援	(再掲 I-2-(1)) ・特色ある教育に対する補助事業を通じて、私立学校における食育の取組を支援した。	順調	【継続】	学事振興課	
(6) 「食べよう!いわての美味しいお米。」運動の推進(再掲)	60	ごはん食の普及啓発のための情報発信	(再掲 III-1-(4)) ・ホームページやSNS等を活用した「ごはん食」の普及啓発に係る情報発信(X(旧Twitter)、Facebook、いわて純情米HP) 【「金色の風」Facebook】 https://www.facebook.com/iwateKonjikinoKaze 【「金色の風」X】 https://twitter.com/konjiki_no_kaze 【「銀河のしずく」Facebook】 https://www.facebook.com/iwateGinganoShizuku 【「銀河のしずく」X】 https://twitter.com/ginga_no_sizuku 【「いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会」Facebook】 https://www.facebook.com/iwatekomejp 【いわて純情米HP】 https://iwate-kome.jp/ 【いわて純情米キャンペーンX】 https://twitter.com/iwate_kingincp	順調	【継続】 (再掲 III-1-(4)) ・ホームページやSNS等を活用して「ごはん食」の啓発に係る情報を発信する。 【「金色の風」X】 https://twitter.com/konjiki_no_kaze 【「銀河のしずく」X】 https://twitter.com/ginga_no_sizuku 【「いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会」Facebook】 https://www.facebook.com/iwatekomejp 【いわて純情米HP】 http://www.iwate-kome.jp/	流通課	(主要) III-1 (参考) 13、14

IV 地域に根ざした食育の推進

施策	取組項目	No	取組内容	R7取組状況	R7進捗状況	R8年度の方針性（予定）	担当課等	関連指標
1 食育推進運動の展開	(1) 食育月間等における食育の普及	61	食育月間、食育の日における食育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・食育普及啓発キャラバンを構成団体と協力の上実施し、食育の普及啓発を行った。 【R7訪問先（実績）】 八幡平市、矢巾町、住田町、岩泉町、おおぶけキッズカフェ（八幡平市） ※参加人数：計189人 ・マスコミを活用した情報発信、食育関係機関への食育月間及び食育の日の取組についての周知等を行い、食育の普及を図った。 	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主要) IV-1 (参考) 17、18
		62	食育推進県民大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・11月3日に令和7年度岩手県食育推進県民大会を実施した。 【会場】 イオンモール盛岡 イーハートブ広場、共用通路 【内容】 (1) 各種表彰式 ・食育貢献者 ・図画・食育推進図画ポスターコンクール ・食育標語コンクール (2) 体験コーナー、標語・図画ポスター展示 (出展団体等) ・公益社団法人岩手県栄養士会・岩手県保健福祉部健康 国保課、一般社団法人岩手県歯科医師会、野菜ソムリエコ ミュニティいわて、岩手ヤクルト販売株式会社、株式会社 ツルハ 北東北第一店舗運営部、キリンビバレッジ株式会社 (3) スタンプラリー (岩手のお米新米フェア及び岩手うんめえ～もん！！グラ ンプリ2025表彰式・販売会及びいわて木づかいフェスタと 同時開催) 参加者数：731名（延べ人数、体験コーナーを含む） →アンケートを実施し、食育について意識が高まったとの 回答の割合は97.3%であった（回答者数：297人）。 	順調	【継続】 ・来場者アンケートの結果を踏まえ、令和8年度もイオンモール盛岡での開催を予定する。	県民くらしの安全課	

63	「いわて減塩・適塩の日」キャンペーンや健康づくり教室等を通じた食育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関連事業者や健康づくり関係団体とのコラボやマスメディアを活用しながら「いわて減塩・適塩の日」を中心にバランスのとれた食事と減塩に関する啓発を強化した。 【実績：集計中】 ・「健康的な食事推進マスター」との協働により、地域における食育の取組を進めた。 ・健康づくり関連事業や食品関連事業者とコラボしたキャンペーン活動等により、県民への情報提供を行った。 	順調	【継続】	健康国保課	
64	「いわて家庭の日」における食育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわて家庭の日」は、青少年の健やかな成長のために家庭の果たす役割を認識し、家庭の大切さを呼びかけ、家族・親子のふれあいを深めるきっかけとする日として、（公社）岩手県青少年育成県民会議（以下、「県民会議」）が提唱する県民運動である。この中で、「家族そろって食事をする」とや「早寝早起き朝ごはん」などを呼びかけた。 ・県民会議が毎月発行する「いわて家庭の日」のチラシを県民室に配架するとともに、県民会議のホームページや「まなびネットいわて」に公開した。また、各市町村の青少年行政担当部局のほか、県立青少年の家・野外活動センターにチラシを送付し、各種イベント・事業等での配布や掲示などを呼びかけた。 	順調	【継続】	若者女性協働推進室	
65	県産食材を活用した食育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・県内小中学校を対象とし、「いわて牛・いわて短角牛学校給食の日（11月29日）」に「いわて牛」・「いわて短角牛」を使用した学校給食の提供を支援した。 ・「酪農出前教室」を実施した。（再掲 Ⅲ-1-(2)） 	順調	【廃止（※次期計画から削除）】 食品関連事業者（全農）の取組に移行したことから、県の事業としては終了とするもの。	流通課	
66	食育の普及・推進のキャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県内飲食店と連携した県産米の増量・大盛キャンペーンの実施 （ほっかほっか亭 県内36店舗、県外33店舗 11/1～11/30） ・「いわて純情米で至福の味わい!! キャンペーン」の実施 （全国の米穀専門店を対象に県産米を購入すると抽選で景品をプレゼントするもの 2/1～2/28） 	順調	<ul style="list-style-type: none"> 【継続】 ・県内飲食店等と連携した県産米の増量・大盛キャンペーンを実施する。 ・県産米の消費拡大に向けたキャンペーンを実施する。 	流通課	

	67	イベント・フェア等での県産米PR	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント・フェア等での県産米PRによる食育の普及・推進 【いわて純情米消費拡大月間】 盛岡駅でのおにぎり配布 4/29 【「白銀のひかり」田植え行事、稲刈り行事】 田植え：久慈市 知事、生産者参加 5/14 稲刈り：八幡平市 知事、生産者参加 9/2 【県内トップセールスイベント】 イオンモール盛岡 知事出席 11/3 ・「ごはん食」の啓発を目的としたコンクール開催支援 【「ごはん・お米とわたし」作文・図画岩手県コンクール】（応募数：作文57点、図画196点 計253点） 	順調	<ul style="list-style-type: none"> 【継続】 ・イベント・フェア等での県産米PRにより食育の普及・推進を図る。 知事田植え行事 知事稲刈り行事 トップセールス等によるPR ・「ごはん食」の啓発を目的としたコンクール等の開催を支援する。 	流通課	
(2) 食育を推進する基盤整備の支援	68	岩手県食育推進ネットワーク会議と関係機関との連携の仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・食育普及啓発キャラバンを構成団体と協力の上実施し、食育の普及啓発を行った。 【R7訪問先（実績）】 八幡平市、矢巾町、住田町、岩泉町、おおぶけキッズカフェ（八幡平市） ※参加人数：計189人 ・「いわて食育応援団」認証制度の活用と企業等との連携を実施。 ・令和7年度岩手県食育推進県民大会で体験コーナーの発展に協力していただいた。 ・構成団体と食について学ぶ学生の意見交換会「学生が岩手の食育について考える会」を北日本ハイテクニカルクッキングカレッジの1年生を対象に2月に開催する予定。 【内容】 「若年層をターゲットにした理想の朝食を作ろう！」をテーマに、朝食欠食について県が事前学習で情報提供を行った上で、意見交換を行い、若年層の朝食欠食の理由や解決方法、朝食メニューについて議論する予定であるもの。 	順調	<ul style="list-style-type: none"> 【継続】 ・若者の意見を食育の取組に活かせるよう、県内の学校で食を学ぶ学生との意見交換会を開催する。 	県民くらしの安全課	

(3) 食育推進貢献者等の表彰の実施	69	食育推進活動に取り組んでいる個人又は団体の表彰の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・食育貢献者表彰の実施。※募集期間：6/6～8/18 ・11月3日の岩手県食育推進県民大会で表彰式を実施した。 	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(参考) IV-1
(4) 食育に関する広報活動の推進	70	食育推進ネットワーク会議構成団体と連携した食育に関するコンクールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進図画・ポスターコンクール及び食育標語コンクールの実施（テーマ「朝ごはん」※募集期間：6月～8月） 【食育推進図画・ポスターコンクール】 →応募総数：97件 入賞作品：最優秀賞1作品 優秀賞10作品 奨励賞14作品 【食育標語コンクール】 →応募総数：1,271点 入賞作品：最優秀賞1作品、優秀賞（団体賞）16作品、入賞10作品 （最優秀賞作品）「あさごはん ぼくにちからを ありがとう」 ※11月3日の岩手県食育推進県民大会で表彰式を実施した。 	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主要) IV-1 (参考) 17
(5) 第16回食育推進全国大会inいわての開催	71	「第16回食育推進全国大会inいわて」のウェブ開催	-	-	【終了(R3)】 ・なお、全国大会を契機に作成した食育パンフレット及び食育ダンスは今後も活用する。	県民くらしの安全課	
(6) 企業における食育活動の推進	72	いわて食育応援団の加入促進等による食育活動の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・いわて食育応援団参加団体に希望を募り、令和7年度岩手県食育推進県民大会での体験コーナーへ出展してもらい、食育の普及啓発を図った。 	順調	【継続】 ・引き続きいわて食育応援団の加入を促し、食育計画等の普及啓発を行い、企業での食育活動の取組に繋げる。	県民くらしの安全課	

2 市町村や地域における食育の推進	(1) 市町村等における食育推進の支援	73	市町村食育業務担当職員研修会の開催等による市町村食育推進計画策定支援	・市町村食育業務担当職員研修会の開催等により、市町村の計画改定や地域の課題解決等を支援するもの。 2月下旬の開催（予定）	順調	【継続】	県民くらしの安全課	(主要) IV-1 (参考) 17
		74	子ども食堂等への支援	・子どもの居場所ネットワークいわてを通じ、子ども食堂等の子どもの居場所づくりに取り組む団体等を支援した。	概ね順調	【継続】 ・子どもの居場所づくりの取組拡大を図るため、「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援を行う。	子ども子育て支援室	(参考) 19

令和8年度岩手県食品衛生監視指導計画の重点取組事項について

根拠等

- **食品衛生法**（昭和22年12月24日法律第233号）**第24条第1項**
都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、指針*に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画を定めなければならない。
※ 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年8月29日告示第301号）
- **岩手県食の安全安心推進条例**（平成22年岩手県条例第37号）
『岩手県食の安全安心推進計画』（※）の施策体系である“Ⅰ「安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進」、Ⅱ「食品に関する信頼の向上と県民理解の浸透」及びⅢ「監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実」に掲げる食品衛生分野に関する施策”について、内容をより具体的に定めるもの。

課題

- 全国的に、加熱不十分な食肉等が原因と推定される腸管出血性大腸菌やカンピロバクターによる食中毒事例のほか、ノロウイルス、アニサキス等による食中毒が継続して発生しており、引き続き効率的な監視指導を行う必要があります。また、広域的・散発的な集団発生への適切な対応が課題となっています。**
 - 県内食中毒発生状況
 - ・ 事件数：R5年4件 R6年9件（39名） **R7年11件（121名）**
 - ・ 病因物質（R7年）：**アニサキス4件、ノロウイルス4件、黄色ブドウ球菌1件、動物性自然毒1件** 等
- すべての食品等事業者による HACCP に沿った自主衛生管理の実践と定着を図る必要があります。**
 - ・ **新たに営業を始める事業者が営業開始に合わせて HACCP にも取り組む必要があります。**
 - ・ 届出対象事業者等を含むすべての食品等事業者に対し、HACCP に沿った衛生管理の実践と定着に向けた支援を図る必要があります。
 - ・ すべての食品等事業者に衛生管理の意識改革を促し、HACCP に関する専門的な知識を有する人材の育成を行う必要があります。
- 法令に基づく適正な食品表示を推進する必要があります。**
 - ・ **令和7年3月に改正された個別品目ごとの表示ルールについて、事業者に対し、改正内容の周知や適正な表示がなされるよう指導していく必要があります。**
 - ・ **「食品期限表示設定のためのガイドライン」を踏まえ、食ロス削減を考慮した、適正な期限表示が行われるよう指導する必要があります。**
- 県内に流通する食品の安全確保を図るとともに、県民の食品に対する不安を払拭する取組を行う必要があります。**
 - ・ 流通食品の収去検査における基準超過：R4年度1件、R5年度1件、R6年度1件、**R7年度1件**
 - ・ 希望郷いわてモニターアンケート(令和7年2月実施)
「食品に対して不安を感じる項目」
 - ① 農薬・添加物 **60.8%**、② 輸入食品 **56.6%**、
 - ③ 産地偽装 **34.3%**、④ 遺伝子組み換え食品 **31.9%**
- 食品の安全確保に対する県や食品事業者の取組について、県民（消費者）の理解を深める必要があります。**
 - ・ 県民（消費者）は、フードチェーンの最後の行程を担っており、食中毒予防の重要性やその手法、その他正しい食品衛生に関する知識の普及が必要です。

令和7年度重点取組事項と実績

1 食中毒予防対策	3 適正な食品表示の徹底
(1) ノロウイルス食中毒予防対策（R7年11月） 監視件数： 638 件、講習会： 22 回	(1) 監視件数：夏期一斉（ 1,938 件） 年末一斉（集計中） (2) 表示に係る県内の自主回収 25 件（R7年12月末）
(2) 食肉の生食等による食中毒予防対策（R7年6～8月） 監視件数： 1,538 件 講習会： 40 回（精査中）	4 流通食品等の検査 放射性物質： 200 件、残留農薬： 90 件、輸入食品： 49 件（R7年12月末）
2 HACCP に沿った自主衛生管理の促進 （R7年12月末） 衛生管理計画作成ワークショップ 129 回 2,209 人	5 食の安全安心に関する情報提供 リスクコミュニケーション： 4 回（R7年12月末） 出前講座： 67 回（R7年12月末）

- ### 令和8年度重点取組事項
- ※（ ）内は、「食の安全安心推進計画」（計画期間：令和8年度～12年度）における食品衛生関係施策
- 食中毒予防対策**
（施策9 製造・加工、流通段階における監視・指導）
 - ・ 適時適切な重点監視の実施（夏期・年末一斉、**冬季前のノロウイルス啓発等**）
 - ・ 持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前、デリバリー）等を行う飲食店等の監視
 - ・ 食中毒予防衛生講習会の開催
 - ・ **SNS 等の**広報媒体を活用した適時な県民に向けた食中毒注意喚起情報の発信
 - ・ 広域的・散発的な集団発生の探知及び対応に係る関係機関等との連携及び健康危害発生時の適切な対応
 - HACCP に沿った自主衛生管理の促進**
（施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援）
 - ・ **営業相談段階からのHACCP指導や講習会の案内**
 - ・ （一社）岩手県食品衛生協会との協働した**講習会開催や現場指導**
 - ・ 届出対象事業者等へのHACCPに沿った衛生管理の支援
 - ・ HACCPに関する専門的な知識を有する者及び指導者等の人材育成
 - 適正な食品表示の徹底**
（施策5 食品の適正表示の確保と推進）
 - ・ **食品表示ウォッチャー活動における重点監視食品の設定**
 - ・ **施設立入等に併せた周知**
 - ・ 食品表示法の新たな基準による表示の確実な履行に係る表示講習会の実施（当課及び各保健所単位で講習会を開催）
 - 流通食品等の検査**
（施策9 製造・加工、流通段階における監視・指導）
 - ・ フードチェーンの各段階における関係部局と連携した監視・指導・助言
 - （施策10 輸入食品に対する監視・指導）
 - ・ 流通食品の検査の継続（放射性物質**105**件、残留農薬**100**件、輸入食品**40**件等）
 - 食の安全安心に関する情報提供**
（施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進）
（施策13 情報の提供と相談体制の充実）
 - ・ 出前講座の開催や講習会等への講師派遣（出前講座 R8年度 **150**回程度開催）
 - ・ 県民（消費者）の関心が高いテーマによるリスクコミュニケーションの開催
 - ・ 県ホームページやSNS、リーフレット等の広報媒体等**を活用した**情報発信

計画の構成

「令和8年度食品衛生監視指導計画」

- はじめに
- 計画の期間及び対象区域
- 実施体制等
- 重点的に取り組む事項**
- 監視指導
 - 立入検査の実施
 - ・ 別表1__フードチェーン
 - ・ 別表2__重視すべき事項
 - ・ 別表3__立入予定回数
 - 収去検査の実施
 - ・ 別表4__収去検査予定数
 - 一斉取締り等の実施
 - ・ 別表5__年間計画
 - 違反を発見した場合の対応
- 食中毒等健康危害発生時の対応
- 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進
- 県民との情報及び意見の交換等
- 人材の養成及び資質の向上

○ 岩手県食の安全安心委員への意見照会
○ パブリックコメントの実施
令和8年2月初旬から1か月間

【計画の実施期間】
令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで

令和 8 年度

岩手県食品衛生監視指導計画（案）

岩手県環境生活部

目次

第1	はじめに	1
第2	計画の期間及び対象区域	1
第3	実施体制等	1
1	監視指導の実施体制及び食品等の検査	
2	国及び他の都道府県等との連携	
3	試験検査実施機関の信頼性の確保等	
第4	重点的に取り組む事項	2
1	食中毒予防対策	
2	HACCPに沿った自主衛生管理の促進	
3	適正な食品表示の徹底	
4	流通食品等の検査	
5	食の安全安心に関する情報提供	
第5	監視指導	4
1	立入検査の実施	
2	収去検査の実施	
3	一斉取締り等の実施	
4	違反を発見した場合の対応	
第6	食中毒等健康危害発生時の対応	5
第7	食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進	6
1	食品衛生管理者等の設置	
2	食品等事業者の責務に係る指導	
3	食品安全サポーターの委嘱	
4	模範となる施設等の表彰	
5	食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発	
第8	県民との情報及び意見の交換等	7
1	結果の公表	
2	食品等による健康被害発生防止のための情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）	
第9	人材の養成及び資質の向上	7
1	監視指導を行う職員の資質の向上	
2	食品衛生責任者等の養成及び資質の向上	
別表		9

令和 8 年度岩手県食品衛生監視指導計画

第 1 はじめに

本計画は、地域の実情を踏まえて、食品等事業者¹の監視指導、県内流通食品の検査等を効果的かつ効率的に実施するため、「食品衛生法²」（昭和 22 年法律第 233 号。以下「食衛法」という。）第 24 条第 1 項に基づき策定するものである。

また、本計画は、「岩手県食の安全安心推進条例³」（平成 22 年岩手県条例第 37 号）に基づき策定する「岩手県食の安全安心推進計画⁴」（以下「推進計画」という。）の施策体系に掲げる食品衛生分野に関する施策を具体的に推進するための計画としても位置付けられているものである。

第 2 計画の期間及び対象区域

計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

対象区域は、岩手県全域とする。ただし、法令に基づき盛岡市が実施する事項を除く。

第 3 実施体制等

1 監視指導の実施体制及び食品等の検査

- ・ 食衛法に基づく食品関係施設の監視指導は、県内 9 ヶ所の保健所が実施する。
- ・ 食品等の検査及び食中毒等の調査に係る試験検査業務は、環境保健研究センターが実施する。なお、食肉に係る残留動物用医薬品検査の一部は、食肉衛生検査所が実施する。
- ・ 「と畜場法⁵」（昭和 28 年法律第 114 号）及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律⁶」（平成 2 年法律第 70 号。以下「食鳥検査法」という。）に基づく監視指導は、食肉衛生検査所が実施する。
- ・ と畜検査は、食肉衛生検査所が実施し、食鳥検査は、全ての食鳥処理場（食鳥検査法第 16 条第 1 項の認定を受けた食鳥処理場を除く。）において指定検査機関⁷である（一社）岩手県獣医師会が実施する。

¹ 食品等事業者：食品等の採取、輸入、製造、加工、調理、販売等を行う事業者や、学校、病院等で多数の者に給食を提供する者をいう。

² 食品衛生法：飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。

³ 岩手県食の安全安心推進条例：食品等の安全性及び県民の食品等に対する信頼の確保に関して理念を定めた条例。

⁴ 岩手県食の安全安心推進計画：「岩手県食の安全安心推進条例」の基本理念や責務を踏まえ、食品関連事業者、県民及び県の三者が、それぞれの役割を果たしつつ相互に連携、協力しながら、食の安全安心の確保を目指す計画。

⁵ と畜場法：と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の適正な処理の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。なお、「と畜場」とは、食用に供する目的で獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）をとさつし、又は解体するために設置された施設である。また、「と畜検査」とは、食肉衛生検査所の職員であると畜検査員（獣医師）が、とさつ又は解体される獣畜について、疾病又は異常を排除するために行う検査である。

⁶ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律：食鳥処理の事業を許可制とするなどの必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とした法律。なお、「食鳥処理場」とは、食用に供する目的で事業として食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）をとさつし、又はその内臓の摘出等を行うために設置された施設であり、「食鳥検査」とは、食肉衛生検査所及び指定検査機関の職員である食鳥検査員（獣医師）が、とさつ又は内臓が摘出される食鳥について、疾病又は異常を排除するために行う検査である。

⁷ 指定検査機関：食鳥検査を行おうとする一般社団法人等からの申請を受け、都道府県知事等が指定する者。

- ・ 食品衛生監視員⁸にあつては、小規模営業者等がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるようきめ細かい指導を行う。と畜検査員にあつては、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、と畜場の設置者又は管理者及びと畜業者等が行う公衆衛生上必要な措置について検査又は試験を行う。食鳥検査員にあつては、食鳥処理業者が HACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう食鳥処理業者が行う公衆衛生上必要な措置について検査又は試験を行う。
- ・ 食品表示の監視指導に当たっては、食品表示法⁹（平成 25 年法律第 70 号）等を所管する関係行政機関と連携し対応する。

2 国及び他の都道府県等との連携

- ・ 広域流通食品及び輸入食品に係る違反や広域的な食中毒対応については、必要に応じ国、他の都道府県等、消費者行政部局等その他関係機関と連携し、適切に対応する。また、警察とは、特に悪質な違反事例において連携して対応する。
- ・ 盛岡市、近隣道県等において定期的開催される食品衛生関係主管課長会議、担当者会議等に参加し、情報共有及び連携確保に努める。
- ・ 農林水産部が進める水産物の漁獲から流通・加工までの一貫した衛生品質管理の取組に対し、関連施設の監視指導等を通じて、積極的な支援を行う。
- ・ 生産段階における農薬、動物用医薬品等に関する規制への違反疑い、農産物等の放射性物質の基準値超過事例及び家畜伝染病対策に係る対応については、農林水産部と連携し、適切に対応する。

3 試験検査実施機関の信頼性の確保等

- ・ 食衛法等に基づく検査を実施する環境保健研究センター及び食肉衛生検査所は、定期的に内部点検を実施するとともに、必要な外部精度管理調査を受検する。
- ・ 必要な検査機器の整備、関係職員の研修派遣等により、必要な検査技術の維持向上を図る。

第 4 重点的に取り組む事項

1 食中毒予防対策

- ・ 食中毒予防の観点から、大規模調理施設のほか、大規模調理施設に該当しないものであっても、病者、高齢者、児童等が主に利用する施設である病院、社会福祉施設、学校給食施設等に関しては、重点を置いて監視指導を実施する。
- ・ 全国的に例年患者数の多いノロウイルス食中毒について、感染症発生動向を踏まえ関係機関と連携して対応することとし、各保健所において食品等事業者を対象にした講習会の開催を通じて発生予防に努める。
- ・ カンピロバクターや腸管出血性大腸菌による食中毒について、多くは生又は加熱不十分である食肉の喫食に起因していることから、焼肉店等の飲食店営業施設、食肉処理施設、集団給食施設等を対象に監視指導を実施する。
- ・ アニサキスによる食中毒について、家庭内での発生も多くみられることから、食品

⁸ 食品衛生監視員：食品衛生法第 30 条に基づき厚生労働大臣又は都道府県知事等により任命される公務員であり、保健所等に勤務し、食品関係営業施設の許可や監視指導、収去、営業者や住民に対する衛生指導等の業務を行う。

⁹ 食品表示法：食品に関する表示の適正を確保し、一般消費者の利益の増進を図ること等を目的とした法律。食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）、健康増進法の三法について一括統合整理されたもの。

等事業者のほか消費者に対しても予防策の情報提供と注意喚起を行う。

- ・ 全国的に毒キノコや有毒植物の誤食による食中毒が毎年発生していることから、講習会等を通じて食品等事業者への周知を図るとともに、県民に対しSNS等の広報媒体や出前講座等を活用した適時な注意喚起情報の発信を行う。
- ・ 持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前、デリバリー）等を行う飲食店等の監視指導を実施する。
- ・ 腸管出血性大腸菌等による広域的・散発的な集団発生の探知及び対応に係る関係機関等と連携し、健康危害発生時に適切に対応する。

2 HACCPに沿った自主衛生管理の促進

- ・ 新規で許可取得を目指す事業者に対し、営業相談と並行してHACCPに沿った衛生管理に関する制度説明や講習会への案内、助言等を行う。
- ・ 監視指導に当たっては、一般的な衛生管理の遵守を徹底するとともに、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、その結果を踏まえて必要な助言を行う。
- ・ （一社）岩手県食品衛生協会及び食品衛生推進員（食品安全サポーター¹⁰）と協働し、食品等事業者自らが実施する衛生管理の現場指導への同行や指導方法の助言を行う。
- ・ 上記により、不備等が確認された施設に関しては講習会の案内を行うなど、早急に改善されるよう指導を行う。
- ・ 届出対象事業者等へのHACCPに沿った衛生管理の支援を実施する。

3 適正な食品表示の徹底

- ・ 令和7年3月に改正された「食品期限表示設定のためのガイドライン」を踏まえ、食品ロス削減を考慮しつつ、科学的・合理的根拠から設定した客観的な指標等に基づく適正な期限表示が行われるよう指導する。
- ・ 新たに特定原材料に追加されたアレルギー物質を含む食品表示や、遺伝子組換え食品の任意表示制度、食品の添加物等の不使用表示に係るガイドライン等表示制度に関する適正表示を徹底するため、製造者及び加工者に対し、使用原材料の点検及び加工工程の確認を行うよう指導する。
- ・ 令和12年3月までの経過措置期間となっている個別品目ごとの表示ルール改正について、製造者及び加工者に対し、改正内容の周知及び適正な表示がなされるよう指導を行う。

4 流通食品等の検査

- ・ 過去の収去検査¹¹における基準値超過事例や指定外添加物の使用事例等を踏まえ、食品等ごとの流通量の季節性変化、最新のモニタリング検査結果及び輸入食品の流通状況等を考慮しつつ、県内に流通する国産及び輸入食品の残留農薬、添加物等について検査を継続する。

¹⁰ 食品安全サポーター：県では、食品衛生法第61条第2項の食品衛生推進員を「食品安全サポーター」と呼んでおり、食品等事業者等で食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、知事が100人程度を委嘱している。食品安全サポーターは、食品等事業者の自主衛生管理が向上するよう、保健所長の指示により、HACCP方式の考え方に基づく衛生管理導入の現場指導、食品表示等についての助言や相談等の業務を行う。

¹¹ 収去検査：食品の安全性を確認するため、食品衛生法に基づき食品衛生監視員が関係施設に立ち入り、必要最小量の食品や添加物等を無償で持ち帰り検査することをいう。なお、国が輸入時に行う収去検査を「モニタリング検査」ということがある。

5 食の安全安心に関する情報提供

- ・ 食品の安全性に対する不安の低減のため、県民、食品等事業者及び行政が参加するリスクコミュニケーション¹²を実施する。
- ・ 保健所職員等を講師とした出前講座の実施等により、食の安全に関する情報を積極的に発信する。
- ・ 上記以外においても、食品衛生行政についての情報提供を図るため、県ホームページやSNS、リーフレット等の広報媒体等を通じて情報公開を進める。

第5 監視指導

1 立入検査の実施

- ・ 監視指導は、別表1の第1欄に掲げる食品群の区分ごとに、食品供給行程（フードチェーン¹³）の各段階の区分に応じて同表の第2欄から第4欄までに掲げる事項に重点を置いて監視指導を実施する。このうち、同表第2欄の採取、とさつ及び解体、食鳥処理等（採取等の後の保管も含む。）の行程に係る事項については、全ての事項について、必要に応じ、農林水産部と連携して監視指導を実施する。
- ・ 監視指導は、別表2の「監視指導に当たって重視すべき事項」を踏まえて実施する。
- ・ 立入検査回数は、過去の食中毒や苦情等の発生、大量調理及び製造・加工される食品の流通の広域性を考慮し作成した別表3に基づき、営業の特性、各地域の実情等を踏まえて実施する。
- ・ 6次産業化¹⁴を目指す農林漁業者に対し、食品の衛生的な取扱いや適正な食品表示等、食品の安全安心の確保の面から指導・助言等の必要な支援を行う。
- ・ 食品表示110番¹⁵及び食品表示ウォッチャー¹⁶からの情報等を踏まえ、必要に応じ食品表示専門員¹⁷による保健所を通じた事業者等への助言や指導を行う。

2 収去検査の実施

- ・ 収去検査は、県内で生産、製造・加工等される食品、輸入食品、広域流通食品等について、過去の立入検査結果、営業者の自主検査結果等を踏まえ、違反の可能性が比較的高いと考えられる食品及び項目について計画的に実施する。
- ・ 県内の食品製造業者において指定外添加物の使用が認められた事案を踏まえ、**当面の間**、県内で製造されるゆで卵を対象とした収去検査を実施する。
- ・ 年間収去検査予定数は、別表4のとおりとする。

¹² リスクコミュニケーション：食品の安全性に関する情報の提供や消費者、生産者、事業者等の意見表明の場の設定等により、食品の安全性に関する正確な情報を関係者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ることをいう。

¹³ 食品供給行程（フードチェーン）：生産段階、製造・加工段階、流通段階、小売段階などに分けられる食品の生産から販売に至る一連の行程。

¹⁴ 6次産業化：農林漁業者が生産（第1次産業）だけでなく、加工・製造（第2次産業）や流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図っていこうという考え方。経営の幅が広がり収益力の向上、後継者・地域の若者の雇用の創出や、地域の活性化が図られることが期待される。

¹⁵ 食品表示110番：食品表示に関する情報や食品表示制度に関する質問を受け付けるため、県に設置されている専用ダイヤル。

¹⁶ 食品表示ウォッチャー：日常の買い物などを通して、食品表示の状況をモニターするとともに、食品表示法に基づく食品の品質表示基準に違反している疑いがある表示を発見した場合や、不適正な表示に関する情報を入手した場合は、県に報告するよう県が委嘱している者。

¹⁷ 食品表示専門員：食品表示に関する相談、苦情、違反情報などを受け付けるとともに、その情報等に基づいて店舗点検などの監視・指導を実施する職員。

3 一斉取締り等の実施

- ・ 一斉取締りは、食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末に、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえて実施する。
- ・ 各事業の実施時期等は、別表5のとおりとする。
- ・ 特定の違反事例が頻発するなど食品衛生に係る問題が発生し、かつ、同一の事項を対象とした監視指導の実施が必要な場合は、随時、厚生労働省が示す方針を踏まえて実施する。

4 違反を発見した場合の対応

- ・ 立入検査により、食衛法等の規定による施設基準の違反、製造基準の違反等が発見した場合は、改善指導を行う。
- ・ 収去検査の結果、違反が発見された場合は、当該食品等について、販売の用に供し、又は営業上使用されないよう、必要に応じて関係都道府県等と連携し、廃棄、回収等の措置を速やかに講ずる。
- ・ 食衛法の違反事例については、必要に応じて食衛法第59条、第60条、第61条又は食品表示法第6条の規定に基づく処分を行い、悪質な事例については告発をするとともに、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、食衛法第69条の規定に基づき、食衛法又は食衛法に基づく処分に違反した者の名称、対象食品、対象施設等を随時公表する。そのほか、食品表示法第7条に基づき、公表をする。ただし、違反が軽微であって、かつ、当該違反について直ちに改善が図られた者は、公表の対象から除くものとする。
- ・ 違反者の名称等の公表に際しては、県の講じた措置の内容、違反原因及び改善状況についても、判明し次第、公表する。

第6 食中毒等健康危害発生時の対応

1 食中毒発生時の対応

- ・ 食中毒発生時には、国が定めた「食中毒処理要領」、「食中毒調査マニュアル」及び県が定めた「岩手県食中毒対策要綱」に基づき原因究明調査を行う。
- ・ 必要に応じて、感染症担当、水道担当等関係部局と連携し対応する。
- ・ 被害拡大防止のため、必要に応じて、食品等事業者及び県民に対して速やかに情報を公表する。
- ・ 事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性等を総合的に勘案し、繰り返し食中毒を発生させる等の事案には、告発等の厳正な措置を講じる。
- ・ 被害が大規模かつ広域に及ぶおそれがある場合等は、「食の安全安心関係危機管理対応指針¹⁸」に基づき、関係機関・関係部局はもとより、関係自治体と緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応する。

2 指定成分等含有食品及び機能性表示食品等による健康被害発生時の対応

- ・ 食衛法第8条第1項の規定に基づく指定成分等含有食品を取り扱う営業者から当該食品等が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出があった場合及び食衛法施行規則別表第17の規定に基づく機能性表示食品、特定保健用食品

¹⁸ 食の安全安心関係危機管理対応指針：岩手県危機管理対応方針（平成12年2月10日制定）に基づき、食の安全安心に係る危機事案に対し、県における情報連絡体制の整備、食の安全安心危機管理連絡会議及び関係部局の対応等を定めたもの。

等を取り扱う営業者から当該食品等が健康被害の発生及び拡大のおそれがある旨の情報
の届出があった場合は、厚生労働大臣への報告を行う。

第7 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

1 食品衛生管理者等の設置

- ・ 食衛法の規定に基づき食品衛生管理者¹⁹を置かなければならない場合は、営業者に対し、食品衛生管理者を確実に設置させるとともに、食品衛生管理者の意見を尊重し、製造又は加工を衛生的に管理するよう指導する。
- ・ 上記以外の場合にあつては、営業者に対し、食衛法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17の規定に基づき食品衛生責任者²⁰を選任し、その製造・加工、調理等を衛生的に管理するよう指導する。
- ・ ふぐを処理する営業者に対して、ふぐ処理者²¹又はその者の立会いの下に他の者がふぐを処理することを徹底するよう指導する。
- ・ と畜場法の規定に基づく衛生管理責任者²²及び作業衛生責任者²³並びに食鳥検査法の規定に基づく食鳥処理衛生管理者²⁴については、各法令に基づき、確実に設置させるとともに、衛生管理責任者等の意見を尊重し、処理等を衛生的に管理するよう指導する。

2 食品等事業者の責務に係る指導

- ・ 食品等事業者に対し、販売食品等の安全性に係る知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施、必要な記録の作成・保存等の食品等事業者の責務について指導・助言を行う。なお、生産者に対する指導・助言にあたっては、必要に応じて農林水産部と連携して行う。
- ・ 広域流通食品を製造する施設を中心に、フードディフェンス²⁵の考え方に基づいた従業員教育及び洗浄消毒剤等の管理について助言する。

3 食品安全サポーターの委嘱

- ・ 食品等事業者自らが実施する衛生管理の導入を促進するため、食衛法第67条第2項に規定する食品衛生推進員（食品安全サポーター）を委嘱する。

4 模範となる施設等の表彰

- ・ 衛生管理の状況が特に優秀で、他の模範となる施設及び食品衛生功労者については、知事表彰等により顕彰し、自主的な衛生管理の向上に資する。

¹⁹ 食品衛生管理者：食品衛生法で資格が定められており、乳製品、食肉製品等の製造、加工の過程で特に衛生上の考慮を必要とする食品を製造する営業施設に設置が義務付けられている者。

²⁰ 食品衛生責任者：本県の食品衛生法施行条例に基づき、食品衛生上の管理にあたる者として、許可を要する営業施設（食品衛生管理者を置かなければならない施設を除く。）への設置が義務付けられている者であり、調理師等の有資格者若しくは講習会で必要な過程を修了している必要がある。

²¹ ふぐ処理者：「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（令和元年厚生労働省令第68号）による改正後の食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1号において規定する、ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）が認める者又は都道府県知事等がこのガイドラインを踏まえ定める条例等の施行の時点で現に、従前の認定に係る要件（以下「既存認定要件」という。）に基づきふぐの処理を行うことを都道府県知事等が認めていた者。

²² 衛生管理責任者：と畜場法で資格が定められており、と畜場の衛生的に管理させるため、と畜場毎に設置が義務付けられている者。

²³ 作業衛生責任者：と畜場法で資格が定められており、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理させるため、と畜場毎に設置が義務付けられている者

²⁴ 食鳥処理衛生管理者：食鳥検査法で資格が定められており、食鳥処理を衛生的に管理させるため食鳥処理場毎に設置が義務付けられている者。

²⁵ フードディフェンス：悪意を持った者による危害因子の意図的な混入・汚染を防止し、食品の安全を確保すること。

5 食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発

- ・ 営業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう、業種別の講習会を開催する等の方法により支援する。
- ・ 器具又は容器包装を製造する食品等事業者に対し、器具又は容器包装を製造するための一般的衛生管理、製造管理基準に沿った衛生管理及び事業者間の適切な情報伝達を実施できるよう支援する。

第8 県民との情報及び意見の交換等

1 結果の公表

- ・ この計画の実施結果については、その概要を令和9年6月までにホームページ等において公表する。
- ・ 夏期、年末その他必要と認められる期間については、当該期間における実施結果についても、その概要を速やかにホームページ等において公表する。

2 食品等による健康被害発生防止のための情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

- ・パンフレット、広報紙等を活用し、食の安全に関する情報を広く県民に対し提供する。
- ・食品等事業者向けの講習会の実施、出前講座への職員の派遣等により、食の安全に係る知識等の普及を図る。
- ・ホームページやSNSにおいて、食中毒予防の方法、食品の放射性物質検査結果、最新の食品安全情報、食品等の自主回収²⁶等の情報を提供する。
- ・シンポジウムの開催や出前講座等を通じて、食の安全に関する情報を積極的に発信するとともに、質問、意見等を受け付ける等相互に意思疎通を図ることにより、食の安全安心に対する理解を図る。
- ・食品ロスに関する話題を県民及び事業者向けシンポジウムや出前講座で取り上げるなど、食品衛生を踏まえた食品ロス削減意識の醸成を図っていく。

第9 人材の養成及び資質の向上

1 監視指導を行う職員の資質の向上

- ・計画に基づく必要な監視指導が実施できるよう、保健所、食肉衛生検査所及び環境保健研究センターの体制を整備するとともに、関係部局と連携して、食品衛生監視員、と畜検査員等の人員確保を図る。
- ・厚生労働省や東北ブロックの自治体で開催している各種研修会等に職員を派遣するとともに、当該派遣職員による伝達講習を行い、職員の再教育を実施する。
- ・新採用職員や新たに食品衛生行政に携わる職員に対する研修を計画的に実施する。
- ・制度化されたHACCPに沿った衛生管理等の知見を深める研修を既存職員向けに実施する。

2 食品衛生責任者等の養成及び資質の向上

- ・食品衛生責任者の養成講習会を、(一社)岩手県食品衛生協会と連携して開催する。

²⁶ 自主回収：食品衛生法及び食品表示法に基づき、食品等事業者が自主的に食品等の回収を行うもの。

- 各保健所において、営業許可更新時等に食品衛生に係る最新の知見を習得するための実務講習会を実施し、食品等事業者の資質の向上を図る。
- 食品等事業者等から自主的な講習会等への講師派遣の要請があった場合は、積極的にこれに応ずる。

別表1 食品群別監視指導の概要

次表の第1欄に掲げる食品群の区分ごとに、第2欄～第4欄に掲げる食品供給行程（フードチェーン）の各段階の区分に応じて、各欄に掲げる事項に重点を置いた監視指導を実施する。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
区分	採取、とさつ及び解体、食鳥処理等（採取等の後の保管も含む。）	製造及び加工（とさつ及び解体並びに食鳥処理を除く。）	貯蔵、運搬、調理及び販売
食肉、食鳥肉及び食肉製品	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康な獣畜又は家きんのと畜場又は食鳥処理場への搬入の推進 2 獣畜及び家きんの病歴を踏まえたと畜検査及び食鳥検査の実施 3 枝肉、中抜きとたい等の微生物検査による衛生的な処理の検証の実施 4 牛及びめん山羊の特定部位²⁷（牛の脊柱を除く。）の確実な除去の検証の実施 5 と畜場の設置者又は管理者が作成した特定部位の分別管理等の標準作業書に沿った管理が実施されていることの確認 6 と畜場及び食鳥処理場における動物用医薬品等の投与歴を踏まえた残留物質検査の実施 7 認定小規模食鳥処理場²⁸における処理可能羽数の上限の遵守及び確認規程に定める方法に従った厚生労働省令で定める基準適合可否の確認、検証等の実施 8 狩猟しようとする又は狩猟した野生鳥獣の異常の有無の確認の徹底 9 食肉処理施設における解体前の野生鳥獣及び解体後の野生鳥獣肉等の異常の有無の確認の徹底 	<ol style="list-style-type: none"> 1 食肉処理施設における微生物汚染の防止の徹底 2 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 3 食品等事業者による原材料受入れ時の残留動物用医薬品の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 4 特定部位の分別管理が適切に行われていること及び脊柱が適切に除去されていることの確認 5 食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底 	<ol style="list-style-type: none"> 1 枝肉及びカット肉の流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底 2 加熱調理の徹底 3 食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底

²⁷ 特定部位：とさつ・解体時に、牛については、扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄が、めん山羊については、脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん山羊の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄が除去されている。

²⁸ 認定小規模食鳥処理場：各年度の食鳥の処理羽数が30万羽以下の小規模の食鳥処理場で、食鳥処理業者が都道府県知事等が認めた方法で自主的に異常の有無の確認を行った場合は食鳥検査が免除される。

乳及び乳製品	<ol style="list-style-type: none"> 健康な家畜からの搾乳の徹底及び搾乳時における衛生確保（微生物汚染防止等）の徹底 搾乳後の温度管理（腐敗及び微生物増殖防止）の徹底 生乳についての残留動物用医薬品の検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 製造・加工過程における微生物汚染の防止 製造・加工に係る記録の作成及び保存の推進 食品等事業者による原材料受入れ時の残留動物用医薬品の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 食品等事業者による飲用乳についての微生物等に係る出荷時検査の徹底 	流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底
食鳥卵	<ol style="list-style-type: none"> 鶏舎内の衛生管理の推進 食用不適卵の排除の徹底 採卵後の低温管理の徹底 	<ol style="list-style-type: none"> 新鮮な正常卵の受入れの徹底 洗卵時及び割卵時の汚染防止の徹底 製造・加工に係る記録の作成及び保存の推進 汚卵、軟卵及び破卵の選別等検卵の徹底 	<ol style="list-style-type: none"> 低温保管等温度管理の徹底 破卵等の検卵の徹底
水産食品（魚介類及び水産加工品）	<ol style="list-style-type: none"> 食品等事業者による二枚貝等の貝毒等に関する検査の徹底 生食用カキの採捕海域の衛生状況の確認の徹底 漁港等の水揚げ場における衛生的な取扱いの徹底 有毒魚介類等の排除の徹底 養殖魚介類についての残留動物用医薬品の検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 生食用鮮魚介類の衛生管理の徹底 製造過程又は加工過程における微生物汚染の防止 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 生食用カキの浄化处理及び採捕海域等の適正表示の徹底 フグの衛生的な処理の徹底 	<ol style="list-style-type: none"> 残留動物用医薬品、微生物等の検査の実施 水産加工品の流通管理（保存温度、衛生的な取扱い等）の徹底 加熱を要する食品についての加熱調理の徹底 有毒魚介類等の市場からの排除の徹底 フグの適正な取扱いの徹底
野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品（有毒植物及びキノコ類を含む。）	<ol style="list-style-type: none"> 生食用野菜、果実等について、肥料等を通じた動物の糞尿由来等の微生物汚染防止の徹底 残留農薬検査の実施及び食品等事業者による出荷時検査の推進 穀類、豆類等の収穫時のかび毒対策の推進 有毒植物等の採取禁止の徹底 	<ol style="list-style-type: none"> 生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進 食品等事業者による原材料受入れ時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底 漬物製造過程における微生物汚染の防止 	<ol style="list-style-type: none"> 残留農薬、汚染物質等の検査の実施 穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策の推進 有毒植物等の市場からの排除の徹底 生食用野菜、果実等の洗浄及び必要に応じて殺菌の徹底
全般（放射性物質について）	<ol style="list-style-type: none"> 国の出荷制限指示等を踏まえ、基準値を超える食品が流通・販売されないよう適切に措置されていることの確認及び販売施設における監視 出荷前の自主的な検査等が適切に実施されていることの確認 		

別表2 監視指導に当たって重視すべき事項

1 全体的な事項（HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設）
(1) 営業者の責務 ア 衛生管理計画を作成しているか イ 必要に応じて手順書を作成しているか ウ 食品取扱者等に教育訓練を実施しているか エ 衛生管理の実施状況を記録し、保存しているか オ 効果を検証し、計画・手順書を見直している
2 一般的な衛生管理に関する事項
(1) 食品衛生責任者の選任 ア 食品衛生責任者を選任しているか
(2) 施設の衛生管理 ア 施設及び周辺の清潔な状態を維持しているか イ 不必要な物品を置いていないか ウ 施設内の内壁、天井及び床を清潔に維持しているか エ 施設内の採光、照明、換気が十分であるか オ 窓及び出入口の管理が適切であるか カ 排水溝の管理が適切であるか キ 便所を清潔に管理しているか
(3) 設備等の衛生管理 ア 機械器具の洗浄・消毒・補修を適切に行っているか イ 計器類・殺菌装置等の定期点検を実施しているか ウ 化学物質を適切に使用・管理しているか エ 手洗設備に必要な備品が備えられているか オ 洗浄設備が清潔に保たれているか
(4) 使用水の管理 ア 水道事業により供給される水又は飲用に適する水を用いているか イ 貯水槽を定期的に清掃しているか ウ 殺菌装置・浄水装置の定期点検を実施しているか
(5) ねずみ及び昆虫対策 ア 定期的な駆除又は調査に基づく防除を実施しているか
(6) 廃棄物及び排水の取扱い ア 廃棄物・排水を適切に処理しているか イ 廃棄物の保管場所を適切に管理しているか
(7) 食品取扱者の衛生管理 ア 食品取扱者の健康状態を把握しているか イ 食品取扱者は衛生的な服装をしているか ウ 食品取扱者は不衛生な行動をしていないか
(8) 検食の実施 ア 検食を保存しているか イ 提供先・時刻・提供数量を記録しているか
(9) 回収・廃棄 ア 回収・廃棄の手順を定めているか
3 HACCP に基づく衛生管理に関する事項（HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設は対象外）
(1) 危害要因の分析 ア 危害要因の一覧表を作成し、管理措置を適切に定めているか

(2) 重要管理点の決定 ア 重要管理点(CCP)を適切に決定しているか
(3) 管理基準の設定 ア 3(2)アで定めた CCP に適切な管理基準 (CL) を定めているか
(4) モニタリング方法の設定 ア 3(3)アで設定した CL のモニタリング方法を適切に定めているか
(5) 改善措置の設定 ア CL 逸脱時の改善措置の内容を適切に定めているか
(6) 検証方法の設定 ア 3(1)アから(5)アの効果を定期的に検証する手順を定め、実施しているか
(7) 記録の作成 ア モニタリング・改善措置・検証の実施結果の記録があるか
4 その他
(1) 講習会を定期的に受講しているか
(2) 仕入元・出荷先等の記録を保持しているか
(3) 自主検査を実施し、結果を保存しているか

別表3 立入検査年間予定回数

ランク	立入検査回数	対象施設・業種区分等
A	2/年	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に食中毒事件を発生させた施設 ・前年度に法令に違反する食品を製造した施設 ・前年度に苦情（衛生に関することに限る）や異物混入等のあったBランク施設
B	1/年	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業（大量調理施設、旅館・ホテル、仕出し屋、弁当屋） ・広域流通を行う食品製造業 ・集団給食施設（病院、社会福祉施設等、学校等）（大量調理施設に限る） ・認定小規模食鳥処理場 ・前年度に苦情（衛生に関することに限る）や異物混入等のあったCランク施設 ・上記以外の施設のうち、保健所が必要と判断する施設
C	1回/ 5～8年	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の施設

※ と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）については、別途、策定する外部検証実施計画に基づき立入検査を実施する。

別表4 収去検査年間予定検体数

食品分類別

食品分類	検体数	検査項目									
		残留動物用医薬品	放射性物質	理化学	微生物	遺伝子組換え食品	添加物	残留農薬	貝毒、シアン	アレルギー物質	計
魚介類その他加工品	51	450	10	0	19	0	8	0	8	0	495
輸入食品再掲	7	225					2				227
食肉、卵及びその加工品	423	1,161	18	12	42	0	13	60	0	0	1,306
輸入食品再掲	8	215					5				221
乳及び乳製品等	54	0	5	64	98	0	0	0	0	0	167
輸入食品再掲	0										0
穀類及び加工品等	83	0	7	0	141	6	36	1,200	0	10	1,400
輸入食品再掲	0										0
野菜、果実、漬物等	139	0	55	0	24	0	13	8,400	0	0	8,492
輸入食品再掲	21						1	2,400			2,401
豆腐、そうざい、弁当等	85	0	0	0	506	0	6	0	0	0	512
輸入食品再掲	1						3				3
その他	23	0	10	0	16	0	9	0	0	0	35
輸入食品再掲	4						8				8
計	858	1,611	105	76	846	6	85	9,660	8	10	12,407
輸入食品再掲	41	440	0	0	0	0	19	2,400	0	0	2,859

(注) 検査項目においては、検体が重複する。

検査実施機関別

検査実施機関	検体数	検査項目									
		残留動物用医薬品	放射性物質	理化学	微生物	遺伝子組換え食品	添加物	残留農薬	貝毒、シアン	アレルギー物質	計
環境保健研究センター	504	885	105	76	846	6	85	9,660	8	10	11,681
食肉衛生検査所	354	726									726
計	858	1,611	105	78	846	6	85	9,660	8	10	12,407

(注) 検査項目においては、検体が重複する。

別表5 一斉取締り等年間計画

事業名	実施時期	対象業種、施設	実施方法
第1回食品衛生関係施設重点監視	5月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・別表3のBランクの業種 (大量調理、集団給食施設は主に学校を対象) ・飲食店(焼肉店等肉料理を主とする施設) ・食肉処理業、食肉販売業 	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPに沿った衛生管理、施設基準、規格基準、表示基準等への適合状況の確認 ・対象施設等への普及啓発
夏期一斉取締り	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・国から発出される夏期一斉取締り通知に記載される重点指導施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPに沿った衛生管理、規格基準、表示基準等への適合状況の確認 ・衛生講習会の開催 ・対象施設等への普及啓発
食品衛生月間	8月	<ul style="list-style-type: none"> ・全業種 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動、監視指導の強化、講習会の開催 ・パレード、1日食監、相談室、見学会等の実施 ・消費者等の参加による意見交換会の開催等 ・一般消費者への普及啓発
第2回食品衛生関係施設重点監視	9月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ・別表3のBランクの業種 (大量調理、集団給食施設は主に病院や社会福祉施設等を対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPに沿った衛生管理、施設基準、規格基準、表示基準等への適合状況の確認
ノロウイルス食中毒発生防止対策	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業等 ・集団給食施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係営業施設、集団給食施設等への普及啓発 ・HACCPに沿った衛生管理への適合状況の確認 ・衛生講習会の開催
年末一斉取締り	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・国から発出される年末一斉取締り通知に記載される重点指導施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPに沿った衛生管理、施設基準、規格基準、表示基準等への適合状況の確認
収去検査	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に流通する食品 ・県内で製造されるゆで卵 	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づき実施
野生山菜等の放射性物質モニタリング検査	春期及び秋期	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全市町村 ・野生山菜及び野生きのこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定品目等についてゲルマニウム半導体検出器を用いた検査を実施
食の信頼性確保向上対策	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、食品等事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーション ・出前講座への講師派遣

(参考：食品衛生業務年間計画イメージ図)

業務名	野生山菜に係る放射性物質検査	第1回重点監視	夏期一斉取締	食品衛生月間	野生きのこに係る放射性物質検査	第2回重点監視	ノロウイルス食中毒発生防止対策	年末一斉取締	収去検査	食の信頼性確保向上対策
4月	■								■	■
5月	■	■								
6月		■								
7月			■							
8月				■						
9月					■	■				
10月					■	■				
11月							■			
12月								■		
1月										
2月										
3月										

(案)

令和 8 年 1 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県食の安全安心委員会
委員長 佐 藤 至

次期岩手県食育推進計画の基本的方向について（答申）

令和 7 年 6 月 12 日付け県く第 160 号をもって当委員会に諮問のありました標記について、別添「次期岩手県食育推進計画の基本的方向について（答申）」のとおり答申します。

知事におかれましては、この答申に基づき、次期岩手県食育推進計画を策定されるようお願いします。